

拓殖大学

国際日本文化研究

第三号

目次

論文

明治期日本の「国際人材」育成とその軌跡

—— 拓殖大学を事例として 長谷部 茂 (1)

フランス知識人が見た日本人の大陸・植民地政策 (三)

—— 支那事変を中心に ワシーリー・モロジャコフ (45)

〈世話好きな継母の日本〉

一〇〇年にわたる来日ロシア人の受容からみた日露交流の特徴 ボダルコ・ピョートル (67)

今日の日中関係における五四運動のリフレクション

..... 山本 秀也 (89)

研究ノート

印中・日印関係と中国の覇権主義

—— チベット人としての視点から ペマ・ギャルポ (119)

明治期日本の「国際人材」育成とその軌跡

——拓殖大学を事例として

長谷部 茂

要旨 一九世紀の世界において、植民地の領有は「大国」の条件であった。それは植民地のもたらす富だけではなく、それ以上に、異民族異文化を自国の政策によって統治しえる文明の高さを象徴するものであった。

明治維新以降、日本の国策は、欧米の文化を全面的に受容し、それによって富国強兵、殖産興業をはかり、欧米列強の植民地にならぬよう実力を身につけ、欧米列強と肩を並べることであった。当時の日本人にとって欧米は、異民族異文化そのものであり、それと意識しないまでに同化することが、いわゆる文明開化、同時に「国際社会」への参画であった。その意味では、脱亜か興亜かを論ずる前に、日本の国策はすでに脱亜入欧以外の何ものでもなかったと言える。欧米文化の受容に汲々としていた明治前半期において、「国際人材」とは即ち欧米の文化——政治制度から科学技術、芸術まで——を身につけた日本人であった。それが一転するのは、日清戦争の勝利によって日本が台湾という植民地を獲得してからである。日本はあまり準備のない状態で、異民族異文化を統治する世界の舞台に立った。日本が大国になるためには、新たな「国際人材」の養成が必要となる。その最初の形が拓殖大学の前身・台湾協会学校であった。

キーワード：国際人材、海外雄飛、台湾、拓殖大学、桂太郎、後藤新平

一、植民地・台湾領有以後

台湾総督府民政長官であった後藤新平（のち拓殖大学第三代学長^①）は明治三十四（一九〇二）年十二月十七日、台湾協成学校（拓殖大学の前身。その後の校名改称を含め、以下「拓殖大学」と総称する。）における講演の中で、「日清戦争の結果偶々帝国の版図に帰して来て、それから台湾の統治のことに着手したと申しても差支ないのである」と述べている。「偶々」は少し誇張かもしれないが、明治維新以来、西洋文化の受容によって内向きの近代化を進めてきた日本が、明治維新から三〇年足らずで、日清戦争の勝利（一八九五年）により海外に植民地——台湾——を獲得したことは、一大事件であった。

ようやく西欧の植民地となる危機を脱したばかりの日本が、翻って今度は西欧列強並みに、異民族異文化の土地を治めることになったのである。新領土台湾はまさに「日本が果して文明国として東洋に進出する能力ありや否やの民族的試金石であった」^②。しかし、このような緊張感を持っていた日本人はむしろ少数派であった。明治三十（一八九七）年に台湾総督府参与官長石塚英藏^③が提出した「台湾ニ関スル意見書」^④には次のように述べられている。

台湾官吏ハ総テ腐敗セリ台湾官吏ニハ熟練誠実厳正ノ者ナシト云フハ一ハ軍政中ノ乱雜不規律ヲ根拠トシ以テ現
在ヲ測断シタルト一ハ彼ノ疑獄事件ヲ以テ一般ノ官吏社会ヲ概評シタル誇張ノ言タルニ過キスト雖又一応ノ理由
ノ存スルナキニアラス台湾官吏中台湾ノ経営ヲ以テ自任シ埋骨ノ決心ヲ以テ渡航シタル人素ヨリ之アルヘキモ同
時ニ左項ニ掲クルノ分子ナキニアラサルカ如シ

- 一、内地ニ於テ官吏タルノ資格ナキ者ニシテ彼ノ地ニ於テ任官ノ榮譽ヲ得ルノ目的ナルコト
- 二、一時官吏タルモ其ノ実官吏以外ニ一攫千金ノ投機的目的ヲ有スルコト
- 三、俸給ヲ増額シ又ハ恩給ヲ増額スルノ目的ヲ以テ渡航シタルコト
- 四、貯蓄（又ハ負債償却）ノ目的ヲ以テ渡航シタルモノ
- 五、台湾ニ於テ自己ノ地位ヲ進メ以テ内地ニ転任スルノ地ト為スコト

以上は、官吏について言ったものだが、石塚は、商人についても次のように指摘している。

先ツ台湾ニ在ル内地商人ハ未タ以テ真正ノ商人ト称スヘキ者甚タ少ナク多クハ所謂有志家又ハ壯士ノ輩ニ過ス随テ商業上ノ經驗ナク且ツ資本ニ乏シ故ニ商業拙劣ニシテ商機ヲ見ルコト敏ナル能ハサルハ勿論多クハ内地ノ商品即チマツチ又ハビールノ如キモ支那商人又ハ西洋商人ノ輸入シタル商品ヲ請売スルニ止マルノ有様ナリ

つまり台湾で活動するに適した人材はほとんどいないというのである。石塚はまた、台湾語の話せる日本人がほとんど皆無であるとも指摘している。しかし、石塚が待望した「台湾ノ経営ヲ以テ自任シ埋骨ノ決心ヲ以テ渡航シタル人」は、思いのほか早く、一団となつて日本から赴任して来ることになった。翌明治三十一（一八九八）年に台湾経営を側面から支援する民間組織として発足した台湾協会が、学校を創設して、そのような人材の育成事業に着手したからである。拓殖大学が創設されたのは明治三十三（一九〇〇）年。最初の卒業生を台湾に送り出したのは三年後の明治三十六年であった。彼らは、日本で初めて、海外で働くために育成された「国際人材」であった。

二、「国際人材」の意味について

明治期を題材とする本稿に「国際人材」という用語を使うのには些か違和感があった。「international」の訳語である「国際」でさえ、用いられるようになったのは、ようやく明治三十年代のことであって、まして「国際人材」は、もとより明治の用語ではない。明治どころか、この用語が日本のメディアに盛んに現れるようになったのは一九八〇年代で、むしろ最近のことである。

明治の用語で言えば、「海外に於て仕事をする」「海外に出て有用の働きをする」「海外に発展する」或いはもっと直截に「海外に向かって国運発展の先駆者となる」人材である。⁵⁾「国運発展」が些か時代がかつているのを除けば、また、国際交流や国際ビジネスという用語がなかったことを考慮すれば、現在われわれが普通に使っている「国際人材」又は「海外人材」(発展途上国の人材を言う場合もあるので)注意が必要の意味にはほぼ重なる。

もう一つの違和感は、拓殖大学の初期の人材育成の対象地域が、台湾及びのちに拡大する朝鮮、満洲、南洋といった日本の支配した植民地、又は勢力圏にあったことである。当時の日本にとって、これらは厳密に言えば国ではなく、一般に「外地」と称されていた。台湾協会自身「本会は外地関係学校創始の先覚者として時代に先鞭をつけた」(『東洋文化協会五十年史稿』)と自負している。ただ、初代校長桂太郎⁶⁾が仮開校式(明治三十三年九月)の訓話で「内地と異りて外人の間に立ちて日本人として従事する以上は一は以て我邦の紳士として我校の出身者たる体面を保ちて可恥拳動なき様」と述べたように、卒業生が外人の間、即ち異民族異文化の土地で働く心得を以て赴任する先が、外国であるか外地であるかの区別はなかったと考えてよいだろう。また実際、拓殖大学で同じ教育を受けて「外国」に赴

任した卒業生も少なくない（下記統計を参照）。なにより拓殖大学が、戦後、日本がすべての「外地」を失ったのも「国際大学」として、創設以来の建学の目的・理念を変えことなく堅持していることに、その根拠を見出すことができる。

ただ、「国際人材」の類似の表現として用いられる「グローバル人材」には違和感以上のものがある。世界でただ一つのスタンダードをビジネススキルとして身につけた人材というようなニュアンスがあり、未知の世界に入っていくより、居ながらにして海外を既知の世界として把握するような、IT的な世界観を前提にしているように思われるからである。

明治、大正、昭和前期にかけて拓殖大学が育成した卒業生は、ほぼ六割が海外に赴任した。明治期の卒業生の動向を大正三年度の統計から見ると、その赴任先は、台湾九二人、朝鮮二九七人（以上「外地」）、支那（中国）一一〇人、その他外国一五人であった。卒業生総数は物故者五二人を除いて七四六人。内地就職者は二〇七人であった。⁽⁸⁾

拓殖大学について「国際人材」を語る場合、もう一つ、「海外雄飛」という用語についても説明が必要かと思う。「国際人材」に対応するのは「海外に雄飛する人材」である。拓殖大学では戦前戦後を通じて「国際人材」とほぼ同じ意味で使われている。外地か外国かを区別しない点において、より正確に拓殖大学人材育成の主旨を表現しているとも言える。ただ現代において、死語とは言わないまでも、拓殖大学以外では、あまり使われることがない。まして「海外雄飛」に学校の存在意義そのもののような特別な意味を込めて言うことがあるので、一般的な用語としては使えないのである。

『朝日新聞』（縮刷版）における「海外雄飛」の初出は、大正二（一九一三）年、『海外雄飛の鍵』（活人社刊）という本の広告であった。その広告の文句には「海外移住希望者の葉として有望なる移住恰適地の状況を調査し其の要を

記述せるもの」とあり、それ以降の記事を見ても、主にハワイや南米、南洋諸島への海外移住を指している。大正七（一九一八）年九月には『海外雄飛』（青年文庫）という本が刊行されている。同書は上記の地域に加えて北米やオーストラリアを含み、ほぼヨーロッパ以外の全世界を網羅する本格的な海外渡航、移住の手引きである。「海外雄飛」という用語が一般に使われはじめたのはこの頃（大正七年）だと思われる。少なくとも拓殖大学においてそれ以前には使われていなかった。

『台湾時報』一〇五号（大正七年六月）に、拓殖大学創設以来の英語教員で、のち幹事も務めた元田作之進⁹が「海外雄飛」というタイトルで寄稿し、その中で「海外雄飛と云ふことは近頃の流行語となつて居ります、而して如何なる意味が之に含まれて居るかと云ふことに就ては、人によりて考も多少違ひますが……」と述べている。元田は幹事として学生と接する機会が多かったので、在学生の話しているのを耳に挟んだのであろう。

単なる流行語であった「海外雄飛」は、大正十一（一九二二）年、学校の公式文書に現れる。大学令による東洋協会大学として大学昇格を果たした最初の大学一覽『東洋協会大学一覽』（大正十一年九月）中、冒頭「東洋協會大學設立ノ趣旨及沿革」には、次のような一文がある。文中に、拓殖大学における「海外雄飛」の意味、定義がなされているようにも思われるので、少し長いが全文の三分の一ほどを引用する。

進取果象ノ氣質ニ充チ且ツ増殖ノ率世界ニ類罕ナル我民族ハ此局小ナル天地ヨリ出テ、海外ニ發展セサル可ラサル宿命ヲ有ス

偶々過ル數百年間ノ社会事情ハ我民族ヲシテ退嬰的ノ態度ニアラシメシモ今ヤ事情改マリ且ツ年毎ニ加ハル自然ノ要求ハ愈々之ヲ促シテ止マズ

然カモ之ヲ行フテ先進諸国ニ一籌ヲ輸スル所以ノ者ハ何ンゾヤ私ニ思フニ之ガ先達トナル人士ニ欠如スル事其ガ重要ナル因由ニアラサル無キカヲ

我儕此処ニ見ル所アリ乃チ東洋協會大學ヲ設立シ海外ニ雄飛セントスル斯種ノ青年ヲ養成スルヲ以テ目的トシ授クル所ノ学科覆フ所ノ氣風皆之ガ実現ヲ期ス亦時代ノ要求ナリ

「近頃の流行語」であり、意味も人それぞれ違っていた状況から、大学設立の目的として「海外に雄飛しようとする青年の育成」が、謳われるようになったのである。拓殖大学では従来、学則が変更されても、設立の目的（学則第一条）には、必ず卒業生の赴任すべき地域を明記していた。創設当初は台湾及び南清地方、明治四十年に韓国が加わり、大正四年には南洋が加わった。それをこの時、大学へ昇格するため、おそらくは文部省の指導により、目的を「商業及殖民に関する学術」と改め、地名を表記しなくなった。『東洋協会大学一覽』には、拓殖大学の目的があくまで「海外」で活躍する人材の育成であることを、どうしても言っておきたかったのである。そして実際、この時期において拓殖大学の卒業生は、従前にもまして地域を限定できないほど「海外」各地に活躍していたのである。

一言付け加えれば、「雄飛」は「雌伏」と対照して言われる。つまり何か鬱屈したものを晴らそうと主観的に働きかけるような威勢の良い語感がある。大正中期から昭和前期にかけての海外発展の躍進という時代の雰囲気や背景にしたものであろう。ただ、これを明治期の本学に照射すると、実際からかけ離れてしまうように思われる。拓殖大学の草創期における人材育成は、「豪傑になろうとするな」と桂校長が訓戒したように、より着実より慎重なものであった。その意味でも、やはり「国際人材」が新しい用語ながら、より適したものと思われる。

本稿では、まず、拓殖大学が養成した最初の「国際人材」にして、その後のモデルケースとなった台湾に赴任した

卒業生の足跡を追い、その実像を理解した上で、彼らを育てた学校と教育の実態を解明する。そこには同時に、次世代の青年に対する、当時の日本の指導者たちが描いた「期待される人間像」が映し出されるはずである。

三、事例・台湾に赴任した拓殖大学卒業生

日本統治下の台湾（一八九五～一九四五）に赴任した拓殖大学卒業生は、計三七八人^⑩。半世紀に及ぶ日本の台湾統治時代に数百万人に及ぶ日本人が台湾に渡ったことを思えば、ほとんど物の数ではない。台湾の青史に名を遺した人物もわずかである。台湾にとつて、拓殖大学卒業生一人一人の存在が取り立てて大事であるとも言えないだろう。しかし、彼らを一つの使命を負った群像としてみるならば、彼らに共通する「土着派」的な造型から、明治期において植民地台湾、ひいては日本の海外進出のために、どのような人材が求められていたかを、垣間見ることができるのでないか。彼らの台湾での活躍は、日露戦争従軍通訳と相俟って、台湾協会の教育事業を肯定し、その後の教育方針を確定するものであった。

1、台湾の土着派日本人として

拓殖大学創設の目的は極めて明確であった。「台湾協会学校規則」第一条は「台湾及南清地方ニ於テ公私ノ業務ニ従事スルニ必要ナル學術ヲ授クルヲ以テ目的トス」と謳っている。すなわち「台湾専門の人材」を育成する学校であった。南清地方とは、主に台湾と言語風俗を同じくする対岸福建省南部を指す。もとより台湾のために考慮されたものである。学生は入学前に、卒業後海外に赴任することを誓約し、建学の目的に沿うべく、台湾語・北京語、植民学、

商学、法律の基礎知識、統計学等、即戦力となる知識を習得し、何より強靱な意志と身体を鍛錬して外地・台湾に赴任した。

学則にある「公私ノ業務」の「公」とは官庁、「私」は民間企業を指す。就職先は、公私相半ばしたが、官吏となつた卒業生の中には、官途の半ばで民間企業に転じた者も多かった。卒業生が就職した民間企業は、銀行（主に台湾銀行）、電力会社、製糖会社、商社の台湾出先機関、昭和十（一九三五）年以降では台湾拓殖株式会社等のいわゆる国策会社他さまざまであるが、多数の職場を転々としたり、個人で起業したりする者も少なくなかつた。もとより現地の風土、習慣になじめず、又は衛生環境の問題から途中で帰国した者や現地で亡くなつた者もいる。

以下、「公」「私」それぞれについて、卒業生の赴任先と職務および待遇等について概説する。

（一）「公」の業務・官庁勤務 一九三人

官吏になつた卒業生は、総督府（本府）、地方官庁、地方支局（税務署、専売局等）に勤務した。彼らの配属先は、意図したかのように分散している。本府でいえば、文教局以外のすべての部署に卒業生の姿があつた。地方官庁でいえば、台湾全土一二庁（一二庁制は一九〇一年十月―一九二〇年八月実施）のすべてに配属されている。卒業生のほとんどは、赴任直後に地方に転属し、さらに各地を転々とした。主に現地人と接する基層部門の業務に従事した。出世コースとは無縁であつた。官吏を定年時まで勤めあげた卒業生は少ない。多くは途中で民間企業に転職した。

『台湾治績史』⁽¹⁾所載の統計によれば、一九二五年現在、台湾総督府に在職する公務員（官吏及び公吏）は三万八〇二七人。位階別では、勅任官二八人、奏任官六二人、奏任官待遇三〇人、判任官八七四九人、判任官待遇七八一人。これ以外の公務員は主に本島人（台湾人）の公吏、嘱託、雇員、傭員等である。巨大な官僚機構であつ

た。卒業生は同時期約一五〇人。もとより「学閥」は意味をなさなかった。卒業生は「官吏普通試験」を免除され、任官と同時に判任官となったが、高等文官試験合格の資格がなかったため、奏任官に「特進」する機会はほとんどなく、中級官吏となるのが精一杯であり、総督府の中では、「属」と呼ばれる一般職員であった。この時点で奏任官（すなわち高等官）に任じていたのはわずか三人。台湾の官界においてまったく取るに足らない存在であった。その理由の第一は、高等文官試験合格の資格を持たなかったことであるが、警察官のような警察機構のバックアップや技官のように専門技術を持たなかったことも出世には不利であった。

台湾専門の特別な人材として教育を受け、意気軒高、自信満々に台湾に第一歩を記した卒業生の感慨はそれぞれであったろうが、総督府や地方官庁に赴任した時に、彼らが感じたのは、おそらく理想と現実の間の大きな落差であったろう。台湾の巨大な官僚機構の中で、彼らは特別な存在ではなかった。一般職員の一人として、彼らから見れば台湾のことを何も知らない日本から出向してきた役人の下で、働かなければならなかったのである。おそらくこの時に彼らは初めて、桂太郎の語った「能く人の手足と為り機関と為るべき適材を造くる」（後述）の意味が分かったであろう。

(2) 「私」の業務・民間企業 一八五人

民間企業に赴任した卒業生は、官吏になった同窓と比べれば心理的には楽だったかもしれない。彼らの主な就職先は、台湾銀行（四二人）、製糖会社（三四人）、三井物産（六人）、大倉組（六人）、商船会社（九人）。うち郵船会社六人）、組合（一五人）、台湾拓殖株式会社（一五人）。勤務地は主に地方（農村地帯を含むほぼ台湾全島）の支社、事務所や工場であった。人事異動はほぼ台湾島内に限られる。まれに他の外地（南洋等）に駐在した。大正二（一九一三）年の台湾産業組合規則公布後は、各種組合で働く卒業生は年々増加した（上記一五人）。また

昭和五（一九三五）年以降は、台湾拓殖株式会社等のいわゆる国策企業に転じた者が少なくなかった。

以上、公私いずれの業務かは問わず、台湾に渡った卒業生の勤務地は台湾か台湾業務に関連する他の外地に限定されていた。まさに台湾専門人材であった。台湾に赴任した他の日本人と比較して、彼らには次のような特徴があった。

- (1) 台湾に赴任する前に台湾語を身につけていた。
- (2) 台湾の風俗習慣に基本的な知識を持っていた。
- (3) 日本の対外政策における台湾の位置づけを理解していた。
- (4) 台湾に骨を埋める覚悟を持っていた。

彼らは台湾の基層社会において台湾民衆と直接接触する職場で日台人間の懸け橋にならんとした。学校での教育は彼らに台湾への理解、台湾語の能力と台湾開発に献身すべき抱負と毅力を増進させた。彼らの「実力」は上司、同僚を凌駕したはずであるが、出世という意味では、恵まれなかった。身分、資格的な劣勢はともかく、彼らはほとんど日本での就職経験がなく、日本の社会と最初から別個の存在であった。協会や学校の指導者——かれらを激励した人たち——は、あまりに雲の上にあつて、個別に相談を持ち込める相手ではない。彼らは自力でなんとか活路を見出すしかなかった。もとより、まだ若かつたとはいえ、このような状況は在学時から何度も言われていたことであつたし、それはまた明らかに学校がそう期待し、彼らを選出した道であつた。

以上概説したところが、卒業生たちの台湾における生活の前提条件である。「土着派」ということばは、厳密にいえば現地の住民（本島人）を指す。「土着派日本人」とは、強いて言えば台湾で生まれ育つた日本人（いわゆる「湾生」）がそれである。日本の学校を卒業して赴任した一群の日本人に充てるのはおかしいが、ただ、彼らの特殊な経歴と境

遇から、筆者はこれ以外の言葉が見出せないのである。¹²⁾

2、卒業生の台湾生活——『学友会報』の記事から

台湾に赴任した卒業生の個別の足跡をたどることは難しいが、明治四十二（一九〇九）年創刊の同窓会誌『学友会報』¹³⁾に彼らが寄稿した文章から、その生活の一端を垣間見ることが出来る。

大正四（一九一五）年（第二五号）あたりまでは、記事の中心は台湾であり（それ以降は朝鮮、満洲が中心になる）、台北、台南に支部が置かれ、年一度の総会、新赴任者や転出者、訪台した学校関係者の送歓迎会の報告のほか、所管する業務の紹介や、台湾の産業、風俗習慣に関する所感等硬軟とりまぜた記事が「台湾通信」として寄稿された他、卒業生の人事異動、簡単な近況報告が毎号掲載された。

前述したように、卒業生を迎えた台湾の状況は、彼らの予期したものとは違っていた。とはいえ、否、だからこそ、卒業生間の交流は頻繁であった。彼らは早速、台北と台南に学友会支部を設立し、定期的に集まる他、歓送迎会等の行事を催した。『学友会報』は、台湾各地に分散して、日ごろ会えない卒業生たちの消息を伝えあうばかりでなく、台湾以外の赴任先（朝鮮、中国、のちに南洋、そして内地）から、さまざまな情報が寄せられた。以下に台湾について、「台湾通信」欄に掲載された記事を中心に紹介する。

『学友会報』第一号（一九〇九年九月）……学友会台北支部設立大会の模様を伝えている。参加者一九人。うち五人が総督府官吏である。ほぼ同時期に学友会台南支部も設立された。設立大会の参加者はわずか五人。台湾銀行台南支局勤務二人、台南地方法院（裁判所）勤務一人、税関一人、専売局台南支局一人である。第一期生の水野泰四郎が「台湾人の商取引について」を寄稿している。これは「台湾通信」ではなく「調査」という分類の中に掲載されて

おり、或いは学校から要請されたものかもしれない。

『学友会報』第二号（一九一〇年一月）……在学三年生の大橋力蔵が「日本の植民思想と台湾」を「校報」に寄稿している。当時の学生は朝鮮や満洲ばかりに目を向け、台湾を等閑にしていると述べている。

『学友会報』第三号（一九一〇年六月）……渡辺新五郎（第七期生）が、一〇ページに及ぶ「台湾の貿易 附述台湾の茶」の報告を寄せている。面白いことに、渡辺の赴任先は中国で、当時は上海にいた（のち上海公論・上海通信社長）。台湾税関安平支署勤務の後藤隆（第七期生）は「安平概略」と題して、安平港の貿易統計や、広く安平の歴史、風俗について紹介している。

『学友会報』第四号（一九一〇年十月）……金子輝雄（第五期生）が「嘉義消息」を寄稿している。金子は当時、阿里山鉄道工事のため、内地から出張していた。工事内容を詳細に報告した。また三浦義一（第六期生）は、「北門嶼」（現在の台南県北門郷）と題して、当地における製塩業の実情を報告している。

『学友会報』第六号（一九一一年六月）……同年四月に台湾を訪問した学校幹事で、学友会長でもあった門田正経（註）の寄稿文を載せている。門田は台北、台中、嘉義、台南、阿猴及び打狗（高雄）の各地に卒業生を訪ね、卒業生はそれぞれ歓迎会を開いている。門田は日本に戻るとすぐに「台湾行」と題するこの一文を寄せたのである。門田のこの訪問は桂太郎校長の委託により卒業生の現状を視察するためであり、彼自身にとっては四回目の訪台であった。卒業生の中にはすでに来台九年を経て台湾の生活に特に不平はないが内地に帰りたいたいとほす者もあったという。「宜蘭消息」では、寺田彦七（第七期生）が台湾北東部開発の状況、物産などについて報告している。

『学友会報』第七号（一九一一年十月）……筆名「鼓角」のおそらくは訪台早々の卒業生（第九期生）が「南溟行」を寄稿し、台湾桃園に赴任するまでの経過を描写している。台北に着いた最初の日に、先輩の森永信光（第一期生）

を総督府に訪ねると、森永が総督府で働く卒業生を紹介してくれ、夜は彼らの歓待を受けたという。その森永は、同号で小荒井恣（台湾銀行）、塩原恭平（殖産局移民課）、岡静夫（通信局庶務課→高田商会）、滝口捨次郎（台湾銀行）など卒業生の近況を伝えている。また森永は、「告在校生諸君」を寄稿して、在学生にかなり厳しい意見を述べている。拓殖大学生の当時の実情を伝えている貴重な意見なので、少し長く引用する。

明治三十六年以来台湾に赴任して来た卒業生の数は随分尠くないが其の大多数は自己の任地の事情を充分否幾分をも研究せずして来た様に思はれる実に予の如きもご多聞に洩れぬ者である乍併予等の時代には未だ台湾も総ての機関が発達して居らず出版物の如きも至つて少なく教を乞うへき人も無かつたのであるから幾分恕すべき点がないでもないか今日の卒業生は辛き経験を嘗めたる先輩も沢山あり総督府の刊行物も各方面に涉つて出来て居り其他新聞雑誌等も遺憾なく台湾の事情を紹介して居るから今少し台湾の事情に通して居るへき筈なるに一般が予等時代の者と企しく矢張り台湾の事情に疎い極言すれば全く研究して居らぬ様である故に学校や協会に尠からぬ御苦労をかけて漸く地位が極まり赴任して来ても地位場所其他予想に反し自然不平不満を洩らし未だ席温まらざるに転任の運動を為し或いは自己の不利益学校及卒業生一般の名誉を考量せず友人の忠言も馬耳東風とし帰へつて行つて仕舞ふ……。

森永は、官吏志望の卒業生は卒業間際るときに必ず文官高等試験を受けるように勧めている。また、前号（第六号）で「宜蘭消息」を寄稿した寺田彦七が南洋で亡くなったことを同期の八木正憲と渡辺順雄が連名で伝えている。

『学友会報』第九号（一九一二年五月）……在台卒業生の名簿が載せられている。同名簿によれば、会員総数一四五

名(当時)のうち退会者四九名、死亡者一〇名とあり、かなりの割合で卒業生は中途で台湾を去っている。最初の卒業生が赴任してまだ九年しかたっていない。死亡者を含め、その理由が台湾の風土や衛生状況にあったかどうかは詳らかでないが、生活条件はかなり厳しかったものと推測できる。

『学友会報』第一〇号(一九二二年十月)……桑原政夫(第五期生)が「綠蔭記」を寄稿。台湾の果物を詳しく紹介している。桑原は総督府通信局を振り出しに、台南州東石郡守、台南市助役、台中州員林郡守、基隆市長を歴任した卒業生中の出世頭であり、官吏の生涯を全うした数少ない卒業生の一人である。桑原は終戦後日本に引き揚げたのちも、山口県防府市の市史編纂や図書館業務に業績を残し、助役になった。金子輝雄は、第四号の続きとして阿里山鉄道建設の状況を伝える外、田路市郎治・近藤玄斎(大日本精糖)、塚本魁(東洋精糖)、大越篤(塩水港製糖)など嘉義在住の学友の近況を報告している。また水野泰四郎(第一期生)は、台湾阿緞から「通信」を寄せ、事務的才能に富んだ着実な人材としての卒業生の価値について語っている。

『学友会報』第二二号(一九一四年十月)……堀新平(第二期生)は「東京から台南まで」の一文で、台湾到着早々、任地台南に向かう汽車の中で乗り合わせた子連れの婦人と思いのほか台湾語が通じて喜んでいる様を伝えている。また、北條傳四郎(第一〇期生)は、堀新平を含む台南在住五人の近況を報告している。

『学友会報』第二五号(一九一五年六月)……高橋功美(第二期生)が「台湾通信」に寄稿し、彼の勤務する新高製糖の業務について述べている。彼の担当は、さとうきび農家との土地貸借に関する交渉であった。台中台銀支店勤務の北川傳(第一二期生)は、彼の担当する銀行の出納業務について述べている。

一九一〇年代後期になると、卒業生の目指す海外は、重点が朝鮮半島に移り、『学友会報』に掲載される台湾情報は次第に減っていく。朝鮮や満洲に話題を奪われた感のあった台湾が、紙面に華々しく復活するのは、第四三号(一九

二〇年九月）からである。この年、最初の文官総督であった田健次郎総督は、内地の府県行政区分に準じた地方行政制を台湾に持ち込み、従来の十二庁制（一二庁は、台北庁、桃園庁、新竹庁、宜蘭庁、台中庁、南投庁、嘉義庁、台南庁、阿緞庁、花蓮港庁、台東庁、澎湖庁）を、新たに五州二庁制度（台北州、新竹州、台中州、台南州、高雄州の五州及び花蓮港庁、台東庁の二庁）に改め、州の下に三市（台北市、台中市、台南市）、四七郡、郡の下に一五五街庄を設置した。地方行政官庁は州知事、市尹（市長）の二級制、又は州知事、郡守、街庄長の三級制となった。このように「五州二庁制」の下で新たに多くの郡、市が誕生したことは、奇しくも、拓殖大学出身の官吏にとっても大きな転機となった。高等官・地方首長第一号が卒業生から生まれた。東石郡郡守となった第一期生の森永信光がその人である。森永は制度発足後第一陣の新任郡守の一人であった。

新たに実施された地方自治制度は本島人には馴染みのないものであった。総督府は長年地方の基層社会で現地人と親しく接し、言語、民情を理解する卒業生のような日本人中堅官吏を必要とした。それはまた卒業生にとって、力を発揮する機会でもあった。卒業生が最初に台湾に赴任したのは明治三十六（一九〇三）年。第一期生はすでに一七七年の現地経験を持っていた。官吏としてもすでに中堅であり、台湾社会に溶け込んでいたが、在台卒業生のリーダー的存在であった森永でさえ、郡守になる前は、総督府総務局の一課員に過ぎなかった。いずれにしてもこれ以後、卒業生の中から地方の首長になる者が続々と現れた。郡守となった者六人。そこからさらに市尹（長）に二人が昇進している。一方、民間にあった卒業生も、地元住民との交渉が不可欠な組合の組織化や、台湾開発を牽引する台湾拓殖株式会社等国策会社の誕生で、より実力を発揮できる機会を得たと言えるだろう。

『学友会報』第四九号（一九二二年六月）……森永が「我郡」と題する長編を寄稿し、彼の赴任地である東石郡の産業、資源および郡の行政組織等について詳しく紹介している。

下って『学友会報』第九一号（一九三二年四月）には、門田正経と同様、卒業生を台湾に訪ねた小松原英太郎第二代校長¹⁵に関する記事が掲載された。小松原は、台湾で卒業生の就職先に直接働きかけたり、卒業生たちから実地に意見を聞いたりしている。台湾在住卒業生の中心的存在であった第一期生の小荒井恣は、この時の出来事として次のような回想を寄稿している。

……僕は満鮮の旅行を早め門司で校長を待ち合せ御伴して帰宅したのであつた。其時総督府に居らるゝ、部局長で協会評議員となつて居る方々と校長との間に卒業生の待遇等に就て随分突込んだ議論が交換された模様であつたが、会議後校長は非常に憂慮せられ同窓の数名を一人一人呼んで意見を聴かれたが、僕は最後に呼び出されて長時間種々な御質問があつた。僕は卑見を一通り述べ「結局此の問題は一に吾々卒業生の努力なり実力なりに懸る問題である。他力も大いに必要であるが自力の覚悟なくして何の価値もない。母校は卒業生を出して既に十年成功者らしい者もないではないかと言はれるが一足飛びに成功はかち得らるゝものではない。最初の渡台者は官庁に於て殆ど係長級であり、会社銀行に於ては係主任の位置に居り将来を卜されて居る人々もある。後輩を世話する様になるのも茲数年後であらう。徒らに他校出身の人々を羨むよりも有力なる先輩を持たぬ吾々は自己を鞭撻して孜孜として努力し実力を養成し広く認めらるゝ事を俟つのみである。母校に於ても学校の内容充実に亦生徒の素質向上に御尽力を願ひたい」とお答へしたら何時の間にか校長は僕の手を固く握つて居られ、老校長の目には涙さへ見えたのであつた。

小荒井は台湾に地歩を固め、赴台在台する卒業生の支柱ともいふべき人物であつた。子息の小荒井通之も卒業生（専

門部第二〇期生）である。通之は拓殖大学創立百年史編纂室のインタビュアーに応えて、父親の台湾時代を次のように語っている。

私の父は宮城県仙台の士族齊藤家に生まれたが故あって小荒井家に養子にいったのである。養子先の祖父は仙台藩伊達政宗公に仕え学問を教えていたそうで小荒井の姓は正宗公から頂いたものだと言っている。父は東北学院中等部を卒業し拓殖大学の前身台湾協あ会専門あ学校の第一期生として入学し卒業と同時に齊藤の生母を伴って台湾に渡り台湾銀行に就職したのである。人いちばいの努力家で頑固迄の曲がったことの嫌いな真正直な性格の人であった。そのことが認められ永年台湾銀行の支店長として台湾全島を回り勤務したのである。その頃の台湾銀行は国立の東京大学か東京商科大学（現在の一橋大学）出身者でなければ出世が出来ないと云われていたが、私立大学出身の者が支店長に抜擢されたことが話題となり当時の台湾日日新聞にプロフィールが掲載されたそうです。父が支店長時代台湾の澎湖島に旧日本海軍の聯合艦隊が入港した際歓迎式典が盛大に開催されたが、台湾総督・民政長官等が出席されたが父も選ばれ同席し祝辞を述べたそうです。台湾には数多くの先輩諸氏が要職に就き活躍されましたが常に大先輩として前向きに台湾事業に貢献してきました。

父は拓殖大学を卒業したことを誇りとし母校の為に協力を惜しまない人でした。昭和十八年頃迄は台湾でも拓殖大受験が可能で大学側の信頼も厚く毎年父の処へ答案用紙が送られて台北の会場で父が試験官立会のもとで行われました。昭和十九年私達の受験時から東京茗荷谷の校舎で行われたのでした。もともと後輩の面倒をよく見る人でした。昔は拓大を優秀な成績で卒業した学生を褒美として二人ずつ毎年台湾旅行へ大学の費用で寄こすのです。学校側は小荒井大先輩に依頼すれば大丈夫だと通知を貰えば基隆の港迄出迎えに行き、自宅に宿泊させ自費

で台湾を案内し土産を持たせて帰国させるのでした。父はこよなく台湾を愛し台湾発展の為なら当地に骨を埋める覚悟でしたが、蔣介石の命令によりやむなく折角築いた財産を没収されやむなく引揚げの身となりました。戦前の拡大には台湾で活躍した先輩諸氏の子弟が多く入学したが、夏休み冬休みに帰省すると必ず集めて温泉地に連れて行き大宴会を開き楽しませたものであった。会社の用事で東京に来ることがあれば忘れずに茗荷谷の本校を表敬訪問し教職員一同に記念品を差し上げて帰ったものである⁽¹⁶⁾。

小荒井とともに第一期生として台湾銀行に奉職した小野泰四郎は、台湾本店勤務から対岸南清の福州、汕頭、更には蘭印スラバヤ、バンコクの各支店を転々とし、スラバヤ、バンコクで支店長、本店に戻って調査課長に任じている。退職後は台湾一の富豪・林本源家の総帥林熊徴（東洋協会台湾支部評議員）に請われて、同家の経営する大永興業専務取締役、林本源製糖株式会社常務取締役に就任している。

もう一人、小荒井と前述の桑原と並んで大正期以降、卒業生の支柱として活躍したのが貝山好美（第一期生）であった。貝山は台湾産業組合規則が公布された大正二（一九一三）年に台湾に赴任し、当初は総督府殖産局に勤務していたが、彼の生涯はほとんど台湾の組合事業の創始と発展とともに歩んだといつてよい。社交的で快活、創意に富む貝山を、総督府は組合事業の専門家に育て、昭和二（一九二七）年高等官に抜擢するとすぐに民間での組合事業の展開に手腕を発揮させた。台湾の命脈といわれた米穀組合の運営では、台湾の立場から本国政府に敢えて異を唱え、全島運動を指導した。⁽¹⁷⁾

3、官吏になった卒業生の消息——『台湾総督府公文類纂』から

台湾に赴任した卒業生の半数を占める官吏在職者については、台湾総督府の公文書中に、一部史料が残されている。彼らのうち『台湾総督府公文類纂』に記録が残っている者は七十七人、名前のみの二人を除いて七五人については、何らかの情報を得ることができ、前述の桑原政夫については実に一四件の文書が残っている。ほとんどが採用、人事異動の文書で無味乾燥な内容であるが、添付された内申、履歴書、診断書から、彼らの生活の一端を垣間見ることができる。

内申は、昇級、辞職、転職等に当たって、職場の上司が台湾総督宛その理由を述べる文書である。三二人の卒業生について文書が残っている。うち辞職に関するものは一六件あるが、実はそのうち九件、つまり九人は、辞職と同時に高等官に昇級している。内申には、長年の勤務をねぎらう言葉がある。辞職後の恩給支給に配慮してのものであった。しかし例えば第九期生の出沢鬼久太については、勤務先の専売局長から在職時の業績（ジュネーブで開かれたアヘン国際会議での活躍等）が詳しく書かれており、実績を評価された昇級であったことが分かる。

履歴書は四七人が確認できる。官吏になってからの履歴には決まった様式があり、辞令をなぞったもので新たな情報は得られない。しかし一部採用時のものが残されていて、卒業生の台湾赴任以前の経歴が分かる。必ずしもすべての卒業生が卒業後すぐに台湾に赴任したわけではなかったのである。例えば第四期生の川副猶智は、卒業後関東都府、満洲水産株式会社、朝鮮金融組合等を転々としている。赤田豊（第六期生）が卒業後一時期学校の職員であったことも分かった。また、学校入学以前に数年間郵便局に勤務していた卒業生もいた。

診断書は主に辞職、休職の際に提出されるが、卒業生のうち二四人の提出が確認できた。他に内申の記述から六人

が病気による辞職であったことが分かるから、記録の残っている卒業生のうち実に三〇人（約四割に当たる）が病気で退職であった。特記すべきは、前述のとおり卒業生中、最初の高等官・郡守として活躍していた森永信光（第一期生）が郡守就任後わずか二年で頭痛、疲労、食欲不振等に見舞われ、神経衰弱の病名で辞職、帰国したことである。卒業生の期待を一身に受け、相当のプレッシャーを感じていたのであろう。

四、台湾協会が学校を設立するまで

以上述べてきた台湾に赴任した卒業生の実態を踏まえて、彼らが学んだ拓殖大学の創設の経緯と人材育成教育の実際について述べたい。

拓殖大学の設置母体であった台湾協会は、台湾領有後三年、明治三十一（一八九八）年に日本の台湾統治を民間から支援する団体として発足した。「台湾の開発」を主眼として、台湾の実情を広く調査・研究して情報を発信すること、実業上の人的交流を図ることを重視した。その一〇項目の事業の中に「五、彼我言語練習ノ便ヲ図ル事」を掲げ、台湾語習得の必要は認めていたが、学校の経営までは当初、考えていなかった。

それがわずか二年間で、学校を創設するに至ったのは、ともに留学経験者であり異文化理解の必要を痛感していた会頭桂太郎（ドイツ留学）と幹事長水野遵（清国留学）のリーダーシップがあったからだと思われる。桂太郎は、かつて日清戦争の際、日清貿易研究所（のちの東亜同文書院）の学生が、現地で通訳を買って出て献身的に働いたことに深く感銘を受けていた。また、自身のドイツ留学体験や日清戦争での占領地行政、それに続く台湾総督としての経験から、地域の言語と風俗、文化習慣の事情に精通した人材の必要を痛感していた。陸軍内にあって軍人の清国留学

を制度的に推し進めたのも桂であった。水野遵は、初代台湾総督府民政局長。清国留学の経験があり、のち初代台湾総督樺山資紀と行動をともし、領台以前の台湾を熟知していた。

ただ、実業主体を掲げて主に台湾事業を展開する実業家の寄付と会費によって賄われていた協会においては、新たな事業（教育事業）に着手するには、独断専行は許されない。協会の内部でそれなりのコンセンサスが必要だったと思われる。協会はその機関誌『台湾協公会会報』を通じて、台湾開発のための人材の必要性について、西欧列強の植民地経営を例に紹介しながら、会員の啓蒙に努めている。

1、協会内の啓蒙活動

学校創設までの動きを台湾協会機関誌『台湾協公会会報』の記事からたどってみる。機関誌『台湾協公会会報』には、列強植民地の事例がたびたび紹介された。

『台湾協公会会報』第一号に「仏国植民協会」の紹介がある。これはフランス人女性を植民地に移住させる計画について述べたものである。『台湾協公会会報』第三、四号では、「アルゼリー」の状況及び制度」を連載している。フランスの経済学者による自国植民地政策の批判を掲載する等、基本的にフランスの植民地政策、ことにその同化政策には批判的である。『台湾協公会会報』第一〇、一二号連載の「仏国植民地防禦政策」（カパール・ダンヴィル）は、フランスの植民政策に関する議案を翻訳、紹介したものである。

これらと並行して、『台湾協公会会報』第五号から編集委員の河合弘民による西洋各国の植民政策の紹介が、「独逸植民政策」（第五、六号）、「和蘭植民政策」（第七、八、一〇、一三号）、「仏国植民政策」（第一四、一五、一六号）、「英國治下に於ける印度」（第一七号）、「以太利植民政策」（第一八号）のように矢継ぎ早に発表される。台湾をかつて支

配したことのあるオランダを含めた各国の植民政策の現状を伝える新聞報道が主だが、河合の（或いは当時における協会の）意向を反映したものと考えられる。全体の論調は、イギリス、ドイツを評価し、フランスを排除するもので、政策的には前者の民間の力による植民、自治による植民地統治に賛成し、後者の政府主導、植民地同化に反対している。いずれにしても協会会員の啓蒙を意図したものであろう。

植民人材に関する記事としては、『台湾協会会報』第五号（一八九九年二月）に、桂会頭に宛てた協会評議員阪谷芳郎の「台湾大学設立ニ関スル意見」が掲載されている。この「意見」には前言として、「左に掲ぐるは阪谷芳郎氏の台湾大学設置に関する意見書なり、台湾今日の現況に鑑みれば、大学設立の如きは、到底短日月の間に成功すべしとも思はねども、真に台湾の文化を進めんと欲せば、必ずや台湾大学を設立せざる可からず、吾人は速に其期の来らむ事を望む」とある。おそらくは河合弘民が書いたものと思われる。もとより後年（昭和三年）設立された台北帝国大学とは性格が異なる。

阪谷は、「国家統治の基礎を定むるは教育にあり教育は以て言語文章を一にし人情民心を混一にする所以なり就中大学は国家の原動力たるべき人材を養成する所にして開明発達の源泉たり」と冒頭に述べ、普仏戦争の結果、獲得したアルサス・ロレーヌ地方にドイツ政府は直ちに巨万の資を投じてストラスブルグ大学を設立したこと、イギリスはまた昨年（一八九八年）スーダンを征服すると直ちに当地に大学（Gordon Memorial College）を設置する準備に着手したこと、またフランスもそれに対抗してフランス語の大学を起そうとしていること等の実例を挙げて、「台湾経営上同地に大学を設立するを一大急務なりと信ずるものなり」と結論している。前言にあるとおり、協会がこの意見の実現に向けて真剣に調査した形跡はないが、協会の会員に台湾のための学校設立の必要性を知らしめる役割を果たしたものと考えられる。

『台湾協会会報』第一七号（一九〇〇年二月）では、「仏国大学に於ける植民学の研究」が掲載され、フランスの各大学が一八九〇年代に設置した植民学に関する学科課程、履修学生の人数、及びフランスリヨン商工会議所が企画している「東方フランス植民学校」創設の消息を伝えている。同号の誌面に拓殖大学創立の原案となった「植民学校設置建議案」が掲載されている。協会関係者の注意を引いたものと考えられる。「緬甸に於ける行政」（『台湾協会会報』第二〇号、一九〇〇年五月）は、イギリスが植民地ビルマで地方行政を担当している Deputy Commissioner の役割について紹介している。Deputy Commissioner は、中央の行政長官を補佐し、警察、監獄、徴税、土木建設等地方の業務を任されており、現地の言葉、地理、風俗や住民の生活状況を熟知しているという。協会が台湾に特化した人材を検討した際に参考にしたと思われる。学校設置直後の第二五号（一九〇〇年十月）には「仏国植民政策一斑」と「官吏殖民」の二編が収録されている。いずれもフランス植民政策の中央集権主義の失敗を批判し、日本の台湾経営が政府主体で進み、国民に海外に進出しようとする気概がないために、むしろフランス風になりつつあることに危機感を抱いている。

2、学校創設に向けた動き

前記の会員向け啓蒙活動を展開しつつ、協会は着々と学校設立の準備に取り掛かっていた。同じく『台湾協会会報』からその経緯をたどってみる。

協会発足の年、明治三十一（一八九八）年の十一月五日に開催された協会の講演会で、協会評議員の伊沢修二は「台湾の学事」について講演した（『台湾協会会報』第二号掲載）。伊沢は、領台と同時に台湾総督府にあって、台湾における教育制度の基礎を打ち立てた人物である。伊沢はこの年の六月に総督府を辞したばかり。この講演は、当事者に

よるほぼリアルタイムの台湾教育事情であった。

明治三十二年四月十一日、水野幹事長は協会京都支部発会式の席上、初めて台湾語を教える学校の設置に言及した。資金さえあればすぐにも内地（日本）に設置したい意向であった。

学校設置のための準備が本格化するのはこの年の十月、協会幹事の一人・三枝光太郎の台湾出張からであったと考えられる（『台湾協会公報』第一四号）。三枝は、明治三十二年十月二十八日に基隆に到着。即日台北に入り、各機関を精力的に訪問しているが、その中に、国語学校、警官及び司獄官練習所、台北公学校、台北師範学校等の教育機関があった。注目すべきは、三枝の帰京を報じた『台湾協会公報』第一五号（一八九九年十二月）掲載の「寄贈書目」に、二〇種に及ぶ台湾総督府刊行物が出現したことである。三枝が台北で入手し、協会に寄贈したと考えられる。それらは、協会の蔵書としてこれまでまったく馴染みのなかった教育関係のものばかりであった。学校設置準備のための参考として入手されたものであろう。

年が改まって明治三十三（一九〇〇）年一月、町田則文「台湾総督府国語学校」が『台湾協会公報』第一六号に掲載された。台湾総督府国語学校は明治二十九年九月の設立。師範部と語学部からなり、師範部では内地人（日本人）の教師を育成し、語学部では国語科で本島人（台湾人）に日本語を、土語（台湾語）科で内地人に台湾語を教えた。町田は当時、国語学校の校長であった。土語科の入学資格は小学校卒業以上、修学三年、台湾語（毎週一二時間）を重視したが、それ以外は、中学の基礎科目である。明治三十五年に廃止され、卒業生はわずか六二人であった。最後の卒業生が巣立った翌年に、拓殖大学の最初の卒業生が生まれた。ただし、両者の関連の有無は詳かでない。

学校設置のことが協会で公に議論されるようになるのは、二月十二日の評議員会以降である。協会幹事の一人・石塚剛毅は「植民学校設置建議案」を桂会頭宛に提出した（『台湾協会公報』第一七号）。同建議案には下記の「計画

一斑」が付されている。

計画一斑

一 学科、支那語（台湾土語を含む）英語、露語、朝鮮語、国際公法、国際私法、行政学、経済学、外交史、殖民史、憲法、（学期を三年とす）

一 経費、本会基本金の利子及学生授業料を以てし、尚不足を生ずべきに依り向ふ十ヶ年間国庫より毎年約壹万円補助を請ふこと

一 卒業生は無試験にて台湾総督府判任官に登用され数年の後は其成績に応じ高等官に採用するの特典を与へらるゝこと、及外務省の挙行する外交官領事官試験に応ずる便を得せしむること、並びに海外実業に従事するに便ならしむること

この建議案に対して評議員会は、資金不足を理由に決定を先送りした。協会内に学校設置に消極的な勢力があったためか、或いは同席していた後藤新平台湾総督府民政長官へ暗に資金援助を迫ったものか、定かでない。ちなみに台湾総督府が年間一百万円の補助金提供を決定するのは約一年後の明治三十四年四月であった。この建議案における学校は、「植民」を謳っており、科目編成、資金の来源や卒業生の待遇からみて、単純な語学学校ではなく、あきらかに「植民地の行政官」を養成する植民学校だった。しかも官立ではないが、すくなくとも半官半民で構想された。その後、設置認可後の学科課程では、行政科と実業科を分けているが、わずか二年後には行政科が廃止され、「官吏養成」の色合いが薄れた。公私の業務といいながら、実業に重点が移ったと考えてよい。

四月五日の台湾協会評議員会では、再び「植民学校設立」が審議された。まず石塚の「建議」を調査するための調査委員二四人が桂会頭の推薦で委嘱された。委員には、前述の三枝光太郎、伊沢修二や石塚剛毅本人も含まれている。同月十九日に第一回調査委員会が開催された。学校の設置は実質上、この委員会で決定された。桂会頭は伊沢修二を委員長に指名。さらに校名、学課、経費、設備等を検討して具体案を作成するための起稿委員（設置準備委員）として、伊沢以下五名を指名した（『台湾協公会報』第一九号）。具体案の内容は不明だが、少なくとも「学課」について、伊沢の意見が色濃く反映されたことは疑いない。

翌五月二十六日の協会第二次総会の席上で、協会学校設立の具体案が満場一致で承認された。同年六月二十一日、東京府に対して学校設置許可申請、同年六月二十六日、設置認可取得。学校設立の正式決定は、七月二十五日の評議員会であった（『台湾協公会報』第二三号）。

こうして同年九月、「台湾及南清地方ニ於テ公私ノ業務ニ従事スル」（台湾協公会学校校則第一条）人材の養成をめざす拓殖大学が創設され、同年九月十五日仮開校式が挙行された。

五、拓殖大学草創期の特徴

前述のように協会は、短期間とはいえ、入念な準備と慎重な議論を重ねて、日本で最初の「国際人材」育成のために特化した学校を創設した。その成否は一に卒業生の活躍にかかっていた。前掲「三」に実例として紹介した卒業生たちが、卒業後の前途いまだ茫々たるこのような学校に入学するのは、よほどの覚悟が必要だったと想像される。一方、彼らが、不安を払拭すべく学校の用意した学科課程をまじめに学び、教師の薫陶を熱心に受け入れたことも想像

に難くない。彼らが社会人として経験した台湾の生活が意に叶ったものかどうかはともかく、彼らの生涯は台湾に赴任する前に、その学校教育によって決まっていた。しかし、彼ら自身がこの学校について、当時においてどれほど理解していたかはわからない。

以下に学校草創期の特徴を六つの点にまとめて紹介する。これらの特徴はすべて「台湾」とかかわっている。後年「拓殖大学」という校名が定着するまで、学校は「台湾学校」と、近隣住民からも親しみを込めて呼ばれていた。

1、NGOの事業の一つとして設立・経営された学校

明治時代の私立学校は主にキリスト教の教会、仏教の教団、または教育者、政治家、社会運動家によって創設された。拓殖大学の場合、学校を創設したのは、思想家や教育者、或いはキリスト教や仏教の教団ではなく、植民地台湾の経営を側面から支援する民間団体・台湾協会（NGO）であった。台湾経営の根本が「人」にあるという認識から、台湾に特化した若い人材の養成を急務だと考えるようになったのは前述のとおりである。学校の創設、そして学校の目的、経営方針、学則、教員の採用等々学校経営をめぐる重要事項はすべて協会の総意として、協会の理事会、評議員会、総会で審議、決定を経たものであった。初代校長には桂協会会頭が就任したが、それもまた協会の決定によった。桂会頭や幹事長の水野遵が当初から学校設置の意向を持っていたことは確かであるが、協会の役員、会員を納得させるためには、機関誌等を通じて啓蒙に努める必要があったことは、前述したとおりである。

台湾協会はその後、明治四十（一九〇七）年、業域を全アジアに拡大し、東洋協会と改称した。

2、海外（外地）で働く人材養成のための学校

学校の設立趣意書¹⁸⁾には、「専ら新領土経営に要する往邁敢為の人材を養成し彼我の交情を潤和便安ならしめ以て殖産興業の発展を裨補し聊か台湾の将来に貢献する所あらんことを期す」とある。労を厭わず困難に立ち向かう気概を持つ人材を育て、台湾の開発、発展に貢献するという主旨である。それが学則の形で明文化されたのが、第一条「本校ハ台湾及南清地方ニ於テ公私ノ業務ニ従事スルニ必要ナル學術ヲ授クルヲ以テ目的トス」である。学校の目的を、明確に台湾及び南清地方（台湾の対岸福建省）で働く人材の養成であると謳っている。

この第一条に定める卒業生の赴任先は、明治四十年に韓国が加わり、大正四（一九一五）年に南洋が加わる。大正十一年の大学昇格以降は地名を表記しなくなったが、卒業生の赴任先はすでに特定の地域に限定できないほど、アジアの広範な地域に及ぶようになっていた。

協会は主に会員の寄付によって運営されていた。アジアビジネスを展開する会員は、卒業後の採用を考えて、必要な人材について学校、時には学生に直接意見を述べた。その中には大倉喜八郎、渋沢栄一といった実業家もいた。¹⁹⁾

3、卒業生の海外勤務を義務づけていた学校

学則第十条は「卒業ノ上ハ永ク台湾及南清地方ニ於テ業務ニ従事可仕候也」という在学証書（誓約書）の提出を求めている。卒業後海外に赴任できない場合は、保証人連署でその理由を提出することになっていた。実際、卒業生の約六割が海外に赴任していた。「国際人材」の育成に力を注いだ学校は多いが、卒業後に海外赴任を義務付けるまでに徹底した学校は、当時の拓殖大学だけであろう。

4、台湾総督府の認可を必要とした学校

当初、学校の最大の受益者であった台湾総督府（外地行政機関）は、年一万円の補助金を創立の翌年から給付していた。他の私学に比べ教育資金は潤沢であった。校舎も寄宿舎（一九〇一年完成）もこれによった。一方、台湾総督命令書により、学則の変更には、東京府・文部省の外、台湾総督府の認可を必要とした。また、台湾総督府は成績優秀者を優先して採用することができた。

台湾からは総督をはじめ主だった人物が学校を訪れ学生に向けて直接話しかけた。のちに第三代学長になる後藤新平や第二代学監になる新渡戸稲造等である。

5、全寮制を採用し、教職員・学生・卒業生間に一体感のある学校

学校は当時の私学としてはめずらしく昼間授業であったことに加え、全寮制であった。そこから、教職員・学生・卒業生間に一体感が生まれ、今の言葉でいえば全人教育が可能となった。日本人同士の共同生活で相手を心服させられない人間は、異民族の間で働き、その信用を勝ち取ることはできないという考えから、学生を厳しく指導すると同時に自主性を尊重した。もとより卒業後の進路を同じくする学生・卒業生の連帯は強かった。

6、海外勤務に特化した学科課程を持つ語学学校のような学校

前述したような学校およびそれを取り巻く環境の中で、学生は何を学んだのか。一言でいえば、海外勤務に特化したカリキュラムである。

図2 明治37年度学科課程

右課目中商品学、商事要項、税関倉庫ハ時宜ニヨリテ之ヲ欠クコトアルベシ	学科課程表														
	第一学年 毎週				第二学年 毎週				第三学年 毎週						
商 品 学	商 業 地 理	簿 記	数 学	英 語	法 学	支 那 語	台 湾 語	英 語	法 学	支 那 語	台 湾 語	英 語	法 学	支 那 語	台 湾 語
二	二	二	二	二	七	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二
商 事 要 項	数 学	簿 記	民 法	植 民 論	統 計 学	英 語	法 学	支 那 語	台 湾 語	英 語	法 学	支 那 語	台 湾 語	英 語	法 学
二	一	一	一	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二
税 関 倉 庫	經 済 学	國 際 法	國 法 学 (憲法)	財 政 学	商 法	民 法	英 語	支 那 語	台 湾 語	英 語	法 学	支 那 語	台 湾 語	英 語	法 学
一	一	一	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二

図1 創立時（明治33年度）学科課程

第一学年		第二学年		第三学年	
週	毎	週	毎	週	毎
台湾語	五	台湾語	七	行政科	四
支那官話	五	支那官話	五	支那官話	三
法学通論	一	英 語	五	英 語	四
英語	六	簿 記	一	簿 記	二
經濟学	二	統計学	一	統計学	一
亞細亞史	一	經濟学	二	民 法	二
商業地理	一	植民論	一	植民論	二
簿記	二	民法	一	財政学	二
数学	二	民法	一	統計学	二
		行政法	一	数学	一
		憲法及國際法	一		

創立当時（明治三十三年度）と明治三十七年度の学科課程を上に掲げた。草創期の拓殖大学では、語学の履修時間、履修方法を中心にほぼ毎年学科課程に変更を加えている。

科目の構成は大きく分けて、語学、商学、法律経済の基礎と植民に関するものの四分野である。中でも語学は、語学学校並みに充実している。創立時、三年間兼修するとしていた台湾語と支那官話は、第一、第二学年選択、第三学年兼修に改められた。語学の履修時間は創立以来微増を繰り返した。一足先に現地赴任した卒業生がフィードバックした結果であると思われる。明治三十七年度の「台湾語或は支那語（北京語）」は、第一、第二学年一時間、第三学年一四時間、英語はそれぞれ七時間、六時間、四時間となり、語学の履修時間は全科目の約六割を占めている。なお、支那官話（北京語）はのち清語、支那語と改称された。

語学以外で三か年履修する科目は簿記だけである。商業地理、商品学、商事要項、商法等、商業関係の科目が多いことは、海外勤務先に民間企業が増えたことの反映であろう（実業科と行政科の区別は明治三十六年度で廃止されている）。のちに商科大学となる端緒が表れている。

植民論の開講は、学校の成り立ちから当然のことである。統計学の開講は少し異質な感じもあるが、台湾の戸口調査（国勢調査）の実施に卒業生が従事しているところから見て、台湾総督府の要請であったかもしれない。

英語以外の語学は、このあと、明治四十二年度から「支那語台湾語又は朝鮮語」、大正九年度から「支那語露語又は南洋語」に移行する。露語とはロシア語、南洋語とはマレー語とオランダ語である。朝鮮語を選択した学生は、明治四十年代からは第三学年を京城（ソウル）分校で勉強した。

六、卒業生に求められていた資質

前述した拓殖大学草創期の特徴を踏まえ、拓殖大学が目指した近代日本を担うべき「国際人材」とはどのような青年であったのかを、学校関係者が直接、学生に語りかけた言葉から分析してみる。

1、学校指導者の薫陶

学校創設時において協会及び学校関係者が学生に行った訓辞から、彼らの学生の資質に対する期待、要求について語った部分を摘録する。引用文中傍線は筆者。

(1) 桂太郎校長

仮開校式（明治三十三年九月）の訓話は次のとおり。

校長として余が生徒諸子に切望する所は本校の以上の如き主旨を以て設立せられたる以上は此校の生徒諸子は

能く此意を体して卒業の後には台地若しくは南清に於て飽迄諸般の事業に従事するの志望を堅固にして必要な学問知識を養成すると同時に極めて其体格を壮健にするの心掛なかるべからず。……内地と異りて外人の間に立ちて日本人として従事する以上は一は以て我邦の紳士として我校の出身者たる体面を保ちて可恥挙動なき様……

桂がここで語った言葉は、のち「積極進取の気概とあらゆる民族から敬慕されるに値する教養と品格を具えた有為な人材の育成²⁰」という建学の理念・精神として明文化され、今に継承されている。

明治三十五年九月の始業式における訓辞は次のとおり。

本校学生は何れも入校の始に於て決心し入校したるが如く、卒業後は内地に於て職業を執るに非ずして、台湾の事業に従事する者なれば、其学科も最も時事に適切なる者を授くる次第にて、修業の間に於ても其心を以て勉強すべく、又衛生にも注意し卒業後台地の就業に耐ゆることを期せざるべからず。又本校育英の目的は、豪傑を造くるに非ずして、能く人の手足と為り機関と為るべき適材を造くるにあれば、各自此辺に付ても平生能く心得て、十分奮発せられんことを望む

(2) 河合弘民幹事

『台湾協会会報』で植民政策の専門家という立場で健筆を振るっていた河合弘民は、協会が学校の設置を決めると、学校の幹事に就任した。『台湾協会会報』第二二号（一九〇〇年七月）に「台湾協会学校の設立」を寄稿し、次のように述べている。

今日我国識者の口を極めて台湾移民を説くあるも国民の大半は遂に対岸の大災視するを免れざる所以の者は蓋し未だ植民思想の深く国民の頭腦中に浸潤せざるに基く者にして植民思想の国民腦中に浸潤せざるは則ち対外人材の生れ来らざる所以なれば苟も対外人材の養成を望まんとせば必ず植民思想の普及を計らざる可からず是即ち台湾協会の因て生まれたる所以にして実に亦台湾協会学校の設立を見たる所以なり。協会学校の目的や斯の如し故を以て其養成せんとする所の学生は勇邁敢為事に臨て逡巡せず千挫に屈せず万難を排し能く国民膨脹の実を全ふする人材たらしめんことを要す彼の徒に凶書に沈湎して生ながら蠹魚の化身となる輩の如きは固より我協会学校の望む処に非ず然れども亦漫に大言壮語を縦にして半生何の為す所なく徒に破帽弊袴の豪態を学ぶ者は決して亦我協会学校の需むる所に非ず要は唯着実温厚必ず其目的を貫くのを養はんと欲する而已今や我国学生の元氣漸く消沈し十数年来苦辛惨憺の余僅かに練り得たる腦漿は総て五斗米を得んが為めに消磨し尽くして半生亦何の為す所あるなし……我輩の望む所は此間に立て最も着実に終始一貫必ず其目的を徹せずんば已まざるの士を養はんと欲す是れ実に我協会学校の目的として而して亦台島百年の長計たるを信ずればなり

河合は、当時の日本人一般民衆に「大国民」の襟度がないことに憤慨し、それと正反対の資質を学生に求めている。

(3) 児玉源太郎台湾総督

台湾総督であつた児玉源太郎は、明治三十五（一九〇二）年五月三日に来校し、学生に訓諭した。児玉は、緊迫しつつある対ロシア関係を視野に入れ、台湾総督の立場にありながら、学生の目を広く大陸に向けさせようと、「今日諸君が学ばるる所の言葉の遣はれる範圍だけは皆諸君の働き場である」といい、台湾語よりはむしろ北京官話を大い

に活用して、「頑固な場所」である大陸清国に赴き、「此の頑固な人を啓発」するため「忍耐に依って氣永く彼と交際し、彼の信用を得て、彼の及ばぬ所を啓発して行くといふことが、諸君の御責任であらうと思ふ」と述べた。それには即戦力が必要であり、「意思は確定し……仕事場の位置も確定して居る」台湾協会学校の学生こそ期待される人材であると強調した。

この時の感想を後に本多兵一（第一期生）は、ある鼎談の中で「私達は、この学校は台湾協会の学校なんだから、台湾が活動の地盤だと思つておつた。ところが台湾総督の児玉さんが来て生徒にいろいろ訓示をされたのです。君らは台湾というような小さいものを考えていちやいけない、大陸をやれ。それは卒業間際でしたが、台湾じゃない、大陸に大いに着眼しなければならんという話を承つて、非常に感動しました」と語った²⁾。

（4）新渡戸稲造台湾総督府殖産局長心得

新渡戸は、明治三十六（一九〇三）年六月二十日、寄宿舎で学生向けに講演し、自分は「外国人には日本のことを君子国のように言うている」が、実は日本人は「家に居つて炬燵か何かに首を突込んで居つて、天下丸呑みのようなことを言つて居る……四畳半の君子」だとその島国根性と視野狭窄を批判し、「其ノ度量をモツト大きくしなければならぬ」と述べた。

また大正六年度の卒業式の訓辞で、「吾輩が諸君に望むことは個人として強かれといふことを言ひたいのである、此点は残念ながら我國民として甚だ弱点であると思ふ」と述べている。

(5) 後藤新平台湾総督府民政長官

後藤新平は、学校創設前の明治三十一（一八九八）年十月、「台湾協会設立に就て所感を述ぶ」（『台湾協会会報』第二号、一八九八年十一月）の中で、日本人が台湾に赴任する場合の覚悟について、次のように述べている。

只余り本国が善過ぎる故に尋常の覚悟で行きますると云ふと、此民間の事業に従事する人でも或は官吏でありまして、もう其半途にして既に勇氣沮喪すると云ふやうなことに相成りますのであります、……其覚悟と云ふものを堅ふせると云ふことに付きましたは、協会に於て台湾の智識を十分に普及してやると云ふことは一番必要なことであります、もう一つ必要なことは只今申しましたやうに、本国が善過ぎる故に覚悟を堅固にさせると云ふことが必要だと云ふことと、もう一つは即ち日本人の品位を台湾に於て高尚に保つと云ふこと、所謂本國の精神たる所の品位を失はぬやうにして新版図の民に臨むと云ふことが必要であり……（台湾人は）斬髪になつて洋服でも着て居ればもう少しも変はらぬ、形体上に於ては変はらぬ、其骨格と云ふものは却つて日本人よりか優等でないかと云ふことであるから、此等の徒をして本國の人を尊敬すると云ふ意を起さしむると云ふに付ては何が必要であるかと云ふと、唯一の精神ある許である

(6) 門田正経幹事・学友会長

門田は前述のとおり、明治四十四（一九一）年四月に台湾を訪問し卒業生を歴訪した。帰国後すぐに『学友会報』第六号に次の一文を寄稿している。

……已に台湾を我版図に入れた以上是非とも其経営を完成せなければならぬ、其経営の任に当るものは国民中の何人かで無ければならぬ、而して氣候の比較的激烈なる当地の如きは青壯の人にして始めて其任に耐え得べきことを知らば、五年十年の短年月を以て早くも帰還の念を起すは腑甲斐なし、心身の健康を欠くとか他に已む無き事故あらば兎も角然らざる以上は責めて二十年以上は老ひたる国民に代りて此の土に尽力するが宜かるう……

門田は、以前に比べて台湾人が積極的に日本文化、ことに日本語を積極的に学んでいることを目の当たりにして喜ぶとともに、卒業生に対しては、台湾人がどれだけ日本語を上手に話せるようになったとしても、これで日本人が台湾語を学ばなくてよいということにはならない。と次のように警告している。

……凡そ言語の互通といふことは、異種人の間に於て接触の機会なく若しくは接触上に不便のある場合には左までの効果を見ないが、之に反して接触の機会を得若くは接触上の便益を増すに随つて増すものである。今後実業の發達信仰の爲めには両者共に益することの多大なると同時に所謂同化と云ふことが必要である。同化して双方相交錯して有無相通ずると云ふ事が殖民事業の第一歩である。其れが爲めには善政を施し彼等を安んずる事は固より必要であるが、言語を以て意志の疎通を図り彼等をして我れを信用せしむるの要こそ実に第一である、……能く人が同化同化と云ふことは親和の後に来るものであつて後初めて同化するのである、而して完全なる殖民事業が起さるるものであると思ふ、又た此の親和を図るに当り肝要なるは可及的相互の利益を計ると云う事である、夫れを思はず好まざることを強つて勧むるとか、只々我念に驅られて自家の流儀のみ是とするは親和の道で無い、総て人は便利を好むものであるから便利の事は勧めずとも何時の間にか行ふものである、台湾人が頃

者進んで斬髪するのは敢えて慈姑頭よりも西瓜頭を好むと云ふ理ではあるまい、矢張り便利だから斬髪するので、頓がては台湾人の有する便利な風俗を内地人も真似する機会が来るに相違ない

2、「国際人材」心得八項目

以上に述べた拓殖大学草創期の特徴と学校関係者が学生に向けて語ったところから、拓殖大学卒業生に求められていた資質を八項目にまとめた。それは、日本の海外発展に大きな理想を掲げた台湾協会や学校の経営者（当時の対外政策、対外戦略を主導した官民の指導者たち）が心に描いた、欧米列強に肩を並べる「大国民」たる次世代の日本人のあるべき姿でもあった。

- (1) 「個人として強かれ」。国の力を持みにせず、日本の海外発展を自らの使命とすること。
- (2) 国家に対しては、滅私奉公、報いを求めぬこと。
- (3) 現地の人々に平等に接し、崇高な信念をもって彼らを感じし、敬意と信頼をがち得ること。
- (4) 日本の植民政策と国際情勢をよく知り、現地の人々に日本の立場を理解させる知識をもつこと。
- (5) 現地の言葉に精通し、現地人と日本人の間に立って、文化の懸け橋となること。
- (6) 基本的な法律的知識と実務処理能力を身に着け、外地にあつては単独で日常の業務に対応できるようにすること。
- (7) 身体を鍛錬し、衛生知識を身に着け、過酷な条件のもとで生活できるようにすること。
- (8) 組織に忠実に仕え、人の手足となって働き、英雄豪傑になろうとしないこと。

ここに挙げた青年の資質は、明治維新の国際場裏で苦心を重ねた日本の指導者たちが、反省の意味も含めて次世代の青年に託した願いであったと理解できる。後半の(5)～(8)は、とくに卒業生に求められた特殊な資質である。これらは明らかに一私立学校が学生に遵守を期待する範囲をはるかに超えているが、台湾に赴任した卒業生の足跡をたどると、彼らが、多くの挫折と苦悩を経ながらも、最後までまじめに追求し、そして一部は達成されたことが分かる。これらの心得を実践した結果、卒業生は、すなわち「海外発展の先駆者」になるのである。

一つ確実に言えることは、これらの素質をすべて備えた人材は、それまでの日本にはいなかったということである。そしてこれらの資質は、明らかに西欧諸国を世界の覇者たらしめた西洋人の二つの類型——キリスト教宣教師と開拓者（冒険家、企業家）——を兼ね合わせたものだとということである。

学生の立場からみれば、無理難題としか言いようがない。相当の覚悟で入学したであろうが、それでも学業を終えて海外に赴任した彼らには、人一倍の苦難が待ち受けていた。彼らがあえてこの生涯を選んだのは、個人的な要因も含めて、さまざま理由が考えられる。明治日本が対外的に発展していく歴史の転換点にあつて、その海外発展の最前線に立つのは男子の本懐だと考えた学生もいるだろうし、明治の精神を体現しているような学校の指導者や教職員に惹かれた学生もいるだろう。単に未知の世界にあこがれたという学生もいたはずである。ただ、一群の同じ志を持った青年を育てることができたのは、やはり拓殖大学という学校のあり方に最大の理由があつたといえるべきであろう。本稿「五、拓殖大学草創期の特徴」に挙げた点がまさにそれであるが、とくに学校創設の目的として卒業後の赴任先を明確に示したこと、その実現のために、卒業後の仕事、生活に確実に必要な実用的な知識の習得と心身の鍛錬を課したこと、就職先は学校が責任をもって斡旋したこと、卒業生の行く末を常に注視し、ときに視察まで行ったこと等は、学校教育の本来もつべき社会的責任について考えさせられる点である。それは「国際人材」の育成のみ

に限らない、時代背景の如何によらない学校教育の永遠の課題だといっても過言ではない。

3、台湾以降の教育範囲の拡大・変遷

台湾協会はその業域を次第に台湾から朝鮮、満州、南洋諸島へと拡大していき、明治四十（一九〇七）年には東洋協会と改名した。それに伴い附属の学校である拓殖大学（当時は台湾専門学校）も「東洋協会専門学校」と改名した。「台湾」を冠した期間は、協会において九年、学校において七年と短かったが、協会の事業は、設立主旨、目的、活動内容までをそのままに受け継ぎ、いわば「台湾経験」を他の外地、外国に及ぼす形で展開した。教育事業の一つとして行われた学校の経営も例外ではなかった。それどころか、学校が育成した人材が、台湾における活躍によって評価を得て、台湾から朝鮮、満洲、南洋へと活躍の場を広げていったことが、協会事業の拡大を牽引した。協会トップは、協会業務の発展が学校の育成した青年（卒業生）の台湾における突出した働き、また彼らが台湾ばかりでなく、自ら積極的に活動の範囲を朝鮮、満洲等に広げていった動きが日本各界の評価を受けたことにより達成されてきたと認識していた。学校自身の発展がこれら卒業生の活躍に負うことは更にいうまでもない。学校は大正十一（一九二二）年、大学令による大学に昇格し、協会の経営を離れ財団法人となったが、その後も一貫して「台湾経験」を目標、モデルとして、外地で働く人材の育成に努めた。

昭和二十年（一九四五）の敗戦によって、日本は海外における活躍の場を失ったが、「海外雄飛」は今に至るも自他ともに認める拓殖大学の特色の一つであり、国際大学を標榜してきた。学校は、新たな国際交流の道を模索しつつ学園の復興に努めたが、そのような中でも、「海外雄飛」の志を抱く学生はやはり拓殖大学を目指した。彼らは学校の援助のない状態で、中南米諸国やイスラーム圏に新天地を求めた。その淵源は、拓殖大学が台湾のために作られた草創

の時に形成され、それが綿々と受け継がれてきたのだと言える。

《註》

- (1) 後藤新平（一八五七～一九二九）は、現在の岩手県奥州市生まれ。須賀川医学校卒業。愛知医学校長兼病院長を経て一八八三年から内務省衛生局勤務。一八九〇年ドイツ留学。帰国後内務省衛生局長。日清戦争帰還兵への検疫業務で行政手腕を発揮。一八九八～一九〇六年台湾総督府民政長官（就任時は民政局長、一九〇六～一九〇八年南滿州鉄道株式会社（満鉄）総裁。通信大臣、鉄道院総裁、内務大臣、外務大臣、東京市長、帝都復興院総裁等歴任。一九一九～一九二九拓殖大学長。ほかに少年団（ボーイスカウト）日本連盟総長、社団法人東京放送協会（NHKの前身）初代総裁等。晩年は、ソ連との国交交渉、普通選挙に向けての政治の倫理化等に尽力した。
- (2) 『東洋文化協会五十年史稿』（拓殖大会創立百年史編纂室編、拓殖大学翻刻刊行、平成二十二年三月）。なお、東洋文化協会は、台湾・東洋協会の後身
- (3) 石塚英蔵（一八六六～一九四二）は、会津藩士の家に生まれる。帝国大学法科大学政治学科卒業。植民地官僚として活躍。台湾では総督府参与官長、のち一九二九～一九三一年台湾総督。ほかに貴族院議員、東洋拓殖株式会社総裁、枢密顧問官等歴任
- (4) 国立公文書館所蔵
- (5) いずれも『拓殖大学百年史 告辞編』（拓殖大学、平成十七年九月）に見られた表現
- (6) 桂太郎（一八四八～一九一三）は、長州藩に生まれる。戊辰戦争では小隊を率いて東北に転戦。維新後、軍政学修得のためドイツに留学、陸軍大臣山県有朋の下で軍政改革を推進、日清戦争には第三師団を率いて出陣。一八九六年第二代台湾総督就任。わずか四か月の在任であったが、その「台湾統治に関する意見書」はその後の台湾統治の指針になった。一八九八年台湾協会の会頭就任。一九〇〇年義和団事件には八か国連合軍のうち最大兵力を指揮した。一九〇二年第一次桂内閣では日英同盟締結に成功、日露戦争には首相として戦争遂行に全力を傾注した。日露戦争後は第二次桂内閣を発足させて韓国併合を実現した。一九〇〇～一九一三年拓殖大学学長在任。

- (7) 『拓殖大学百年史 資料編四』三二一～三三三頁
- (8) 『拓殖大学百年史 通史編一』(拓殖大学、平成二十八年三月)四四一頁
- (9) 元田作之進(一八六二～一九二八)は、福岡県生まれ。一八七七年に久留米師範学校卒業後、一八八二年大阪に出て英学を学び、一八八六年渡米、ペンシルベニア大学等に留学し、博士号を取得して一八九六年に帰国。一九〇〇年～一九二三年拓殖大学で英語を担当。一九〇七年立教大学長に就任した。
- (10) 『末光欣也遺作 台湾と拓殖大学』(拓殖大学、二〇一八年一〇月) 参照。人数の確定は、末光欣也氏の調査による。
- (11) 『台湾治績史』井出季和太著、台湾日日新聞社、一九三七年、三七四頁
- (12) 岡本真希子は、『植民地官僚的政治史』(三元社、二〇〇八年二月二十五日)の中で、台湾総督府の高級官吏を、内地の政局と密接に関わる「移入官吏」と長期間本島で勤務し、内地の人脈と関わらない「在来官吏」に分類し、「在来官吏」を「顔の見えない」一群とし、彼らの役人としての生涯は、ほとんど台湾島内で完結していると論じている。「高級官僚」を「中級官僚」と改めれば、卒業生も「在来官吏」と言えるが、その背景は異なる。
- (13) 一九〇九年学友会創設と同時に創刊。創刊第一号から大正二年十二月五日第一七号まで『同窓會報』、大正三年二月二十八日第一八号から大正六年十二月十五日第三四号まで『會報』、大正七年五月三十一日第三五号から昭和四十一年十月十五日第一五六号まで『学友會報』。本稿では『学友會報』と総称する。なお、拓殖大学では同窓生を学友と称する。
- (14) 門田正経(一八六二～一九二四)は、伊予国松山(現在の愛媛県松山市)に生まれた。愛媛県斐則中学校(のち県立松山東高等学校)卒業後、慶応義塾に入塾。慶応義塾中退後『朝野新聞』に入った。のち『大阪毎日新聞』の創立に参画し、主筆も務めた。一八九八年四月、台湾協会設立に伴い評議員、一八九九年五月幹事に就任した。一九〇〇年四月には台湾協会学校設立準備のための設立調査委員、同五月に創立委員会幹事。学校設立と同時に幹事に就任し、一九一九年二月まで同職にあった。多忙の桂に代わって学生の監督保護を任されていた。協会の運営についても常にその中枢にあり、一九〇八年東洋協会幹事長、社団法人となった一九一四年八月には専務理事に任じられた。学友会発足(一九〇八)以来、逝去の年まで会長を務めた。
- (15) 二代学長小松原英太郎(一八五二～一九一九)岡山市出身。一八七四年に上京して慶応義塾に入塾したが一年足らずで退塾。『曙新聞』の投書で注目され『評論新聞』編集長となる。一八七八年一月、「压制政府転覆すべきの論」を発表し、新聞紙条例

違反で逮捕、禁獄二年。出獄後一時『朝野新聞』に入るが、郷里岡山に帰り『山陽新報』を発行。のち官界に転じ、外務省御用掛。一八八四年～一八八七年ベルリン公使館勤務。帰国後は内務省に異動、内務大臣秘書官、埼玉県知事、内務省警保局長、静岡県知事、長崎県知事、司法次官、内務次官などを歴任。一九〇〇から貴族院議員、同年から一九〇三年まで大阪毎日新聞社の社長を務めた。一九〇八年七月、第二次桂内閣で文部大臣

- (16) 創立百年史編纂室シリーズNO・44 (拓殖大学創立百年史編纂室、平成二十三年三月) 所載
- (17) 『末光欣也遺作 台湾と拓殖大学』の「別編・評伝貝山好美」参照
- (18) 『拓殖大学百年史 資料編一』掲載
- (19) 『拓殖大学百年史 告辞編』参照
- (20) 初出『拓殖大学六十年史』(一九六〇年) 矢部貞治序文
- (21) 『拓殖大学百年史 資料編四』三三七～三四二頁

(原稿受付 二〇一九年一〇月二九日)

フランス知識人が見た日本の大陸・植民地政策（三）

—— 支那事変を中心に ——

ワシーリー・モロジャコフ

要旨 本論文は、支那事変を中心に、日本の大陸政策・植民地政策に対するフランス知識人の見解を調査・分析するものである。列強の政府と政治エリートたちが、満州・中国での日本の行為を「侵略」と非難した際、欧米の世論とメディアはほとんど全て反日になった。フランス政府と政界も日本の政策を非難したが、知識人の見解は分かれた。その一部は日本の行動を弁護し、支持した。本論文では、この二つの派閥それぞれについて、フランス人政治評論家・作家の著作を検討する。

キーワード…日本、フランス、中国、大陸政策、植民地政策

支那事変と一般的に呼ばれた日中戦争の勃発（一九三七年七月）は、西洋における日本のイメージに強い影響を及ぼした。満州事変、関東軍による満州国設立、国際連盟脱退以降、またその結果として、国際政治体制における日本の地位は孤立に近いものとなった。そのため日本は、西洋向けの広報・イメージ結成活動を強化した。しかし、西洋における親日派の動力が全て「日本のプロパガンダ」によるものだと見るのは、必ずしも正確ではない。自発的に日本側を支持する知識人もいたのである。その代表的人物は、世界的に著名なフランス人小説家で、一九三五年からア

カデミー・フランセーズの会員でもあったクロード・ファレール (Claude Farrère; 1876-1957) である。

クロード・ファレールと日本の出会い

「クロード・ファレール」のペン・ネームで知られるこの人物は、本名をフレドリック・シャルル・バルゴースと言
い、リヨンで陸軍大佐の家に生まれた⁽¹⁾。一八八〇〜一八九〇年代のフランスはジャポニズム（日本趣味）の時代であっ
た。東アジアを訪問した彼の父親は、中国と日本からきれいな陶器を持ち帰った。それらの陶器は、少年時代のフレ
ドリックの日本観、日本文化・美術に対するシンパシーの出発点となった。少なくともファレール自身はそう語って
いる。

若きフレドリック・バルゴースは、一八九四年にフランス海軍大学校に入学して、同級生の日本人「プリンス・マ
ツイ・ジンザブロ」(原文で「prince Matsui Zinzaburo」)と友人になった⁽²⁾。「プリンス・マツイ・ジンザブロ」が誰を
指すのか、どのような人物であったか、詳らかでない。時期は日清戦争勃発のころであった。海軍大学校の同級生、
先輩や教師は日本海軍と中国海軍の軍艦数及び砲兵を比較分析した結果、いずれも中国の勝利を予測した。それはフ
ランス海軍ばかりではない。ヨーロッパの海軍や軍事評論家のほとんどがそう考えた。しかし、結果的に「日本側の
戦術と精力は戦闘に勝った」⁽³⁾。バルゴースは、まだ「小説家・ファレール」になっっていなかったが、海軍の人間として
日本に対して特別な関心を持ち始めていた。

一八九七年に海軍大学校を卒業したバルゴースは海軍士官となり、同年秋からインドシナで勤務した。彼はその際、
フランス・インドシナ各地ばかりでなく、フィリピン、香港、中国、朝鮮、台湾などを訪問した後、一八九九年九月一

三日に長崎港に到着。そこで五日間を過ごした。一九二三年三月一日、パリで世界的に著名な小説家になっていたファレールは、講演シリーズ『私の極東旅行』の最終回として「近代日本」を語り、日本に対する最初の印象を「約束の地」(la terre promise)と表現した。キリスト教世界で「約束の地」と言えば最高の評価であり、日本を天国に近い国だと明言したことになる。翌年、その講演内容は旅行記『私の旅行』第一巻として出版された。

バルゴーン海軍士官の初来日の印象はすべて明るいものだった。そのときの印象を思い起こして、作家・ファレールは具体的に次のような描写した。「日本では、本当の冬、本当の春、本当の夏、本当の秋がある。フランスとまったく同じだ」。「日本は、美しい花の国、美味しい果物の国、素晴らしい民芸の国、また清潔な国だ」。「日本語には、悪口や侮辱の言葉がない。逆に、特別な敬語を持っている」。「日本を描く最も相応しい言葉は『oui』という形容詞だ」。「フランス語の『oui』には「かわいい」という意味がある。⁴⁾

最初の印象が最も強く残る、とよく言われる。バルゴーンの日本に対する印象も同様であった。インドシナ勤務の時から彼は、旅行記、のちに小説を執筆し始め、ペン・ネームを用いるようになった。当時のフランスで「植民地小説」のジャンルは最盛期にあつたので、ファレールはすぐに人気者となつて、一九〇五年に小説『文明人』(一九〇三年)によってゴンクール賞を受賞した。

ファレールの小説及びノン・フィクション作品の主要なテーマは植民地での生活と海軍の物語であった。フランス第三共和制の植民地政策を「文明化」として賛美していた作家・評論家は、おおむねアジア民族の文化・文明を愛好し、中でもトルコ人と日本人を高く評価した。ファレールも親トルコ(オスマン・トルコ、後にムスタファ・ケマル・アタテュルクの政権)派、親日派の人物として知られている。

一九〇四年、日露戦争の時に、ファレールはオスマン・トルコの首都コンスタンティノポリスに勤務して、帝政ロ

シア大使館の人々と交流を持った。戦争勃発直後、フランス人は、ロシア人の知人に「日本は必ず勝つ」と予言し、「氣を付けろ！」と警告した。誰も信じようとしなかったが、その予言は間違っていないかった。「ツァーのロシア軍はよく戦ったが、ミカド〔当時西洋では天皇陛下をこのように称した〕の日本軍はもつとよく戦ったので勝利した」とファレールは結論した。「この戦争は、ロシアにとっては植民地戦争であったが、日本にとっては国防の戦争、国民の戦争、愛国の戦争だった」とこの作家は解説した。⁽⁵⁾

ファレールは、日露戦争を自分の目で見ることがなかったが、それを題材にして小説『戦闘』を執筆した。⁽⁶⁾ その作品はファレールの最も有名な日本関係の著作になった。原稿は地中海勤務中（一九〇七年一〇月二日〜一九〇八年九月一二日）に書かれたものである。一九〇八年一月から保守的新聞『エコー・ド・パリ』で連載され、単行本が一九〇九年二月に出版された。一九一一年には改訂版が出ている。

文学作品としての『戦闘』は、戦争とロマンスの物語であるが、深く吟味すれば、文明の闘争についての作品であることがわかる。『戦闘』は、日本海海戦をクライマックスとして、一九〇五年四月二一日から同年五月二九日までを描いている。一九一一年改訂版の著者の前書きによると、「イギリスのある海軍大将は本書を『海戦の素晴らしい記録』と評価した」という。海軍と文学のプロフェッショナルであったファレールは、あまり的外すことはなかったようだ。

翻訳も多数刊行された。英語（一九二二年）、ドイツ語（一九一六年）、ロシア語（一九一七年）と、日本語の翻訳は二種ある。映画は少なくとも三部制作された。日本語翻訳のうち、一つ目は、高橋邦太郎（一八九八〜一九八四年）が訳して、一九三〇年（フランス初版本から一九年後）改造社のシリーズ『世界大衆文学全集』に収録された単行本『ラ・バタイユ』である。訳者の高橋は、フランス語から多数の文学作品を翻訳して日本でフランスとその文学を紹

介・研究した文学者である。二つ目は、作家・詩人の野口錡一（一九三一年生）が訳して、一九九一年に福岡市の葦書房から出された『戦闘』である。⁷⁾ 両書とも、古書マーケットでは稀覯本だと言える。

文明論としての『戦闘』は、レーニンの表現を借りれば、「後進的ヨーロッパ対進歩的アジア」の闘争を描いたものである。日本人の主役である海軍士官ヨリサカ侯爵は、『ロシア』はむしろ『アジア』である。逆に、我ら日本人はすぐヨーロッパ人になる」と述べている。ファレルが描いた日本人は、「スーパーマン」ではなかったが、著者は、日本の勝利を、欧州から広い意味での技術を十分に学んで、それを武士道と結びつけた和魂洋才の成功であるとし、技術・戦術に、近代的戦争に欠けている武士道がプラスされたことが、日本の勝利の原因であると、論じた。著者のシンパシーは明らかに日本側にあるが、ロシア側を軽蔑する様子も全く見られない。『戦闘』のロシア語版は、一九一〇〜一九二〇年代にかなりの人気を博している。

ファレルは前書きで、この小説には「フィクション」と「ファンタジー」が「ほとんどない」が、日本人の主役三人（全員大名家の出身者）——海軍士官「ヨリサカ・サダオ侯爵」、その妻「ヨリサカ・ミツコ侯爵夫人」ともう一人の海軍士官「ヒラタ・タカモリ子爵」——は、「写真的肖像画であるより、むしろ日本の貴族の総合的な反映」である、と述べている。これはどのような意味なのだろうか？

フランス人読者に一般受けのする小説には、ロマンスが必要で、特に不倫の物語が望ましいとよく言われる。年若く魅力的な貴婦人ミツコ・ヨリサカ侯爵夫人は、快活な若い英国海軍士官ハーバード・フェアガンに思いを寄せ浮気をした。フェアガンの描写は似顔絵ではないが、フランス海軍の軍人が一般的にイギリス海軍の軍人に対して好意を感じなかったことは、ファレルの文学作品や回想録からも知られる。

物語では、厳格な海軍士官ヨリサカ侯爵は日本海海戦で戦死し、観戦武官フェアガンも戦死した。海戦の後、ヨリ

サカ侯爵との複雑な関係から、フェアガンを「イギリスのスパイ」であり「我ら〔日本人〕の偽りの友人」と評したヒラタ子爵は切腹した。また不倫したミツコ侯爵夫人は、京都のある尼寺の尼になったとされる。フェアレールは前書きで、「日本人侯爵夫人が英国海軍士官と浮気した事実は一度もなく、日本海海戦直後日本人海軍士官が切腹した事実もなかった」と断っている。その真偽について筆者は確認していないが、軍事道徳、家族道徳に厳しい日本人読者は、「外人との不倫の物語」に対してシンパシーも理解も持てなかったと思われる。西洋では明らかに親日小説と見られた『戦闘』だが、日本では中傷と見られたのではないかと推論せざるを得ない。

『戦闘』という作品は現在、他のフェアレール作品の大部分と同様にフランスでもほとんど忘れ去られていると言える。しかし、フランスの香水・化粧品の世界的品牌であるゲレン社は一九一九年からそのヒロインの名前を冠して香水「Mitsouko」を作り始めた。今もその香水はゲレン社を代表する商品である。日本語のウィキペディアには、「クロード・フェアレール」より先に「Mitsouko」(香水)が収録された。

フランスだけでなく諸外国で『戦闘』の反響は大きかった。フランス人政治家・政治評論家アナトール・ド・モンジエ (Anatole de Monzie: 1876-1947) は、「二十世紀に我等が受けたアジア関係情報の源は主に小説からであった。資料が足りない場合には、想像で補った。フェアレールの『戦闘』は我等に極東の教訓をうまく説明してくれた」と述べている。⁽⁸⁾フェアレールはフランスで一般的に日本通として知られていたのである。

フェアレールが評した日本の大陸政策

フェアレールは、ほとんど毎年新作を発表し、その多数の翻訳によって、世界的に有名になった。彼は一九一九年に退

役してからも、文学活動を熱心に続けた。一九三五年には、フランス人作家としての最高の荣誉であるアカデミー・フランセーズの第二八号会員座席に選ばれた。退役後のファレールは、青年時代から国際政治に対する関心をもっていたので、小説に限らず、政治評論も執筆していた。政治の素人とは言えないこの作家は、フランスの帝国主義政策、植民地政策を支持して、アタテュルクのような海外の強権的な政権に対するシンパシーを見せた。フランス内政については、共和政を基本的に批判せず、保守主義者、反共產主義者、ナシヨナリストであるシャルル・モーラス思想の影響を受けた。「私はモーラスから正しく考えることを学んだ」とファレールは述べている。⁹⁾

『私の旅行』の第一巻である『極東旅行』(一九二四年)で日本を語るファレールは、フランス人読者に「武士道、日本人の道德規範」を紹介して、こう述べている。武士道は「我ら〔西洋〕の騎士の道德規範に似ているが、もつと永遠的、もつと絶対的、いうまでもなくもつと文明的」であり、「十三世紀から変わらず現在も日本を指導している」¹⁰⁾。日米紛争・戦争の可能性を検討したファレールは、フランスの立場を次のように論じた。「太平洋における我らの利益は多くないので、その地域に紛争が起こった場合、我らは中立を守ると確信している。……現在、私は日本の素晴らしい勝利を予言できる。決定的瞬間〔日米決戦の意味〕に我らのシンパシーは日本側を支持する可能性がある」¹¹⁾。その発言は、『極東旅行』の最後の下りであり、これ以降のファレールの日本観、日本政策を評価するポイントになる。

一九三〇年代後半、ファレールはフランス親日派の「声」になったと言える。日中戦争勃発以前に出版されたエッセイ『東洋の精神的勢力 インド——中国——日本——トルコ』(一九三七年)でファレールは、フランスを中心する西洋文明と日本文明の基本的近似を論じて、「偉大な国である日本に偉大な人物がいた。信長はリシュリュ、秀吉はナポレオン、家康はルイ一四世だった」と述べた。日本の人口過剰問題の重要性を認めたファレールは、「カリフォルニア、オレゴン、ワシントン〔州〕また無人のオーストラリア」が日本の「植民開発のために必要な領土」だと考え

た。¹³ 日中関係の現状を検討した際、ファレールは「日本が大陸に出兵するとすれば、それは、ロシアの軍事的、政治的侵略を防止する目的だけである」と論じた。¹⁴

ファレールの立場は当時の日本側の宣伝に役立った。一九三七年末、日本の外務省は彼を「絶対的独立性を持った有名な作家」として日本へ招待した。ファレールの二回目の日本訪問は、一九三八年一月三〇日に神戸から始まり、二週間に及んだ。「貴族の出身、貴族院議員の息子であり、将来必ず大使になる」とファレールが言った青年外交官松井明（一九〇八〜一九九四年）はこのゲストに同行していた。¹⁵ その父・松井慶四郎は、駐フランス大使、駐英大使、外相、貴族院勅選議員を務めた後、一九三八年に枢密顧問官に任命された。パリで生まれた松井明は、ファレールの予言したとおり、戦後、国連大使、駐フランス大使を務めた。

ファレールの日本訪問スケジュールには、内閣総理大臣近衛文麿、外務大臣広田弘毅、海軍大臣米内光政等との会見、東京、日光、鎌倉、京都、奈良、下関の見学、そして朝鮮と満州国への旅行が組まれていた。この作家は、海路で帰国するとただちに『アジアの大悲劇』（一九三八年）を執筆した。その第一部は日本旅行記で、ほとんど全ての印象は「最高」だったと言える。「日本は変わったか」と聞かれたファレールは、「変わっていない。……外に新しく内々に永遠の国だ」と答えた。¹⁶ 第二部『一九三八年の中国と日本』は、印象と共に感想の記録でもあった。モロッコとインドシナでフランス植民地政策の結果を高く評価したファレールは、それと朝鮮・満州での日本植民地政策の結果を比較して日本の成功だけを強調した。¹⁷ その日本を擁護する著作は一九四〇年に森本武也の日本語訳で出版された。

「若く強い」日本と「古く弱い」中国との比較は、著者の感想の中心になった。大陸において満州国以外にも日本が「拡大」することを何の疑いもなく支持していたファレールは、中国の地域政権を「暴力団」と呼んで、ソ連の「侵略」を非難した。「今日本が中国で戦っている闘争は、中国と中国人に反対する闘争ではない。共産主義に反対する闘

争だ。秩序と文明のための闘争、モスクワの隷属に反対する闘争だ。……秩序、文化と社会平和の国日本は、自分に迫るクレムリン風の野蛮行為の普及を我慢できない」とファレールは断言した。⁽¹⁸⁾

フランス右翼の知識人と政治家は、新しい戦争の可能性を論じる時、ナチ・ドイツばかりでなく、ソ連についても、危険と見なしていた。フランス共産党の元首脳、コミンテルンの元活動家ジャック・ドリオ (Jacques Doriot; 1898-1956) は、一九三四年にモスクワと喧嘩・断絶した後、ファシスト風のフランス人民党を設立して、ソ連との協力関係を激しく批判した。「第三インターナショナルにはインターナショナルリズムがなくなった。世界のチェスボードでゲームをするソ連しかない。……ソビエト、それは戦争だよ。……その(一九三五年の仏ソ条約締結)直後、スターリンは東洋に向かい、日本に反対した。……数週間後アジアにおけるソ連政策が変わった。もつと戦略的になって、その政策は現実的に動きはじめた。……(アジアで)日本の前進を止めるためにスターリンは参戦もしかねない」と、ドリオは一九三六年夏、支那事変勃発一年前に、こう発言していた。⁽¹⁹⁾

一九三九年七月にファレールは、新しい政治評論『アジアにおけるヨーロッパ』を書き上げ、同年一〇月に単行本で出した。フランス語翻訳者岡倉正雄の日本語訳は一九四一年に出版された。そのエッセイにファレールは「極西」(Extreme Occident)と称して、日本の文明を論じた。

「日本人は絶対的に東洋の民族ではない。二千年くらいアジアの辺境に住んでいた日本人は物理的にアジア人に似ているが、それは外観の類似だけだ。歴史と国民性において日本人は、アジアではなく、ヨーロッパ、アメリカ、またオセアニアと連なっている。道徳的に日本人はフランス人に近い。ロシア人、ハンガリー人、またドイツ人よりフランス人に近い。……日本の歴史は極西の歴史だ。……日本近代史はフランス・イギリス近代史のコピーのように見える。……日本はヨーロッパを模倣する必要がなかった。日本人は、本能でも、たぶん起源においてもヨーロッパ人

だ」⁽²⁰⁾。フランス人と日本人の特に近い本質は「国民意識と愛国心」であるとも言っている⁽²¹⁾。

一九三六年一月の西安事件に基づいた小説『十一時』(一九四〇年)でもファレールは「極西論」の宣伝を続けた。「ヨーロッパも日本も、多面的アジアである中国が全然分らない。日本人は極東の民族ではなく、極西の民族だ」⁽²²⁾。著者が想像した現在の日本は、「フランスだが、もつと規律正しい〔国〕」。イギリスだが、もつと平等の〔国〕。イタリアだが、全体主義とドイツ化を拒否した〔国〕⁽²³⁾である。

ファレールによると、日本人とフランス人は似ているが、中国人はこの両民族と基本的に違う。「ヨーロッパ、アメリカ、また日本の政府と外交官が中国人を自身と全く同じような人物だと考えるのは、主要な間違いであった。中国人は他の民族と基本的に違うので、それは大変な間違いであった。中国人がほかの民族より良いか悪いかではない。全く違うということだ」⁽²⁴⁾。それではファレールは「反中」であったのか。小説『十一時』に描かれた西洋風独裁者「スン・テヨ・ウエイ」(蒋介石)は道徳的な兵士だが、元帥「クン・ウエン・チュン」(張学良)はモスクワのパベツトで、極悪人である。この小説は、ファレールの最後の日本観を反映した作品であった。

「日本之所謂御平和」を批判したフランス人と絶賛したフランス人

支那事変の勃発は、フランスでも「ビッグ・ニュース」になって、日本の大陸政策に対する議論が続けられた。

蒋介石政権の法律顧問ジャン・エスカッター(Jean Escarra: 1885-1955)法学博士は、中国政策を弁護して、日本政策をより激しく非難した。本論文の第二部で筆者は、エスカッターのパンフレット『中国に対する日本政策と現在紛争の法的側面についての意見書』(一九三七年末)を論じている⁽²⁵⁾。支那事変勃発以前の出来事を概説して、エスカッ

ラーは、将来に向けて次のような予言、警告を發した。

「フランスとイギリスは、アジアで反日戦争を戦う能力が足りない。ヨーロッパで両国の能力が少しでも弱くなったら、リスクが最大になる（ナチ・ドイツ向けのヒント）。特にフランスは、インドシナのため現在の紛争に直接的な関係があり、日本の勝利は破綻を意味する。……直截な反日参戦ばかりでなく、列強（イギリス、フランス、アメリカ）は、国際連盟で日本に対する制裁を断乎として加える手段がある。……日本の軍事力、経済力を絶対的に弱めるのは、紛争の最小の結果として基本的に重要である」⁽²⁶⁾。

エスカッターは国際法とその違反を語るに止まらず、以上のように帝国主義の言語をはっきり利用した。しかし、一九三七年一二月末以後、日本軍の勝利の可能性が高くなった。一九三八年七月、支那事変勃発一年後にエスカッターが出した新しい論文⁽²⁷⁾のカバーには、漢字で『日本之所謂御平和』（フランス語「L'honorable paix japonaise」）とタイトルが書かれていた。明らかに皮肉の意味である。

中国弁護・日本非難の総合的基礎概論として執筆された論文は一九三八年四月に完成した。その仕組みは法学者・弁護士であるエスカッターの議論を反映するものだとと言える。『序文』（一一〜一八頁）で著者は、主に「事実をまげて、数字（統計）を軽々しく扱って、ニュースをねつ造する」ばかりでなく「嘘を常習的に行っている」「日本のプロパガンダ」（一一〜一二頁）、日本政府、外務省、陸軍・海軍などのステートメントを具体的に批判・否定している。そのコメントの中に注意すべき点がいくつかある。

一つ目は、ファレールに対する明白な批判である。「ロティー⁽²⁸⁾に続く海軍士官の文学作品は、日本陸海軍兵士の『義侠的な』心のテーマを悪用している。中立的（公平な）傍観者は、中国で彼ら（日本の兵士）が行った多くの野蛮な行為を立証している」（一四頁）。二つ目は、フランスにおける親日的立場の批判である。「複数の新聞で嘘や見損ない

の簡単な反論を公刊するのは不可能だが、日本の手先は、小切手を必要な人の手に渡し、それ「嘘・見損ない」をうまく公刊する」(一七頁)。三つ目は、フランス国内の左翼・右翼の日本観・中国観を論じた点である。「日本は秩序、平和、幸福を代表すると言われているので、右翼の人々はその側を支持する」(一七頁)と共に「反ファシストは中国側を支持する」(一四一頁)。エスカッターは右翼新聞『L'action française』の反中宣伝を直接に批判した。「本流的ナシヨナリズムの機関紙」と呼ばれるこの新聞は、「中国ナシヨナリズムの根絶が必要だ」と発言した(一一〇頁)。

第一章『アジアの二つの民族』(一九〇五―一九一〇頁)にエスカッターは、中国人と日本人を比較した際、「中国は民族より文明」で、「中国の家族は人類が結成した機関の最も優秀なものだ」と述べた(二〇〇―二〇一頁)。逆に、「日本人は教育を受けても未開の部分を持している」(三七頁)。中国での日本陸軍の「野蛮行為」、日本での殺人・クーデターの試みに注意して、「日本は自由な討論の国ではなく」、「国会は国の運命に役割を果たさず」、「陸海軍が内閣を設置する」(三九〇―四〇〇頁)等と述べたエスカッターは、ある程度正しかったと結論できる。しかし、当時の中国はどのような国だったのか、とも反論できる。著者によると、「アジアで秩序と文明の擁護者、完全に近代化された日本と後れて野蛮な中国の俗悪な対立は、日本のプロパガンダ、日本が買収した新聞の虚構だ。その中にはフランスの影響力をもつ新聞もある」(二九〇―三〇〇頁)。

第二章『侵略の政策』(五三〇―五三九頁)で著者は、日本の大陸政策史の総合的概論をさらに進めて、批判の鋒先を「非民俗化と同化」の植民地政策に向けた。朝鮮半島は「弾圧の王国」で、「朝鮮人は奴隷のような状態にある」などとエスカッターは述べた(六二二頁)。ここでも親日・反日の観察者の印象・見解は逆であったが、海外から見た日本の朝鮮政策は特別な研究テーマであった。「中華民族とその反抗の意志を弱める手段」として日本の阿片生産・販売政策を批判した後、エスカッターは、イギリスの阿片政策も忘れなかった(七六〇―八一、一九九頁)。東亜における仏英競

争の足跡ではないかと。

第三章『原因と口実』(九三〜一二三頁)で著者は、日本国内の人口過剰問題を詳細に検討している。問題の事実を認めたエスカッターは、中国と協力して平和的な解決が可能だと論じて、「日本の拡大は侵略戦争のみ」なので、解決の助けにならない(九六〜九八頁)。逆に、中国での共産主義の思想と運動の偉大な影響力とその危険性のテーゼは、エスカッターによって日本のプロパガンダ的嘘として拒否された。ソ連・コミンテルンの働きかけは二〇年に及ぶが、その影響力は社会的にも、地域的にも限られたものである。その理由は蒋介石と国民党の反共闘争だ、と著者は強調した(一二一〜一二三頁)。

第四章『責任』(一二五〜一四六頁)で著者は、日本の「侵略政策」と「国際条約違反」だけでなく、西洋と中国の間違いも認めた。「日中戦争勃発直前、中国が弱体化したについては、ソビエト〔ソ連〕と中国共産党の責任が重い。……中国全体がソビエト・イデオロギーの影響を受けたと言われるのは、共産党の活動が海外でそのイメージを支持しているからである。……〔そのため〕中国の統一は遅れて困難になった。中央政府〔国民党政権〕の権威は危険に瀕している。ソ連は、外蒙古をとらえて、他の地域に進出した際、日本と同様に中国の領土保全を尊重しない」とエスカッターは結論した(一四四〜一四五頁)。

第五章『法律と暴力』(一四七〜一九六頁)で国際法から見る日中紛争の本質と特徴を詳細に分析したエスカッターは、中国が地域的・二国間協定に違反していたとしても、日本は国際法の基本的条約に違反している、と強調した。筆者はこのエスカッターの国際法関係論考を以前、検討している⁽²⁹⁾ので、ここでは繰り返さない。

第六章『知られてこないこと』(一九七〜二二七頁)で著者は、紛争の可能性について論じた。一つ目の結論は、日本か中国の「決定的勝利は不可能だ。……日本と中国が緒戦で戦っても、太平洋に権益をもつ国家は中立を履行して

いる。しかし、平和条約（の準備・交渉の時）について、列強はもちろん声を出す」（二〇〇頁）。二つ目は、親日プロバガンダと異なり、日本の勝利はフランスの利益に対してより危険だが、中国が勝利すれば、その危険性はない（二〇一〜二〇二頁）。三つ目は、「中国での日本の勝利は外国（西洋の列強）に経済的利益をもたらさない。……逆に、中国に於けるその立場はさらに危なくなる」（二〇六頁）。中国ウォッチャーの見解に基づいてエスカッターは、日本の侵略に対して「弱い」フランス政府の方針を批判して、日本の軍事力は誇張されてきたので、反日経済的制裁は日本侵略を阻止できる可能性が高い、と述べた（二一四〜二一六頁）。それと共に『結語』（二二九〜二三一頁）で著者は、「国際相互援助」と「集団安全保証体制」を「素晴らしい幻」だと皮肉を込めて評価した（二三二頁）。

読物ではなく、知識人一般向けの論文として書かれたエスカッターの本には註と参考文献がある。しかし、引用された資料と著作は殆ど全て親中・反日である³⁰。一つの代表的な例は、中国通として知られたロゼー・レヴィー (Roger Lévy: 1887-1978) の作品『極東と太平洋』（一九三五年）と『日中関係』（一九三八年）である。当時太平洋問題研究会 (Comité d'études des problèmes de Pacifique) 書記長であったレヴィーは、満州事変の時に『満州は、だれのものか?』（一九三二年）を発表し中国の立場を弁護して、戦後にフランスで毛沢東の思想と行動を紹介している³¹。また『田中上奏文』の偽造を認めながらエスカッターは「その内容を簡単に否定することはできない」と述べた（九〇〜九一頁）。

原稿を書き終わった後エスカッターは、改めて東亜を訪問して、一九三八年五月二日に国民党政権の臨時首都になった武漢市で『前書き』を執筆した（七〜一〇頁）。現地調査した結果、著者は次のような感想と結論を書いた。一つ目は、「日中戦争勃発は、中国にとって二年早く、日本にとって二年遅かった」（八頁）。二つ目は、「戦争は、中国人兵士のゆるみ、日本軍の不敗性、日本人兵士の軍律と義侠的な精神についての神話を粉砕した。中国陸軍に勤務し

ているドイツ人将校が言った通り、中国人は素晴らしい兵士であり、日本人〔兵士〕と同じく勇敢だが、より賢く規律正しい(八〇九頁)。三つ目は、「明日講和が決定されたとしても、それは一時的休戦だけになる」(九頁)。四つ目は、「極東紛争とヨーロッパ情勢は不可分だ」(九頁)。というのは、ドイツの影響力は中国でも日本でも強かったが、「ドイツが中国への支援を停止すれば、それがフランスのために適当なチャンスになる」。そうしなかつたら「戦後アジアで白人に残された遺産を、我が〔フランス人〕は全部失うリスクが高い」と述べて著者は『前書き』を完成した(一〇頁)。

エスカッター著『日本之所謂御平和』は当時のフランスで親中・反日的立場からなされた解説・弁護として最も詳細かつ総合的な論文であるので、その詳細な検討は、本研究のために必要であった。

日中戦争が話題になっていたので、東洋学の専門家だけでなく作家、評論家もこのテーマを論じた。その一人はフランス社会党に近かった政治・社会評論家、思想家フェリシエン・シャライ(Felicien Challaye: 1875-1967)である。日仏関係史の中でその著作と行動は研究されていないので、紹介が必要であろう。

シャライは、一九〇一年に日本と中国を初めて訪問し、旅行記『日本と極東にて』(一九〇五年)、後に『絵の日本』(一九一五年)を出した。第一次世界大戦中、日本(一九一七年六月末〜九月末)、朝鮮(二〇月)、中国(二〇月末〜二二月末)、改めて日本(一九一八年二二月末〜一九一九年四月末)で政治事情を研究して、朝鮮、中国、インドシナを通じて帰国した。⁽³²⁾ 研究論文『中国の政治、日本の政治』(一九二一年)と『日本労働運動』(一九二一年)はその成果であった。またシャライはエッセイ『日本の心』(一九二七年)と『日本の昔話』(一九三一年)を出している。⁽³³⁾

以上の著書を通読して、著者は親日であったと結論できる。ファレルと同様に、シャライはジャポニズム時代に生まれ育ってきたので「美しい日本」への関心が強かった。左翼平和主義者として彼は「大正デモクラシー」と中国

民主主義運動を高く評価した。支那事変勃発の時、シャライは長く極東の現実から離れていたが、『中国、日本と列強』(『結語』日付一九三八年一月一日)を出した。

シャライの立場は親中と言えるが、反日と言えばニュアンスが違う。中国政府顧問のエスカッターは、中華民国を近代的な民主主義の国家として描いたが、独立のヒューマニスト、人権擁護者シャライは、第一章『中国』(九〜三〇頁)で、戦争と暴力を嫌う平和的民族が長期的に列強に抑圧されてきた不平等な境遇として中国人を悲しく描いて、国民党政権の近代化への努力にシンパシーを見せた。第二章『日本』(三一〜五〇頁)でシャライは、日本近代化の成功を賞賛した後こう結論した。「日本が、弱く危険に瀕した国でありながら、民族の力を合わせて、自分の自由を守るためにも海外で影響を及ぼすためにも強くなったのは、全世界への教訓になった。ヨーロッパとアメリカの列強が異なる人類・非キリスト教の国を対等と見なしたのは初めてである。……残念ながら、その成功は日本首脳的心を墮落させた³⁴⁾。シャライは日本の人口過剰問題の存在を認めたが、その事実は「他のもつと弱い国を占領する権利を与えるものではない」と述べた³⁵⁾。

第三章『中日関係』(五一〜六六頁)でその近代史を概論した中で、シャライは、日本の大陸政策を批判し、日本人政治家は中国を「アジアのバルカン〔半島〕」、危険な無秩序の地域と見なしたと述べた³⁶⁾。第四章『中日関係と列強』(六七〜七九頁)で著者は、各国との関係を簡単に説明して、「中国の青年は自由主義、革命、非宗教化のフランスを特に尊重する」と強調した³⁷⁾。第五章『現在の中日紛争』(八一〜八八頁)で著者は国際連盟の立場を支持した。

シャライの見解・予言として『結語』(八九〜九五頁)は注意を引く。一つ目は、「日本が罪深い侵略の責任者であることは、疑問の余地がない」。二つ目は、「軍事的に勝利しても日本が支障なく中国全土を統制できる可能性は低い」。しかし、日本国内で「ミカドのボルシェビズム」という国家社会主義指導下の社会革命に関する著者の予言は、少な

くとも無邪気だと思われる⁽³⁸⁾。

親日的立場を擁護する知識人のもう一人は、シャリュックスであった。ペン・ネーム「シャリュックス」を名乗ったベルギー人ロジェー・ド・シャテロー侯爵 (Chalux, 本名 Roger de Chateaux, 1878-1956) は、様々な活動の経験を持つている。主にジャーナリストと映画監督として知られたシャリュックスは、一九一〇～一九二〇年代、中国長期滞在中に多数の地域を訪問したが、「ヨーロッパ人は中国に長く住んでも、中国人の目で見ることができない」と認めた⁽³⁹⁾。日中戦争勃発以降、彼は改めて日本と中国を訪問して、旅行記・評論『中日紛争を巡って』(一九三八年)を出した。ベルギー人であってもシャリュックスは一九三八年に新聞『L'action française』と協力していたので、フランスに読者が多く、フランス知識人と見られていた。

その感想を語った著者は、東亜政治事情についてコメントして、エスカッター等の立場に反論した。「ある欧米人は『中国の平等・デモクラシー政権』を『日本の絶対権力』と対立させる。それがいけない。日本の普通選挙権と法律の平等をヨーロッパ的デモクラシーではない、と信じる人物がいる。しかし、中華民国は絶対、共和国ではない。現在の政権は独裁政権だ。中国人には主権がなく、投票もしない。……日本では『平民が嫌な戦争と飢餓のため不満を抱き革命を始める』と言われるが、私は中国に行く前日本を訪問して、帰り道にも訪日し、ミカドの帝国は秩序が完璧だ」と感じた。「……中国は統一していると信じる人物もいる。……しかし、北京の中国人と広州の中国人の差異はノルウェー人とポルトガル人の差異と同様である」⁽⁴⁰⁾。

「基本的に世界は日本が嫌い。それはなぜか？」と聞かれてシャリュックスは躊躇なくこう答えた。「日本が世界のマーケットで危険な敵手になったので。……世界は新しい列強が生まれたと理解した。その時から反日の感情も生まれた」。そのため日本人は「どこでも敵を見つけて、脅迫妄想を持つらしい」とコメントした後⁽⁴¹⁾、著者は「警備の国

家」日本における自分の経験を紹介した。親日的な著作ではこのような物語は例外だと結論できる。

シャリユックスの文書は、一部は資料の引用（蒋介石と毛沢東の宣言を含めて）で、一部は読みやすい旅行記である。その内容を詳細に繰り返す必要はないが、著者の主要な感想だけを検討してみよう。一つ目は、北中国では「住民が占領日本軍と仲が良く、ある地域では日本人が解放者とみなされた」⁽⁴³⁾。その件についての説明は特に長い。二つ目は、「中国人は基本的に外国人が嫌いで憎む。……青年中国は我々から得た政治的理想を尊重するが、そのナショナリズムは西洋人の憎悪と不可分だ。……ある列強が譲歩をすれば、中国はそれを軟弱と考えてもつと外人嫌いになる」⁽⁴³⁾。三つ目は、中国共産党は実に強いし、その行動を統制するソ連はどんどん「東亜の中心に、支那本部に向けて侵入している」というものである。一言で言えば、日中戦争は「ソビエトと中国共産党が望んだ戦争」である⁽⁴⁴⁾。またシャリユックスが見て描いた日本軍と中国軍の比較は、明らかに日本軍の為になった。「中国人より平和を好む民族が世界になれば、なぜ中国にはどこでも兵士がそんなに多いのか」とシャリユックスは皮肉を込めて聞いた。結論として、「一般的な意見と違って、日本が中国を攻略できる望みはない」と著者は述べた⁽⁴⁵⁾。

シャリユックスの本は「日本のプロパガンダ作品」なのか。筆者は彼の旅行と仕事の背景を確認できなかったが、右翼である著者は本心から日本の大陸政策を支持したと考えられる。少なくともその著作は当時のフランス世論の一部を明確に代表していた。

フランスの知識人、政治家、政治評論家は、満州事変以降の日本の大陸・植民地政策を検討、評価する際、親日派と親中派に分かれた。親日派は、必ずしも反中ではなく、フランスの国益から見れば、東亜における共産主義の拡大に比較すれば日本の拡大は危険でない、と評した。立場の違いに関わらず、親日派も親中派も、日本を列強の一つと

見なして、中国をフランス、イギリス、日本と比較できない国際的地位の国、国際政治の主体ではなく、客体と見なした点では共通する。支那事変勃発以降、フランスでの親日派と親中派の対立は激化した。筆者はその問題を研究しつづけるつもりである。

《註》

本稿の引用は全て筆者がフランス語から翻訳したものである。

- (1) ファレール関係文学評論は、フランス語で多数。評伝は、Alain Quella-Villegier, *Le Cas Farrere: du Concourt a la Disgrace* (Paris: Presses de la Renaissance, 1989)。「ファレールと日本」の専門的研究は、入門的な論文一件しかなく、Patrick Beillevaire, *Après La Bataille: l'egarement japonophile de Claude Farrere Les carnets de l'exotisme. Faits et imaginaires de la guerre russo-japonaise (1904-1905)* (Paris: Kailash, 2005).
- (2) Claude Farrere, *Mes voyages. I. La promenade d'Extreme-Orient* (Paris: Flammarion, 1924), p. 277.
- (3) 同上, p. 278.
- (4) 同上, pp. 249-250, 255, 257.
- (5) 同上, pp. 275-279.
- (6) Claude Farrere, *La Bataille* (Paris: Paul Ollendorf, 1911)。本稿で利用した再版、日露戦争関係文学作品集、1905, *Autour de Tsushima* (Paris: Omnibus, 2005)。
- (7) クロード・ファレール著、高橋邦太郎訳『ラ・バタイユ』(世界大衆文学全集第五七巻、改造社、一九三〇年) … クロード・ファレール著、野口錡一訳『戦闘』(葦書房、一九九一年)。
- (8) Anatole de Monzie, *Petition pour l'histoire* (Paris: Flammarion, 1942), pp. 84-85.
- (9) Eugen Weber, *L'Action française* (Paris: Stock, 1964) pp. 568.
- (10) Claude Farrere, *Mes voyages. I. La promenade d'Extreme-Orient*, pp. 238-239.

- (11) 同上¹⁾ p. 284.
- (12) Claude Farrère, *Forces spirituelles de l'Orient: Inde - Chine - Japon - Turquie* (Paris: Flammarion, 1937), p. 159.
- (13) 同上¹⁾ p. 169, 171.
- (14) 同上¹⁾ p. 172.
- (15) Claude Farrère, *Souvenirs* (Paris: Arthème Fayard, 1953), p. 269.
- (16) Claude Farrère, *Le grand drame de l'Asie* (Paris: Flammarion, 1938), p. 42, 48. 日本語訳、クロード・ファレル著、森本武也訳『アジアの悲劇』(日光書院、一九四〇年)。
- (17) 同上¹⁾ p. 105.
- (18) 同上¹⁾ pp. 113-114.
- (19) Jacques Doriot, *La France ne sera pas un pays desclaves* (Paris: Les œuvres françaises, 1936), pp. 105-106, 57.
- (20) Claude Farrère, *L'Europe en Asie* (Paris: Flammarion, 1939), p. 8, 56. 日本語訳、クローデ・ファレル著、岡倉正雄訳『アジアにおけるヨーロッパ』(新世代叢書、育生社、一九四一年)。
- (21) 同上¹⁾ p. 36.
- (22) Claude Farrère, *La onzième heure* (Paris: Flammarion, 1940), p. 127.
- (23) 同上¹⁾ p. 274.
- (24) Claude Farrère, *L'Europe en Asie*, p. 19.
- (25) 詳しくは、ワシリー・モロジャコフ「フランス知識人が見た日本の大陸・植民地政策(二)——満州事変から支那事変にわたる」(『拓殖大学国際日本文化研究』第二号二〇一八年)。
- (26) Jean Escarra, *Réflexions sur la politique du Japon a l'égard de la Chine et sur quelques aspects juridiques du conflit actuel* (<Perpignan: L'Indépendant, 1937>), pp. 25-26.
- (27) Jean Escarra, *L'honorable paix japonaise* (Paris: Bernard Grasset, 1938), 引用し頁番号は本文で括弧内に記した。
- (28) ヴェール・ロネー(Pierre Loti: 本名 Louis Marie-Julien Viaud, 1850 - 1923)¹⁾ フランス海軍士官、旅行・ロマンスの小説で

- 世界的に有名な作家、植民地小説のジャンルにおけるファレールの先駆者。日本を訪問した後、旅行記『秋の日本』(一八八九年)と小説『お菊さん』(一八八七年)を執筆した。
- (29) Jean Escarra. *Le Conflit Sino-Japonais et la Société des Nations* (Paris: Publications de la conciliation internationale, 1933); シーリー・モロニャロフ「フランス知識人が見た日本の大陸・植民地政策 (二) (同上)」。
- (30) 例として T. O'Connor. *The Menace of Japan* (London: Hurst & Blackett, 1933; 再出版 London: Hutchinson, 1938); Freda Utley. *Japan's Feet of Clay* (London: Faber & Faber, 1936; トビンス語翻訳『Le Japon aux pieds d'argile (Paris: Payot, 1937)』。ホ・クロイ著作のロマニア語翻訳(一九三四年)が反日キャンペーンに利用された。
- (31) Roger Lévy: 1) *A qui la Mandchourie?* (Paris: Pedone, 1952); 2) *Extrême-Orient et Pacifique* (Paris: Armand Colin, 1935); 3) *Relations de la Chine et du Japon* (Paris: Paul Hartmann, 1938); 4) *Regards sur l'Asie* (Paris: Armand Colin, 1952); 5) *La révolte de l'Asie* (Paris: PUF, 1965); 6) *Mao Tso-Tong* (Paris: Seghers, 1967). 筆者はレヴィーの日本大陸政策観をめぐって深く研究する予定がある。
- (32) Felicien Challaye. *La Chine, le Japon et les puissances* (Paris: Rieder, 1938). p. 7. シャンハイの評伝が詳しく研究がなす。
- (33) Felicien Challaye: 1) *Au Japon et en Extrême-Orient* (Paris: Armand Colin, 1905); 2) *Le Japon illustré* (Paris: Larousse, 1915); 3) *La Chine et le Japon politiques* (Paris: Felix Alcan, 1921); 4) *Le mouvement ouvrier au Japon* (Paris: Felix Alcan, 1921); 5) *Le cœur japonais* (Paris: Payot, 1927); 6) *Contes et légendes du Japon* (Paris: F. Nathan, 1931)。
- (34) Felicien Challaye. *La Chine, le Japon et les puissances*. pp. 39-40.
- (35) 同上 p. 42.
- (36) 同上 p. 53.
- (37) 同上 p. 76.
- (38) 同上 pp. 91-94.
- (39) «Chalux», *Autour du conflit Sino-Japonais* (Bruxelles: Office de publicité, 1938), p. 28, 41.
- (40) 同上 pp. 6-9.

- (41) 同上、pp. 11-14.
- (42) 同上、pp. 54-55.
- (43) 同上、pp. 66-69.
- (44) 同上、pp. 105-106, 129.
- (45) 同上、p. 150.
- (46) 同上、p. 233.

（原稿受付 二〇一八年十一月一日）

〈世話好きなき継母の日本〉

一〇〇年にわたる来日ロシア人の受容からみた

日露交流の特徴

ポダルコ・ピョートル

要旨 日本の「近代化」は「西欧化」であったとされるが、明治・大正期の日本人の概念ではロシアも当然ヨーロッパに入っていた。しかし、開国以降の日露両国の交流はさまざまに分野で進んだが、他の欧米諸国と比較すればかなり遅れていたと言わざるを得ない。第一次世界大戦以前には、日本に居留する外国人のうちロシア国籍をもつ者は、欧米国籍者の第六位だった。しかしながら、一九一七年のロシア革命後に、日本に亡命ロシア人（白系露人）が数千人も移住し、在日ロシア国籍者が急増する。一九二〇―一九四〇年代の日本で〈白人〉といえば、英・米国の出身者ではなく、むしろ「白系露人」だったのである。彼らの主な居住地は、外国人が多く、「西欧化」された関東（東京・横浜）、関西（神戸）、そして気候・風土がロシアに近い北海道（函館、旭川）などであった。従来多民族・多言語の国であったロシアの出身たちは、日本当局は彼らを皆、自称に関わらず「ロシア人」とみなした。

一九二五年一月の日ソ基本条約の締結後、日本のロシア人は、「ソビエト人」と「無国籍白系露人」の二つに分けられることになる。白系ロシア人たちには様々な身分を持つ者がいたが、一方、ソビエト人は主に政府機関関係者であった。

戦後、白系ロシア人が激減し、一方、日ソ国交回復（一九五六）後に来日ソビエト人が急増した。とりわけ、一九八五年に始まったベレストロイカ以降、従来の外交官や他の政府関係者に加えて、民間団体や一般市民にとっても日本人国が比較的に簡単になった。短期滞在の観光客のほか、両国の大学間交流に伴い、日本留学を目指すロシア学生の数も増加した。二〇一八年度に日本に出国したロシア国籍者の総数は約七万人で、同年度に日本に居留するロシア人の数は、ヨーロッパ人の中で英・仏に次いで三位だった。

一九九一年末ソ連が一五カ国に分かれたが、それらの諸国の市民たちが日本を訪れる際に使用する共通語はロシア語である。彼らの数を加えれば、在日居留する旧ソ連人の総数は年度によって一万人以上になる。在日ロシア人同士の交流を保持するために、関東に在住するロシア人は、一九九三年に〈ロシア・クラブ〉を設立した。クラブにはホームページもあり、旧ソ連諸国の出身者も参加しており、共通語はロシア語である。

日本では、ソ連をロシアと、ロシア人をロシア国内の少数民族と混同する場合が多い。言語についても、旧ソ連の出身ならばロシア語も流暢であるはずと一般に考えられるが、そうとは限らない。一方、旧ソ連諸国の出身者は、日本在住中に民族を問わずロシア語取得者として雇われるケースが多い。

キーワード…在日ロシア人、亡命ロシア人、受容の問題、日露交流、〈世話好きな継母〉

はじめに

ロシア人は日本ではさまざまな名で呼ばれてきた。そのうち江戸時代の「赤蝦夷」（この「赤」は、ロシア人の髪の色を指す）

毛、または軍人の制服の色を意味するとされるが、厳密なことはわからない)、あるいは「オロシアジン」があり、さらに明治後半に入ると当時の日露関係を反映して「露助」とも呼ばれるようになった。大正後期には「白系ロシア人」や「ソビエト人」が登場した。この「白系ロシア」の「白」は、ソビエト政権の「赤」に対してそれに敵対した人々を指し示す呼称であった。一九一七年の十月革命以前の支配階級に属する資本家、地主、貴族および内戦期に白衛軍に参加した将校、兵士さらには商人や一部の知識人、彼らの家族などが「白系ロシア人」と呼ばれた。一九九一年二月に起こった旧ソ連邦の解体後は、「ロシア人」が総呼称として再び使われることになった。

日露戦争後、両国間の交流は、貿易（特に、漁業など）をはじめとする色々な分野に広がっていたが、他の諸国と日本との交流に比較すると、ロシアはかなり遅れていた。それゆえ、在日ロシア人の数もあまり増えず、外交機関・他の公務員を除いて、わずか数十人しかいなかった。一九一五年以降、来日ロシア人が増えたが、その理由は第一次世界大戦による日露軍事交流などにある。戦争中に日本は、ロシア政府が行った様々な発注に関して、英・米・仏に次ぐ第四位の納入国であった。¹⁾とりわけ、ロシア政府が求めた軍需注文の受取りのための専門要員、大使館の新しいスタッフなどが、家族とともに来日した。さらに当時日露協約のための準備も行われていたので、そのために来日した人々もいた。²⁾しかし、「大勢露人」が日本に来たというのは、革命の恐怖から逃げた亡命ロシア人であった。

一・白系ロシア人に関する統計

一九一七年末以降の亡命者に関する調査や彼らの出国・入国などの計算は当時は行われておらず、のちに調べられたデータばかりであるので、「精算」ではなく「概算」に過ぎない。また、それぞれの資料における亡命者総計または

移住者の行先に関する小統計は、複数の資料を比較した場合に差がかなり大きく見られることがある。

アメリカ赤十字社の一九二〇年一月一日付報告におけるデータでは、一九六万三千五百人の難民がいることになっているが、国際連盟（一九二二—一九四六）の第三回総会の一九二二年三月二四日付報告（いわゆる「ナンセン報告」）では、一五〇万人と記録されている。さらに、一九二六年九月、国際連盟が「ロシア人難民」の数を一六〇万人と定めている。³これは特に興味深い事実である。なぜならば、欧米諸国へ移住した旧帝政ロシア出身の亡命者は、現地で人口調査が行われる場合に、アルメニア人を除いては普通、日本に在住したロシア人と違って宗教や血統などを無視して自分を「ロシア人」として登録することがあった。⁴各国の登録にも「民族・国籍設定」に関する誤算があった。特に帝政ロシアの出身であれば、先ず「ロシア人」であろう、という感覚があったらしい。既に独立国家になったポーランドやフィンランドをはじめ、バルト三国、ウクライナの各地に生まれた亡命者は、当局の目から見ればほとんど例外なく「ロシア人」であった。

一九二一年に、ソビエト政府は初めて政治的大赦を公表した。さらに、一九二三年七月四日付ソ連人民委員会議「一九一七—一九四六年のソ連国家の最高行政機関、一九四六年三月より「ソ連閣僚会議」と呼ばれる」の法令が公表され、それは各国に散らばったロシア出身たちもソ連代表部で記録されることとなり、徴兵適齢者は直ちに帰国させられることになった。帰国しない場合は、刑事罰を課せられるというような警告もなされた。一九二四年七月九日付ソ連人民委員令は、その大赦をモンゴルおよび西中国へ亡命した兵卒軍人にも適用するというものだった。しかし、その後の一〇年間（一九二一—一九三二）において帰国した亡命者は一八万—四三二人に過ぎなかった。⁵とりわけ、帰国した亡命者の大部分（二二万—三四三人）が、大赦同年（一九二一年）以後、帰国直後に逮捕されたり、銃殺されたという情報が海外へも届き、それ以上ほとんど帰国したがる者はいなかった。一方、一九二二年以後も、

ロシアからの亡命運動は続いていた。

白系ロシア人のなかには、一般市民の他に、世界的に有名な作家、作曲家や声楽家などがあり、移住先の文化に新鮮な刺激をもたらした知識人や、経営上のノウ・ハウをその地に持ち込んだ企業家も少なくなかった。⁽⁶⁾

二. 身分証明書の発行および社会的地位・国籍の問題

世界各地に散らばったロシア人の間では、時間が経てば経つほど自分の身分・国籍などに関する諸問題が大きくなっていった。たとえば、彼らを全体として呼ぶ単語である。普通、各国はそこへやって来たロシア人を「難民」または「避難民」(ロシア語は《Беженец》)としたが、「亡命者」(ロシア語は《Эмигрант》、エミグランド)や「移住者」(ロシア語は《Переселенец》)とした国もある。

しかし、各国には上記の単語の使用に関する色々な問題がおこり、混乱などもあったため、国際連盟などの国際的機関でもそれを整理する幾つかの試みがあった。一九二一年に、国際連盟の難民・捕虜高等弁務官(Haut Commissaire pour les Réfugiés)になったナンセンは、⁽⁷⁾ロシア人とアルメニア人をはじめとする難民の地位・身分証明書に関する問題を国際連盟の会議に提起した。一九二二年七月五日と一九二六年五月三十一日の両国際協定で、いわゆる「ナンセン・パスポート」の発行が決められ、第二次世界大戦までに三ヶ国がそのパスポートを認定することになった。⁽⁸⁾一九二六年五月一二日の国際的協定は、ソ連から保護を受けず他国の国籍を持たない帝政ロシアの出身者を「ロシア難民」と呼ぶことを決めた。⁽⁹⁾一九二七年九月二六日、国際連盟総会は、難民の地位の問題に関する国際会議を提起した。翌年六月二八―三〇日、ジュネーブで難民の法的地位に関する政府間会議(Conference intergouvernementale pour

le Statut juridique des réfugiés) が行われた。そこでは、一五ヶ国（エジプト、フィンランド、チェコスロバキア、ドイツ、フランス、リトアニア、オーストリア、ブルガリア、ベルギー、ポーランド、ルーマニア、ユーゴスラビア、スイス、ギリシア、エストニア）の代表者の他に、ロシア人およびアルメニア人の法律家や、高等弁務官補佐官ジョンソン (M. Johnson) と国際職業局長補佐官バルター (B. Balter) などが参加した。最後に、エジプト、フィンランド、チェコスロバキアを除いて、他の二ヶ国は一九二八年六月三〇日付の「ロシア人およびアルメニア人難民の法的地位に関する協定」(“Arrangement du 30 juin 1928. Relatif au statut juridique des réfugiés russes et arméniens”) に調印したが、その全文を認める場合（ドイツ、フランス、リトアニア、オーストリア、ブルガリア、ベルギー）とその大部分（ポーランド、ルーマニア、ユーゴスラビア、スイス）または一部しか認めない場合（ギリシア、エストニア）があった。さらに一九三三年一月二八日、同じジュネーブでロシア人およびアルメニア人の難民の法的地位に関する国際協定が結ばれた。

その結果、二万五千人以上の難民はやっと身分証明書を持つことができた。¹⁰⁾ 「ナンセン・パスポート」は一年間有効であり、その手数料は約四〇米ドル（平均）であった。国内・国外での手続きや移住、就職などにも利用ができるというものであった。

上記から見られるように、国際的機関は普通、革命後のロシアを去った人々を「難民」と呼ぶように決めたが、本稿では「亡命ロシア人」、「亡命者」などの単語も「難民」と同じような意味で使用するつもりである。つまり、一九一七年十月革命以降来日したロシア人を、ソ連国籍を持つ者を除いて、「白系ロシア人」や「亡命ロシア人」（略名「亡命者」）と呼ぶことになる。

三．第二次世界大戦前の来日ロシア人・その特徴

① 亡命者の数とその原因

一九一八年以降日本にも、他の諸国同様に白系ロシア人が移住してきたが、欧米諸国と比べると、その数は少なかった。例えば、日ソ国交正常化（国交樹立）直前の一九二四年末には、在日ロシア国籍者として八一四名が記録されている（当時、日本とソ連はまだ国交を持っておらず、駐日ロシア大使館も「帝政ロシア」の代表であった機関としてその機能を存続させていたから、在日ロシア人は総じて「白系」であったと理解できよう）。彼らの日本国での居住地分布は、東京・横浜を中心とする関東地方、次に神戸、北海道等という順序であった。日本への移住が少なかった主要な理由として、以下の三点を挙げることができる。

(1) 「現金提示制度」¹¹⁾一九二〇年二月一七日以降、来日する外国人は国籍を問わず一人当たり一、五〇〇円を所持していなければならないという法規が実施された。但し、日本に住んでいる身元保証人さえ居れば、所持金が少なくとも入国が可能であった。

(2) 日本国内の経済状況に関する知識の不足、生計を立てることに関する不安感等がある。

(3) 心理的障害（ロシアと言語、文化の相違、風習に対する無知等）がある。

当時の満州を経由した亡命者にとつての選択肢はアメリカ（南米も含む）以外に、日本とオーストラリアしか残されていなかった。¹²⁾ オーストラリアの場合、距離があまりにも遠く、国内情勢も知らず、さらには亡命生活の最初にもつとも必要である様々な援助が考えられず、その選択は難民に魅力のあるものではなかった。¹³⁾ また日本も、中国からさ

ほど離れておらず、一般的なイメージとして亡命者にとっては理想的な国とは言い難かった。日本については言語の問題、国内状況・特に市況に対する未知、さらに日露戦争以来のロシアに対する偏見の問題などが、この時点での日本選択を踏み留まらせた。もちろん、アメリカへ移住するという選択にも、言葉の問題や市況に関する情報不足という問題が横たわっていたが、西欧文化の国、特に「あらゆる国からの移民や亡命者などが設立した国」のイメージを持つていたため、その魅力は「新たなチャンスの地」として大きかっただろう。

日本と中国を比較すると、中国はまず、ロシアと海で隔てられていないため、故郷へ簡単に戻れるということや、シベリア開発の当初から中国の人々、製品、噂などに慣れており、「隣国」のイメージが強かったが、日本は革命の六〇年前まで見知らぬ国であったのではなからうか。日本及び中国の両国で外交官として務めたドミトリー・アブリコソフ(D. I. Abrikosov)の結論を借りれば、「なぜか、ロシア人は中国領内の生活により早く慣れる事実がある」という。

本研究で利用した主な資料は、筆者が取材で収集したものを除いて、駐日帝政ロシア大使館(以下、「旧ロシア大使館」と呼ぶ)の発信通信・報告等⁽¹³⁾、さらに亡命生活を送った帝政ロシアの外交官の書簡や大使館最後の代理大使を務めた上述のアブリコソフが晩年に書いた回想録の原稿である⁽¹⁴⁾。彼の在日勤務期間は、一九一三―一九一四年及び一九一六―一九二四年の二期で計一〇年間だった。一九二五年の日ソ国交樹立後、アブリコソフは旧大使館を閉館し、東京で亡命生活を送っていた。一九四六年一月、彼はアメリカのカリフォルニア州へ移住し、そこで以前に執筆した回想録を没するまで書き続けたという。

上記(2)と(3)のため、日本に来た白系ロシア人の居住分布は、特に外国人が多く、最も「西欧化」された東京・横浜、また、港町の神戸、気候・雰囲気の中でロシアに近い北海道などで高かった。

最終的に日本を移住の目的地として選択した者の数は二〇〇〇〜三〇〇〇人の程度であったが、日本を経由地としてアメリカやオーストラリアへの移住を予定した者たちは、「外国人」としての登録がなされなかった可能性も高い。そうした一時的移住者を含めると、上記を二〜三倍上回る、というレベルであったと推測される。また、露帝国の崩壊に伴い、自分のアイデンティティを、「国籍（出身地）」よりも宗教・血統などに求めた人が多かった。

例えば、帝政ロシアの出身にもかかわらず、ポーランド系の人達は主に「ポーランド人」、回教のタタール人は「回教人」、さらにトルコ国籍を得た上で「トルコ人」として登録したり、ユダヤ教徒は「ユダヤ人」として名乗ったりした。例えば、ある資料によると、在日ユダヤ教協会は、総数およそ五〇〇〇人の亡命者を受けたと記述している^⑤。しかし、他の資料と比較すれば、恐らく、誤算か過大に見積もった計算に違いないと考えられる。

要するに、日本に定住した白系ロシア人（日ソ国交が樹立された一九二五年一月二五日以降、「無国籍人」となる）は、少なくとも数千人と見られる。

② 亡命者に対する日本政府の対策

日本政府は、上述の「現金提示」という規則のほかにも様々な措置を取っていた。何千人もの異国人が、短期間ではあるが日本列島にあふれたことは、一三世紀のクビライの元寇（来襲事件）後をはじめたことであった。日本の法律は、「他国の亡命者の受入れ」や「来日移住者（移民）の取り扱い」という問題をそれ以前に検討していなかったため、政府の最初の反応は「上陸禁止」というものになった。結局、やっと来日したロシア人は殆ど軍隊・その他の団体としてではなく、個人か小さなグループ（家族・親戚・友達など）で手続きをすることになった。

一方、駐日ロシア外交官たちは、日本政府の対亡命者の態度がしばらく不明であったので、それに関する心配を募

らせた。当時、ヨーロッパ諸国に在住するロシア人難民については、すでに彼らの地位やそれに関連する義務・権利などが定まっていたが、その大部分は亡命者自身（パリ、ローマ、ロンドンなどにおける亡命ロシア人の組織・機関など）が検討した規則に基づいたものであった。しかし、日本に在住する亡命者は、その総数が少なかったため、日本政府はヨーロッパの手本に倣うべきかどうか、疑問であると考えた。一九二一年秋、今度一月頃日本を去る直前に、最後の帝政ロシア大使、クルペンスキー（V. N. Krupenski）は、ヨーロッパ在住の亡命者が持つ「社会地位・その特徴」に関する覚書きを、日本外務省に出したが、本人もその執行が実現される可能性は小さく、期待もほとんどしてないと認めている。

他方、亡命者自身は、そのもつとも大きな期待を、国際連盟による援助にかけ、国際連盟が彼らを絶対に救つてくれると思っていた。旧大使館のスタッフも、これは国際連盟にしか解決できない問題であると考えていた。「一九二二年二月一五日付のギルスの手紙、一九二二年四月七日付のアプリコソフの返事」。特に、国際連盟が参加しなければ、日本を去る際に、アメリカやカナダの入国ビザを取得出来なくなる、という噂が亡命者間に広まっていた。たとえば、一九二三年八月三一日、関東大震災の前日付の旧大使館の報告には、「極東における現状で、我が国の難民の破綻を防ぐ力は、国際連盟より他はなからう」と書かれている。「一九二三年八月三一日付報告」。

③ 一九二三年九月一日の関東大震災と亡命ロシア人

一九二三年九月一日の関東大震災は東京・横浜を初めとする数多くの都市、村などを破壊し、死傷者は一三万人以上を超え、五七万人が住居を奪われた。全損害は一九二三年の評価額で六五億円（当時日本の全財産の一〇―一二％）に上った。世界のマスコミはお互いに競争するかのようになり、災害の重苦しい記事を載せた。例えば、地震直後のある

著書には「大きな都市ばかりでなく、地域全体がなくなり、海軍等も消えてしまい」、「日本国はこれからしばらく二流または三流の国への低下になるはず」などと書かれている。もちろん、災害は非常に大きかった。東京と横浜の近辺は、空襲後のような景色であった。しかし、一九二四年一月には、「一〇〇日経つてからは、東京が復活する気配があり、……町は既に復興的活動が感じられる。」⁽¹⁶⁾などの落ちついた記事も出るようになった。

旧ロシア大使館のスタッフは、揺れが収まるまで中庭に避難者の受付や毛布・布団などを備えて「臨時キャンプ」のような措置を行っていた。代理大使を務めたアブリコソフは公式に市役所へ援助を求めた。彼の要求は満たされ、当局が祖国からの援助を受け入れず、帰国も出来なかつた亡命ロシア人に対して常に好意的な態度を守っていたことは、大使館の報告に度々現れる。また、大使館の負担を軽くするために、大使館の日本人職員はしばらく日本外務省から特別配給食糧を受けることになった。一方、大使館は地震後直ぐに日本政府に対し、哀悼・感謝の意を表した。ちなみに、ロシア人の死傷者は約六〇人に上った、という「出典…一九二三年一月二三日付の旧大使館で作成した名簿」。

日本政府の特別令によって、震災直前に関東に在住した外国人は、出来る限り早く日本を去らせるか、安全な地域へ移住させるという政策がとられた。その結果、帰国や海外移住が出来なかつたロシア人は、日本国内で移住する他なくなつた。移住先は、以前から外国人居留地や様々な外国人向けの施設があつた神戸を中心とする関西になった。その実現のために、日本の港にいたすべての汽船が動員され、総計四〇〇人以上を運んだ。神戸では、地震の情報が届くと、ただちに居留外国人による「神戸外国人援助委員会」が設立され、そして「亡命ロシア人向け援助小委員会」も設立された。その小委員会は、亡命者の受付・臨時宿泊・集金などを担当することになり、約四〇〇人の受入れの措置を取つた。

日本外務省は、最初から出国許可書やその他の必要な書類を提供し始め、大使館への特別の事情説明書を発行した。その中で、東京・横浜の食糧不足危機や失業、他の諸問題について書いた上で、将来も亡命者の状況が悪化する恐れがあるとし、彼らにとってそれを避けるために最も良い方法は日本を去るということである、と大使館の協力を求めた。

そのために、ロシア大使館および陸軍武官が出した三万円に加えて、「神戸外国人援助委員会」から三万円、日本の慈善組織から二万円、さらに兵庫県知事からも二万円の寄付が集まった「当時一円〇・八米ドル」。その使用は、ロシア大使館の資金を除いて、上記の小委員会の監督下にあった「一九二四年一月二日付の報告」。もちろん、亡命者の日本国内の移動は無料になり、政府によって、彼らは小さな損害報償を得るまでになった。

アメリカやフランス、さらに他の西欧諸国への入国査証（ビザ）の規制も一時的弱まり、日本を去ることを望んでいたロシア人にチャンスが与えられた。結局、神戸の小委員会とロシア大使館の共同努力によって、新定住地を求めた約三〇〇人の亡命者のうち二五〇人以上を日本から送り出せることになった。その大多数はアメリカへ行き、アメリカ入国許可を取得しなかった者はメキシコやカナダへ向かい、さらに約三〇〇人がヨーロッパへ向かったという。その途中でも、ソビエト政府によるロシア（ソ連）への帰国のプロパガンダも続いた。しかし、ウラジオストークへ帰ることを望んだものは一人しかいなかったという。

日本から送り出されたロシア難民は、正に運が良かった。半年余り過ぎて、駐東京米大使館が一九二四年七月一六日にアメリカへの新しい移民規則を発表し、それ以降のアメリカ移住は以前に比べて極めて複雑になることが明らかになった。それは、出身国（国籍）による許可割当及び新しい申請手順、という二つの条件が設けられたので、以降、ロシア出身者の担当機関は駐リガ（ラトビア共和国）アメリカ領事館になり、抽選等のロシア人割当数は月に一八九人

程度になった。日本をはじめとする遠い極東各地における亡命者には、難しい手続きが要求されることとなった「一九二四年七月二五日付のアプリコソフが書いた手紙」。

④ 日本への亡命者の「第一波」・その特徴

一九一七年二月革命と一〇月革命後、来日したロシア人の大多数は、いわゆる〈偶然に来た人〉であった。日本に定住することも考えず、異文化・異郷における生活や仕事の経験も持っていなかった彼らは、革命の脅威を感じていたので、自らの〈遠い将来〉に関する計画を立てることがなかった。大混乱に陥って、住み慣れた場所を立ち去った彼らは、異郷において途方に暮れていた。その人々の中には、帝政ロシアの地方官僚や、小役人退役将校、貴族身分、さらにシベリア地域の政府の大臣や官吏、それに一般的市民などがいた。全ての財産を捨てて、祖国から命からがら逃げ出した彼らは、やっと来日したが、生活費の不足をはじめ、他国への入国ビザ等の問題によって日本にしばらく残らざるを得なかった。皆が「古き良き過去」の夢を捨てきれず、一時的に日本に住みながら、将来はアメリカかヨーロッパへ行くことを希望していた。また、「露国が再び立派な君主立憲国に復活する時期を待ちたい」という人もいた【『東京日日新聞』一九一七年二月一七日付】。そのため日本に根を下ろすことができず、日本社会に受容されることも望んでいなかった。地震後の復興に関連した国際的援助によって、そうした彼らに救助のチャンスが再び現れた。地震は、無事に生き残った亡命者の大部分にとって、自分の「脱走」を続けるための動因になったといっても過言ではなからう。

要するに、関東大震災を体験したロシア人は、なるべく日本を去ろうと試みた。彼らを来日した亡命ロシア人の「第一波」とすれば、関東大震災そのものは、旧帝政ロシアから日本へ向かう「亡命」という現象の「第一波」と「第二

波」の境界となったと言っても良いだろう。関東大震災以降に来日した白系ロシア人は、ほとんど日本に根を下ろした者ばかりである。

⑤ 「第二波」の亡命ロシア人・その特徴

一九二三年以降もロシア人は日本に移住することがあった。しかし、その後日本を定住地として選んだ亡命者は、ほとんどが地震後に来た者ばかりで、彼らの一般的特性もまた地震の前とは違っていった。その中の大分は、「第一波」と異なり、庶民階級身分者が多く、シベリアに住んでいた農民、小売店主や商人、更にコルチャック提督(A. V. Kolchak)のもとに白衛軍で兵役を勤めた兵隊やコサック等、つまり物事を現実的に考えた人々が地震の後に移住した。彼らのほとんどは、来日する前に既に亡命生活の経験を中国などの他国でしていたので、異郷への受容やそれに伴う諸問題についてもある程度準備を済ませていた。その結果、彼らの場合、普通ある〈新入りのよそ者〉と〈この土地の者〉の間にある壁があまり感じられなかった。ちなみに、日本在住中にもっとも成功をおさめ、日本人にも認められた洋菓子メーカーのモロゾフ、ゴンチャロフ、野球選手スタルヒンの両親、さらに音楽家のレオ・シロタやアレクサンドル・モギレフスキーなどが、この「第二波」に所属する亡命ロシア人である。このような「新入り」ともいえるロシア人は、西欧化への道に立ったばかりの当時の日本社会の需要を理解しながら、まずは布地・洋服などの行商者として活躍し、更にロシア料理店などでも成功した。大正・昭和前期の日本は、まだ保守的で伝統が厳しい国であり、すべての職業・専門などは普通、息子が父親を相続した。ほとんど全部はあらかじめ決まった相続のパターンばかりであった。西欧化の影響が全く届かなかった地域もまだたくさんあり、そこに暮らす人々は何百年前と同じように現地にある店しか知らず、そこにある物ばかり買って満足するという状態であった。そうした人々が、生まれ

て初めて「外国人商人」に出会うと、「カルチャー・ショック」等を受けると共に、「外国製品」といわれればどんなにつまらない物であっても、買ってくる場合さえあった。銅から造った時計を「金」として売ったり、詐欺を行ったりする行商者の数も増えてきた。正直をモットーにする行商者でも、儲けが驚くほど多かったので、そのうち何人もがあつという間に金持ちになった。⁽¹⁸⁾

若いロシア人たちは、日本の会社または既に日本に根を下ろした「第一波」の亡命者たちに呼ばれて、ハルビンや上海から日本に来る場合もあった。彼らの一部には、商売目的の短期間の来日に留まらず、結局日本に定住するようになった人もいた。そのような場合、日本は彼らにとって全く未知な場所ではなく、すでに人脈などもできていたので、「第二波」の難民との差は大きかった。彼らの移住の最大の理由は、経済的理由であり、他には、現地の人口過剰やそれに伴う失業の問題などがあつた。⁽¹⁹⁾それは、ロシアにおける内戦終了に伴って発生した新たな移民の問題であつた。混乱の沿海州、シベリアから多くのロシア人が隣国に逃げ込んだ。彼らが目指したのはまずハルビン・大連方面であつた。例えば、ハルビンにおけるロシア人の増加は、町のロシア人社会に緊張を持ち込むことになったため、日本への新たな移住者が増えます。それに対して、旧ロシア大使館は最初から彼らの受け入れに巻き込まれないように対策をとつた。なぜならば、自分の意志で来日した彼らは、外交官の目から見れば「真の難民」ではなかつたからである。「一九二四年一月一二日付の大使館発信書」。

つまり、関東大震災は、数年間に互つて日本に居留する外国人の分布図を変えたとともに、来日ロシア人社会の「イメージ」をはじめ、その社会階層や職業分野にも影響を与えたと思われる。また、「第二波」の亡命者は、日常の生活に対する現実的な態度が備わっており、ロシアにおける自分達の「過去」の生活はもう戻らないものであるとよく理解していた。母国に帰るつもりで自らの生活基盤を整えることなく暮らしていた「第一波」と異なつて、いわゆる

〈庶民固有の現実〉を受け入れる姿勢も、彼らの決意の構成要素として見逃すことは出来ない。

⑥ 「無国籍」の地位への転換

関東大震災によるもう一つの思いがけない政治的な結果は、日ソ国交樹立の延期である。その事前準備や必要な条件はほとんど全部一九二三年夏末までに終了し、後は公式の手続きしか残っていなかったが、日本政府は大規模な災難とそれに続いた復興の諸問題のため、大連（一九二二年一月二日―一九二二年二月六日）及び長春（一九二二年九月四―二十五日）の両会議で達した中間結果をさらに発展させることにまで手が回らなくなった。両国の国交樹立の問題は、一時的にその重要性を失った。それを結果として、旧帝政大使館はその存在期間を約一八ヶ月伸ばすことになった。

一九二四年末、駐北京芳沢大使は、ソビエト公使レフ・カラハン (L.M.Karakhan) と会見し、二国間交渉を回復した。結局、一九二五年一月二〇日に日ソ国交樹立の日ソ基本条約を結ぶことになった。しかし、日本に亡命してきたロシア人の社会的地位をいかに処理するかはまだ決められていなかった。旧ロシア代理大使を務めたアプリコソフは、幣原外務大臣との最後の会見で、亡命ロシア人の地位や日本政府の彼らに対する態度・対策などについての交渉を行い、最後に「無国籍」身分になったロシア人は、政治的活動を避ける限り、当局から守られる、という結論を得た。以降、日本におけるロシア人は、「ソビエト人」と「無国籍」（亡命ロシア人または白系ロシア人）の二つのグループに分けられた。アプリコソフ本人は、晩年に書いた回想録の中で、その亡命者に関する決議は、正式な文章や形式用紙ではなく、まるで手書きのような一枚に過ぎなかったが、当時はそれ以上何も得る可能性がなかった、と述べている。しかし、驚くべきことに、日本政府はその約束をずっと守っていた。例えば、一九二〇―三〇年代には中国政府

がソ連への亡命者の引渡し等を時々行っていたが、日本からはそのような事件がほとんどなかった。また、アブリコソフの引用をあげれば、「日本は、我々ロシア難民にとり、世話好きな義母になった」という。

四、第二次世界大戦後の来日ロシア人・その特徴

① 来日ロシア人の「第三波」

第二次世界大戦終了以後、日本在住ロシア人の状況がまた変わった。それは、一九四五年一月一日付および一九四六年一月二〇日付のソ連最高会議令によって、第二次世界大戦中に「ロシア愛国者」や「ファシズム反対者」という資格に当たる亡命者はソ連国籍に入る権利を持つようになった。さらに、一九四六年六月一日付のソ連最高会議幹部会の令によって、元帝政ロシアの各地域に生まれた亡命者やその子孫たちは、ソ連国籍に入る権利や既にその国籍をなくした者も再び入籍が出来るような権利を得た。それは、ソ連政府が亡命者をロシアへ誘うような最後の試みであった。その結果は、フランス（約一万一〇〇〇人）、ユーゴスラビア（六〇〇〇人以上）などに住んでいた白系ロシア人と彼らの子孫たちが、大勢帰国を希望してきたという。満州国在住の白系ロシア人も、約二万九〇〇〇人が駐ハルビンソ連領事館へ帰国の応募をした²¹。多くの人は、一度帰国してからまた収容所に送られたり、ほかの圧迫を受けたりしたが、彼らの大部分は再び亡命者になる可能性はなかった。

一方、「西」からの帰国者に対して、「東」への移住は一九四〇—一九五〇年代にも続いていた。満州国に暮らした白系ロシア人をはじめ、上海、天津などで亡命生活を送っていた人々である。彼らは、いわゆる「ディ・ピ」(DP, "Displaced Persons"、日本語で「強制的移住者」という)の呼称で、中国の各地からフィリピン列島を経由地として、

しばらくそこで臨時キャンプで滞在した後、アメリカ、オーストラリア、さらに日本へも送り出された。

当時の日本は、まだ占領軍が駐屯していたため、DPの大部分はオーストラリアやアメリカなどへ移住したが、以前から日本在住の親戚・他の血縁関係を持った人々は、日本に定住する許可を得ることができた。しかし、一九五〇年代以降日本に定住した亡命者に関する資料はあまり見付からず、聞き取り調査で得られた個人的なストーリーも極めて少ない。恐らく、それはめつたになかったのではないか、と思われる。いずれにせよ、彼らは来日ロシア人の「第三波」を形成する。

戦後の時代、白系ロシア人の影響や日本社会における彼らの役割は、戦前と比べれば、ほぼ消えてしまい、いわゆる〈過去の思い出〉にすぎなくなってしまったといっても過言ではなからう。彼らの大部分はすでに死亡しているが、そして彼らの〈二世・三世〉は、戦後の日本の「経済的奇跡」などを予測せず、様々な苦しみの再発を避けるために、アメリカやオーストラリアなどへ移住することになった。また、その一部は、スターリン死後のソ連がいわゆる「雪解け」の時期に入ったため、対亡命者の政策も変るといふ噂によって帰国した者もいる。なお、日本に最後まで住むことを希望した人々は日本国籍を取り、日本人と結婚し、ますます自分の「ロシア性」およびその他のアイデンティティを失うことになった。正式の統計からも「白系ロシア人」の呼称はほとんど消えてしまい、二〇世紀末まで「無国籍者」といえば、亡命ロシア人だけではなく、アフリカ諸国の難民をはじめとする世界各地からの出身を含むことになった。結局、日本における「白系ロシア人」の最盛期は、大正後期・昭和前半であったと言える。

② 旧ソ連解体以降の来日ロシア人「第四波」

戦後の在日亡命ロシア人が激減した一方、日ソ国交回復（一九五六）後は来日するソビエト人が急増した。とりわ

け、一九八五年に始まったペレストロイカ以降、従来の外交官その他の政府関係者に加えて、民間団体や一般市民にとつても日本入国は比較的になつた。短期滞在の観光客のほか、両国の大学間交流に伴い、日本留学を目指すロシア学生の数も増加した。例えば、ペレストロイカが発生した一九八五年に日本居留していたソビエト国籍（当時）の者は三二二人だったが、一〇年間でそれは約一〇倍程度まで増加したという。

一九九一年末、ソビエト連邦が解体し、一五カ国に分かれた。それらの諸国からの人々は、今度は国籍が異なっているにもかかわらず、彼らが日本を訪れる際に使用する共通語は、しばらくは、従来通りのロシア語であつた。そして、二〇〇四年度に日本に入国したロシア連邦のみの国籍者の総数は四万三〇〇〇人以上となり、同年度に日本に居留するロシア人の数は七〇〇〇人を超えたという。それに他の旧ソ連邦の各地の出身の数を加えれば、日本に居留する旧ソ連人の総数は年度によつては一万人前後になるだろう。

ロシア語教育の現状を見るために、ロシア大使館付属学校を例に挙げると、この学校は、同じ二〇〇四年度の生徒数が二一五名で、ロシア国内の教育制度に則つて、小・中・高等学校の一年間の義務教育を行つていた。都内に勤務するロシア外交官の子供をはじめ、関東地域に在住する一般のロシア市民の子供が学ぶことができる。この学校ではスクーリングの他に、通信教育も行われ、関東地域以外の子どもでも教育を受けることができる。そこで得られた在学証明書・成績証明書は、ロシア国内の国立機関やその他の教育機関で認められるものである。

在日ロシア人同士の交流を保持するために、関東に在住するロシア人は、ソ連崩壊後まもなく、一九九三年に（ロシア・クラブ）（ロシア語で「Русский клуб」、ヘルスキー・クループ）を設立したが、それは後にいくつかのクラブに分割してしまつた。各クラブにはインターネットのホームページもあり、それぞれのメンバーには旧ソ連諸国の出身者がいるので、共通語は基本的にロシア語である。

二〇一六年度、日本に居留するロシア国籍者の総数は八三〇六人で、それはヨーロッパ人の中でイギリス、フランスに次いで三位だった。ロシア人は北海道から沖縄までのすべての都道府県に居留し、その三分の一以上は東京及び関東地方に集まっている。旧ソ連人の中でロシア人の次はウクライナ（一六九九人）、ウズベキスタン（二五〇三人）からの出身である。

日本では、以前のようにソ連をロシアと、ロシア人をロシア国内の少数民族と混同する場合がまだ多い。言語についても、旧ソ連の出身ならばロシア語も流暢であるはずと一般に考えられるが、そうとは限らない。一方、旧ソ連諸国の多くでは、ロシア語がまだ第二国語または公用語となっている。その諸国の出身者たちは、日本在住中に出身地・出身民族を問わずロシア語教師として雇われるケースが多い。たとえば、ベルリッツ外国語学校や多数の大学では、ロシア語教師のなかにアルメニア人（ヨーロッパ系）、タタール人、キルギス人（いずれもモンゴル系）などがある。

《註》

- (1) Россия в мировой войне 1914–1918 года. М., ЦСУ, 1925.
- (2) *Revelations of a Russian Diplomat (The Memoirs of Dmitrii I. Abrikossov)*. (Ed. by George A. Lensen. Washington University Press, Seattle, 1964, p.320.
- (3) Raefi, M. *Russia abroad* NY, 1990, p.24; Ковалевский П.Е. *Зарубежная Россия: история и культурно-просветительная работа русского зарубежья за полвека (1920–1970)*. Парик, 1971, с.13.
- (4) Ковалевский П.Е. *Зарубежная Россия*, с.13.但し、それは、日本だけではなく、他の国にもあったものである。例えば、オーストラリアへ移住したロシア出身たちは、勝手に登録した国籍（民族）を変更したり、またはそれを隠したりする場合もあった（Рудницкий А.Ю. *Другая жизнь и берег дальний...* (Русские в австралийской истории). М., 1991, с.170.
- (5) Русские: этногеография, расселение, численность и исторические судьбы (XII–XX вв.). Т.1, ИЭиА РАН, М., 1999, с.160.

- (6) 例えば、一九二〇—一九三〇年代にわたって、亡命した学者たちは、科学の各分野における論文などを発表し、発行物の総数は七〇三八本である (Русские эмигранты, расселение, численность и исторические судьбы, с.162)
- (7) F.Nansen (1861-1930) 後にノーベル平和賞を授与した (一九二二年)。
- (8) Русские эмигранты, расселение, численность и исторические судьбы, с.160. しかし、別の資料では、三九ヶ国 (一九二九年一月末まで) から数字-数字 (Таубер Д.Я. Лица Нацп и юридический статус русских беженцев. Вестрад, 1930, с.4-5)。
- (9) Русская эмиграция в Югославию, с.44.
- (10) Русские эмигранты, расселение, численность и исторические судьбы, с.160.
- (11) 一九二二年頃、オーストラリア在住ロシア人は四一三八人、一九三三年頃なら四八七三人が登録された。—— Рудницкий А.Ю. Другая жизнь и берег дальний... с.137-138.
- (12) 但し、約三〇年間後、一九五〇年代に入ると、中国の共産党政権を恐れる元満州国や上海等に住んでいた白系ロシア人は、大勢オーストラリアへ移住するようになった。
- (13) Reports of the Russian Diplomatic Representatives in Japan on the situation in the afore-said countries. Information about Russia gathered in Japan from Jan. 15th 1924 to Nov. 17th 1926. - Stanford University. Hoover Institution Archives (unpublished).
- (14) Arikossov D.I. Memoirs. Part 12. Columbia University Archives. NY.
- (15) Вспомеиъ Изъ Лодей Син, №350, Тель-Авив, 1997.
- (16) Позднеев Д. Яковлевич. Страны, население, история, политика. М., 1925, с. 334-340.
- (17) 例えば、臨時政府の最初の首相、リヴォフ公爵 (G.N.Lvov) が一九一八年に来日した。
- (18) Arikossov. Part 2, p. 93-94.
- (19) 最近の資料によると、一九二〇年代に五〇万人以上のロシア人は中国へ逃げたといひ、一九二八年頃はハルビン近郊だけに一〇万八千六百六十六人が住んでいた。
- (20) Revelations of a Russian Diplomat... Preface, p.18.

(2) Печерина В.Ф., Кочубей О.И. *Исход и возвращение (русская эмиграция в Китае в 20–40-е годы)*. Владивосток, 1998, с.81.

参考文献

- Абрикссов Д.И. *Memoirs* (Manuscripts). Columbia University Library, NY.
- Raef, M. *Russia abroad*. NY, 1990.
- Reports of the Russian Diplomatic Representatives in Japan on the situation in the afore-said countries. Information about Russia gathered in Japan from Jan. 15th 1924 to Nov. 17th 1926.*—Hoover Institution, Stanford University, USA.
- Revelations of a Russian Diplomat (The Memoirs of Dmitrii I. Abrissov)*. Eddy G.A. Lensen, Washington University Press, Seattle, 1964.
- Бюллетень Изд-ва Ионей Син*, №350, Тель-Авив, 1997.
- Ковалевский П.Е. *Зарубежная Россия: история и культурно-просветительная работа русского зарубежья за полвека (1920–1970)*. Парнк, 1971.
- Печерина В.Ф., Кочубей О.И. *Исход и возвращение (русская эмиграция в Китае в 20–40-е гг.)*. Владивосток, 1998.
- Позднев Д. *Япония. Страна, население, история, политика*. М., 1925.
- Россия в мировой войне 1914–1918 года. М., ЦСУ, 1925.
- Рудницкий А.Ю. *Другая жизнь и берег дальний... (Русские в австралийской истории)*. М., 1991.
- Русская эмиграция в Югославии. М., 1996.
- Русские: этногеография, расселение, численность и исторические судьбы (XII-XX вв.) Т.1., ИЭиА РАН, М., 1999.
- Тавбер Д.Я. *Лига Наций и юридический статус русских беженцев*. Белград, 1930.
- ホタルコ・ビョートル 『日系ロシア人とニッポン』成文社、二〇一〇年。

(原稿受付 二〇一九年十月一日)

今日の日中関係における五四運動のリフレクション

山本 秀也

要旨 本稿は、一九一九年に発生した五四運動において展開された示威行動のモデルに着目することで、百年を経た現代中国における学生大衆運動が依然このモデルを踏襲することを解明した。その上で、運動の表象として「反日」が掲げられた場合にみられる影響の広がり、日本との関係に対し明確な影響を与えてきた点をたどり、日中関係が二〇一九年に発生から百年を経た五四運動の影から逃れ得ない背景に五四運動精神を「愛国主義」にのみ求める中国共産党の歴史解釈が介在することを論証した。他方、政治的な要請から均衡を欠く解釈の下で五四運動精神の中核的な継承者と自らを規定する共産党が、現実の国家統治においては百年前の北洋軍閥を凌駕する強権手段をもって学生運動を弾圧する矛盾を抱えた存在であることを明示した。現状では極めて難しい想定ではあるが、将来への展望として、普遍的価値に通じる「民主と科学」に着目した中国民主化の取り組みが力を得ることこそ、この思想的閉塞状況を打開する可能性を指摘した。

キーワード：五四運動、反日、民主化、愛国主義、中国共産党

はつめい

清朝崩壊後の中国政治は、北京を拠点とする軍閥支配に孫文率いる革命勢力が広東省を拠点に挑む構図で推移し、孫の死没後に蒋介石が引き継いだ北伐（第三次）の完成で一九二八年十二月にひとまず国民政府による全国統一をみた。この間、二十世紀初頭の国際情勢は第一次世界大戦の生起および終戦後のベルサイユ体制によって国際秩序の再構築をみたが、中国はこの戦後の枠組みを構築するパリ講和会議に期待を抱きながらも結果として列強に対する不平等条約の解消を果たすに至らず、戦勝国の日本から対華二十一カ条要求の核であった山東省の權益を回収できないまま「戦後」を迎えた。

アジア初の共和制に踏み出したはずの国家の現勢に知識層の不満が高まる状況で、一九一九年五月四日、北京大学の学生らが北京の中心に位置する天安門前でデモ行進を実施し、「山東の権利回収」「対華二十一カ条撤廃」を叫んだ。これが五四運動であり、北京大学図書館長を務めた李大釗ら中国共産党の創設メンバーがこの運動に深くかわった。五四運動百年を迎え、中国共産党は二〇一九年四月に人民大会堂で記念式典を開き、習近平総書記（国家主席）が公式演説を行った。習の演説は本稿で指摘する通り五四運動の精神を党の支配に都合よく部分拡大させたものであったが、同時に結党（一九二一年）の僅か二年前に発生したこの運動を強く肯定する党の公式史観が継承されていることを百年の節目にあつて内外に示すことにはなった。

では、中国共産党の認識する五四運動の基本的な意義とは何か。中国共産党の指導権を手にした延安時代の毛沢東は、一九三九年に発表した運動二十年を記念した原稿で、「中国の反帝・反封建のブルジョア民主主義革命がすでに新

しい段階に発展したことを示している」と述べた。毛沢東は、五四運動こそはブルジョア階級に先導された旧民主主義革命が、労働者階級、学生大衆、新興の民族ブルジョア階級を担い手とした「新民主主義革命」に移行する分水嶺だとの認識を打ち立てたのであり、この歴史認識によって第二次国共内戦の結果である中華人民共和国の建国や、これに続く一九五〇年代の社会主義建設への移行を経て、今日に至るまで共産党自身が統治の正統性を確信するに至っている。

戦後わが国における五四運動の先行研究は、まさに五四運動を新民主主義革命の始まりとする毛沢東の見解を主たる検討の対象として進められ、一九九〇年代に入ると相対的に下火となった。これについて、新潟大学の武藤秀太郎は「ソ連を中心とした社会主義圏の崩壊が挙げられよう」と指摘する。すなわち、毛沢東の掲げた革命戦略が新民主主義から社会主義への移行を必然としていたため、東欧民主化に続く一九九二年のソ連崩壊で毛沢東の想定した枠組みが有効性を失った結果であると武藤は総括している。

共産党政権成立後の中国政治を俯瞰するとき、「逢九必乱（末尾九の年には動乱が起きる）」とは人口に膾炙した表現である。共産党政権成立の一九四九年に始まり、一九五九年のチベット動乱、一九六九年の中ソ紛争、一九七九年の中越戦争、そして一九八九年の天安門事件、一九九九年の法輪功問題、二〇〇九年のウルムチ暴動など、新中国建国を祝うべき十周年ごとに政情にかかわる重大事件に見舞われてきた。香港での大規模抗議活動が書き加えられた二〇一九年においては、もともと「五四運動百年（五月四日）」、「天安門事件三十年（六月四日）」、「中華人民共和国成立七十年（十月一日）」という周年が重なっており、それぞれの事象に対する共産党政権の対応が関心を集めた。毛沢東が中央人民政府の成立を天安門の楼上から宣言し、新政権で最初の軍事パレードが天安門前で挙行されたことを想起するなら、中国共産党の在り様に深くかかわるこの三つの事象に天安門と周辺空間が政治上のトポス（場所）とし

て共通している。共産党政権下で天安門、および集会の規模拡大に備えて共産党政権下で拡張整備された天安門広場が、政治的な象徴性を獲得する発端を作ったのがまさに五四運動であった。

本稿では、先駆的な政治運動であった五四運動が残した幾つかの外形的な特徴、すなわち、①学生を主導勢力とする運動の組織と実施、②「日貨排斥」など日本を標的とした排外的な主張、③「愛国無罪」を掲げた公然たる有形力の集团的行使、④天安門及び周辺の象徴的利用——に注目する。その上で、五四運動を称揚してきた共産党政権下での政治運動が、いずれも五四運動の行動様式とその精神を包括的、ないしは部分的に踏襲し、運動の遂行にあたり五四運動の在り様に自らの行動を重ねたことを適示する。

一九八九年の天安門事件（第二次）、およびその先例となった一九七六年四月の天安門事件（第一次）がいずれも武力鎮圧という流血の事態を招いたことで、中国共産党はその政権下で生起する示威活動を躊躇なく弾圧するとの理解が一般的であろう。しかし、五四運動に正義愛国の肯定評価を与える公式史観の下で、運動の鎮圧に当たった段祺瑞率いる北洋政府が必然的に「反動」と位置付けられてきた歴史認識をこうした現状に重ねるとどうであろうか。五四運動後の新民主主義革命で自らを政治的中核と位置づける中国共産党が、他方で同じく五四運動精神を掲げる学生運動を弾圧することは行為に於いて皮肉にも北洋軍閥と同じ役回りを演じたことになる。公式に称揚する理念と統治の現実、党自身はもとより中国国民にとっても本来は深刻なジレンマを内包する現象である。五四運動を称揚する共産党政権が五四運動精神の大きな柱である民主と科学、とりわけ民主化の主張を封じ込めざるを得ないイデオロギー上の弥縫策や、この矛盾の顕在化を避けるべく五四精神の主題として「愛国主義」のみを殊更に強調することで、五四運動を原型とする学生・大衆の自発的なデモの封じ込めを強化している現状を検討したい。検討の対象となる運動としては、武藤らの先行研究も触れている二〇〇〇年代以降の新しい事例だけでは不足であり、五四運動に続く国民

党統治時代の事例を概括的に見当するほか、一九八〇年代の「学潮」と呼ばれた民主意識形成期の学生運動にまで範囲を広げることとする。

一、五四運動をめぐる中国共産党の政治評価

五四運動が百年を経た中国の政治・社会に公然たる影響を与える前提として、中国共産党による肯定的な歴史評価が大枠のレベルにおいて今日まで厳然と横たわることとは自明である。中国近現代史の視点から五四運動を詳論することは本稿の目的ではないため、ここでは運動に対する党の評価に絞って述べる。

今日、中国で最も一般的な公式評価は、例えば代表的な辞典である『大辞海』の説明にあるように「中国人民による反帝国主義・反封建主義の愛国運動」といったものだろう。運動の精神については、インターネット辞書の『百度百科』は「五四運動」の項目で「五四精神の核心的内容は愛国、進歩、民主、科学である」と述べている。これがいわゆる評価の大枠であるが、五四精神のどの部分に評価の重点を置くかについては、一九八九年の天安門事件（第二次）以後の共産党指導部、とりわけ現在の習近平指導部に関して検討を要する。これについては、本稿の後段で述べてたい。

一貫した五四運動に対する中国共産党の肯定評価は、運動を主導した北京大学の学内情勢と密接にかかわる。五四運動、およびこれと一体をなす新文化運動にかかわった左派知識人に李大釗、陳独秀がいるが、同大学図書館主任だった李は運動前年の一九一八年に「マルクス主義研究会」を学内で組織した。この研究会はやはり同大で文科学長だった陳の支持をも得て、運動でその指導勢力となった³。中国共産党の創設メンバーとなる当時代表的な左派知識人が運

動の母体形成を指導・支持したことは、運動翌年の一九二〇年に中国共産主義青年団の前身組織となる中国社会主義青年団が新文化運動の基盤の上にマルクス主義の伝播を受けて組織されたことと併せ、党がいわば同時代感覚をもって運動を自然に肯定する素地となる条件ともなった。

党の政治理論における位置づけは、五四運動をブルジョア階級に替わりプロレタリア階級が指導する新民主主義革命の開始だとした前述の毛沢東の論断に集約される。毛は一九三九年五月にこの小論『五四運動』を新聞紙上で発表するとともに、延安根拠地で五月四日に開かれた五四運動二十年記念の青年大会で『青年運動の方向』と題する演説も行っている。ここで示された論点を集成する形で、毛は一九四〇年一月に『新民主主義論』の発表に至る。党内における毛のヘゲモニーが確立された延安時代に五四運動を新民主主義革命の発起点とする論考が練り上げられたことは、当然ではあるが運動への肯定評価を共産党政権の成立前後を通じて不動のものとする結果となったのである。

「偉大な領袖」とされた毛沢東の論述に重要な論点を与えたことで、五四運動への評価も単なる肯定にとどまらず、毛沢東思想に与えられた無謬性に包摂されることとなった。早期の中国共産党員として『共産党宣言』の中国語訳（一九三〇年版）にあたり、共産党政権の成立後は山東大学の学長を務めた華岡が共産党政権初期の一九五二年に発表した『五四運動史』の以下の論述はその典型といえる一例である。

「五四運動の偉大な歴史的意義はかかるものであるが、では我々は五四運動の史実の研究からどんな教訓を得たのか。第一の重要な教訓は五四運動が中国近代革命史上まさに時代を画する大事件であったことである。すなわち、一方で中国の旧民主主義革命の時期を終わらせ、同時に中国の新民主主義革命の新たな時期を開いた点であるが、こうした根本的な性格は五四運動の中ではもとより曖昧模糊としたままで、五四運動後も長期にわたり諸

説が入り交じりどれが正しいのか判然としなかった。このことはわれわれの理論が事実から遙かに落後していた証左であり、且つこうした弱点のために革命が被った損害すらも十分重視されるに至らなかった。一九四〇年に至り、五四運動から二十一年の久しきを経て、毛沢東同志が新民主主義論を発表してようやくこの問題の解釈がはっきりとし、ようやく五四運動に一つの歴史的結論が下されたのである⁽⁴⁾」

ここでは毛沢東思想に与えられた絶対的な指導性と五四運動に対する歴史評価が明確な形で結びつけられている。華崗が「諸説が入り交じり」と切り捨てたのは、多様な五四運動研究や異なる視点による自由な議論であり、これが許される状態こそ学術的にも社会的にも本来あるべき姿に違いない。だが、中国はもとより海外における後年の五四運動研究までも毛沢東の新民主主義論から離れることが相当程度に難しいほど、毛が五四運動に与えた評価の影響は大きかった。

五四運動の公式評価が言及している「反帝国主義」が対華二十一カ条に端を発する日本の対中政策を指すことは自明であるが、対日抗戦下にあった一九三九年から一九四〇年にかけての毛沢東の論述が国内情勢の推移を日本との戦いという足下の現実結びつけたことは自然であったかもしれない。『青年運動の方向』で、毛は「いまの抗日戦争は中国革命の新しい段階であり、しかも、もつとも偉大な、もつとも躍動している、もつとも生氣にみちた新しい段階である。この段階では、青年たちは大きな責務をになっている。わが中国の数十年らしいの革命運動はかずかずの奮闘の段階をへてきたが、いまの抗日運動ほど広範なものは一度もなかった⁽⁵⁾」と述べ、孫文に始まったとする中国革命（旧民主主義革命）が毛の想定した新民主主義革命においては対日抗戦で「新たな段階」を迎えたと強調している。ここで毛は「抗日戦争の根本政策は抗日民族統一戦線」とまで断言しているが、これは革命を遂行する勢力が五四運動

を主導した学生（すなわち青年知識層）から「主力軍」としての「労農大衆」に浸透してゆくためには、対日抗戦という情勢変化を利用して広範な民族統一戦線の構築をめざすという革命構想を示したものである。

この民族統一戦線を中国共産党が指導することによって、「反帝国主義」の闘争と、国内政治における「反封建主義」の闘争に勝利するという毛沢東の構想は、続く『新民主主義論』、さらに一九四五年四月の『連合政府論』でより政権奪取への具体性を備えた理論として練り上げられることとなる。革命構想の出発点と位置付ける五四運動を「反帝国主義・反封建主義の愛国運動」と定義づけることは、ここに挙げた毛沢東理論の主要論文について指導思想の無謬性や政権奪取の正統性を担保する上で中国共産党にすれば必然ではあろう。しかし、五四運動の学生隊伍が「対華二十一カ条撤廃」など日本を標的とした排外的主張を掲げ、暴徒化した参加者が親日派とされた交通総長曹汝霖の邸宅を焼き討ちし、居合わせた駐日公使章宗祥に暴行を加えた事件をもつて「愛国主義的行動」との評価を与え、さらに二十年後の対日抗戦中に毛沢東が中国革命遂行の文脈で抗日の重要性を強調したことを想起するならば、五四運動が現代の中国政治、とりわけ対日外交や中国国内での国民教育において、日本の歴史認識問題を殊更に批判対象とする政治的動機に与え続けている影響は大きい。

中国政府は五月四日を「青年節」として五四運動を記念する。これは、中国共産党支配下にあった陝西・甘粛・寧夏辺区の青年組織による決定を一九三九年に党が組織的に追認したものであり、さらに共産党政権成立後の一九四九年十二月に政務院（現・國務院）が国の記念日に指定して今日に至っている。長く十四歳以上の青年に半日の休暇を与えられてきたが、國務院法制弁公室が休暇適用の上限年齢を「二十八歳以下」とする解釈を二〇〇八年に提示するなど、活動の実施管理は全くおろそかにされていない。

他方、中国国民党の対応をみると、国民政府も一時同様に五月四日を青年節に定めたが、国民党傘下の青年組織で

ある三民主義青年団が設立のため開いた一九四三年三月の第一次全国代表大会で、辛亥革命の先駆けとなった一九一一年の広州黄花崗起義にちなみ三月二十九日を青年節に改定した。混同を避けるため、それぞれ「五四青年節」「三一九青年節」と呼ばれる。『毛沢東選集（第二巻）』が「青年運動の方向」文末の青年節に関する注釈で「国民党は青年の革命化をおそれ、この決定を非常に危険であると感じ、三月二十九日を青年の日とすることにあらためた」とわざわざ言及したことは、中国政治においては五四運動の評価が毛沢東の革命理論を通じた結果共産党の側に握られ、政権の正統性を示す重要な歴史素材として利用される状況を図らずも示したといえよう。

二、示威活動としての五四運動のモデル

中国共産党政権下での自発的な、すなわち程度の差はあれ体制との摩擦を招く示威活動に投射された五四運動の影響を読み取る上で、運動の概略をここで行動分析的に整理してみたい。

まず五四運動の動機だが、事実としては通説の通りパリ講和会議における山東権益問題がほぼ日本の主張に沿う形で決着をみた点に尽きる。講和会議には北京、広東の南北両政府の代表が参加する拳国態勢で臨んだものの、駐米公使顧維鈞の熱弁も空しく日本の周到な外交工作を前に山東権益の回収を訴えた中国の要求は退けられた。

この事実が五四運動を引き起こすには遠近二つの状況が作用した。すなわち、①世界的なナショナリズムの広がり、②マスメディアを通じた国内世論の喚起による影響——であろう。①に関しては、米大統領ウッドロウ・ウィルソンが一九一八年一月に提示し、講和会議での米国の主張を形成した十四カ条からなる平和原則が、植民地問題の解決をめぐる「民族自決」を掲げたことが挙げられる。「抗日」意識に視座を絞るなら、これより以前に山東問題の発端

となった対華二十一カ条をはじめ、近くは日本統治下の朝鮮で五四運動の約二カ月前に起きた三一独立運動の動静も中国のナショナリズムを刺激することとなった。②に関しては、上海紙『申報』などの中国メディアが講和会議の動静を報じ、權益回収をめぐる外交の失敗をめぐる世論の憤激を誘った。とりわけ、パリに滞在して講和会議の動静を追った梁啓超が国内に送った電報の報告は、一部がこうしたメディアに掲載されベルサイユ条約への署名拒否を求める世論を突き動かし、五四運動に直接的な影響を与えることとなった。

一九一九年五月四日の街頭行動は、午後一時に北京大学をはじめとする三千人規模の学生らが天安門前に集結し、決起集会を開いたのに続き、請願書を列強の外交団に手交すべく天安門の南東に位置する東交民巷の外国公使館区域に移動した。当日が日曜日だったことで、学生らは当直書記官が代表者数人との面会に応じた米国を除き、英仏伊の公使館では公使不在との理由で請願書手交の目的を果たすことができず、公使館区域の門外で待機を命じられたデモ隊とともに「親日派」とされた交通総長曹汝霖の北京城内の邸宅に詰めかけた。曹は一時帰国中の駐日公使章宗祥と昼食を終えて共に帰宅したところであり、学生らは北洋政府が配していた警察官の警備を破って邸内になだれ込むと邸宅に放火し、邸内に隠れた曹を発見できないまま、その場に居合わせた章に殴る蹴るの暴行を加え負傷させた⁷⁾。

この五四運動初日の行動概要から、本論の冒頭で挙げた後世の行動でモデルとなる要素を改めて摘出すると、①学生主導の運動、②「日貨排斥」など日本を標的とする排外的主張、③「愛国無罪」を掲げた有形力の集団的行使、④天安門及び周辺の利用——が考えられる。ここではまず五四運動そのものの要素についてのみ述べ、後のパターン化やその派生形態については後で検討するが、ここで挙げた要素に横たわる「愛国≡排外」という狭隘な民族主義が止揚され、五四運動の精神の高みといふべき民主と科学の理念に置換された場合、現代中国にあつて民主化、すなわち一党独裁に挑戦する極めて強い原動力となり得る。これこそ中国共産党が民主化を警戒、抑圧する理由となっている。

学生、とりわけ北京大学が五四運動の主体となった①に関しては、中華民国の初代教育総長を務めた蔡元培が一九一六年に第二代の北京大学校長に着任して掲げた「思想の自由の原則を循し、兼容並包の義を取る」という校訓、すなわち古来儒教に覆い尽くされてきた伝統的な中国の知的空間にあって思想と学問の自由を敢然と掲げた蔡の革新的な教育理念と、この理念の下で北京大学に招聘された李大釗、陳独秀、胡適ら新文化運動の旗手であった気鋭の知識人による教育が疑いなく大きく影響した。近代的教育機関に属する学生という新興の若年知識層の形成と発展には、欧米の最新知識を吸収し造語を考案しつつ漢語に置換する膨大な作業に取り組んだ明治維新後の日本から知的成果が陸続もたらされたことや、各地の高等教育機関に日本の教育者が多数招聘された事績にも着眼すべきであろう。ただ、蔡元培の下に集められた教職員の布陣が五四運動の素地形成に果たした役割は突出したものであり、「このような体制のもとで、五四運動が国立北京大学に始まったことは、驚くにあたらない」というジョン・K・フェアバンクの指摘は十分に肯首し得る。

五四運動は北京での示威行動に続き、天津、上海、広州など地方都市への学生デモの波及と、これに続く小規模商人、手工業労働者によるストライキの形態を取りつつ運動を継続した。毛沢東の新民主主義革命をめぐる論考は、この過程に始まる労働者、さらには農民各層の伸長に着目したものであるが、五四運動の掲げた反帝国主義をはじめとする主張が地理的な横の広がり和社会の階層を貫く縦の浸透を獲得し得た点は、行動を通じて組織された学生によるところが大きであった②。社会変革に学生が先駆的な役割を果たすとの意識は前述の中国共産党による五四運動の称揚を通じて引き継がれた。後に第三世代の党指導部を形成した一九二〇年代生まれの共産党要人では、江沢民、喬石、銭其琛らのように一九四〇年代の上海など、とりわけ戦後の国共内戦期にあって国民党の支配地域で地下学生組織の活動を経たケースが決して稀でない。さらに、文化大革命中の紅衛兵についてすら、五四運動から半世紀を記念した『人

民日報』、『紅旗』、『解放軍報』の共同社説で「プロレタリア文化大革命において、青年知識分子、紅衛兵の戦士らが立派な功績を挙げたことは十分に肯定し得る。だが、彼らは五四運動以来の革命的知識分子が必ず歩む道——労働者、農民、兵士と結合する道を同じく歩まなければならないのだ¹⁰」と論じられたことは、文化大革命における政治理論であったことを考慮してなお、五四精神が中国社会における群衆としての学生に残した遺産の重さを示す。

次に②はどうか。五四運動が山東省の主権問題をめぐる日本の侵害排除を運動目的に掲げたことで、運動は「愛国主義」「反帝国主義」の範疇に位置づけられてきた。こうした認識が実際の学生らの思潮に引き継がれることで、五四運動に続く一九二〇年代以降に頻発した学生運動を通じて、「抗日」は社会に共有される「大義」に練り上げられた。とくに中国共産党が江西省瑞金根拠地において「中華ソヴェト共和国臨時政府」として抗日救国を掲げ、さらに毛沢東が長征途上の遵義会議（一九三五年一月）で党の指導権を奪取するにあたり、当時存亡の危機に追い込まれていた党の存立基盤をより明確な形で「抗日救国」という「大義」に求めた影響は極めて大きい。

一九三五年八月一日に共産党が「抗日救国のために全国同胞に告ぐるの書」（八一宣言）で発した抗日を目標とする内戦停止と統一戦線構築のメッセージは、共産党の国内工作を通じて中国社会に拡散した。三五年十二月九日に北京で起きた抗日への挙国体制を求める学生運動「一二九抗日救亡運動」（一二九運動）は、八一宣言を受けた共産党の組織的な工作であり、ここでデモの隊伍が高唱した抗日映画「風雲儿女」（同年五月公開）の主題歌「義勇軍行進曲」が中華人民共和国の成立から七十年を経た今日まで国歌となっている。党が国家の全般を指導する党国体制の下で、抗日を「大義」とする共産党の遺伝子が中国全体に組み込まれ、引き継がれてきたことは、日本との間で何らかの摩擦が生じれば中国国内で反日デモが繰り広げられる素地となっている。

さらに、有形力の行使が「愛国主義」を掲げることで容認され得るといふ③について検討する。近年の反日デモで

登場する「愛国無罪」との標語がこの概念を端的に示すのであるが、排外的な動機に基づく暴力的な集団行動が政治的に追認された例では、五四運動の約二十年前に遡る義和団事件がより顕著であろう。また、「愛国無罪」という表現が明確に用いられるのは、②で述べた抗日救国戦線の構築を要求する運動が広がる過程で沈鈞儒ら七人が逮捕された一九三六年五月の「七君子事件」と、続く沈らの釈放要求運動を待つことになる。五四運動はこの二つの事象のほぼ中間に位置するが、曹汝霖の邸宅襲撃と章宗祥への集団暴行が愛国主義の大義の下で行われ、加害学生らへの処分は是非をめぐる論争が結局処罰なしで決着したことは、大義を掲げる暴力が二十世紀を迎えてなお中国社会に是認される契機となった。処罰の肯定論は五四運動当時に北京大学でインド哲学を講じていた哲学者梁漱溟が提起した。梁の「学生事件を論ず」と題する「国民公報」紙上での論説は文明国家であれば法律に従って訴追手続きを進めよという明快な内容であったが、逮捕学生の釈放を求める学生組織の授業ボイコットや商工団体の学生支持表明、さらに北京大学をはじめとする各大学の校長らによる秩序回復の取り組みが相次ぐ中、学生らは釈放され、検察の訴追は退けられた。邸宅襲撃や暴行傷害という刑事事件をめぐる、被害者である曹汝霖、章宗祥に対して「国を売った罪」が問われた過程は、その言葉を直接用いるか否かを問わず、「愛国無罪」の理念が社会に受容されたことを示している。¹¹⁾

最後に④で挙げた天安門の利用をみよう。周知のことではあるが、天安門の歴史は明・永楽年間の北京遷都に伴い王宮である紫禁城の第一門として十五世紀初頭に建造された承天門に遡る。焼失後、清朝による十七世紀中葉の再建で天安門に名を改め、その後も大規模な修築を経つつ、門の位置は当初の建設当時から変わらない。天安門の左右には長安左門、長安右門があり、「千歩廊」と呼ばれた天安門から中華門¹²⁾までの長方形通路を加えたT字形の空間が形成され、辛亥革命後の一九一三年元旦の一般開放まで立ち入りは禁じられていた。今日の天安門広場はこの千歩廊を大きく拡張する形で中華人民共和国の建国十周年を控え一九五九年九月に造成された。五四運動の当時は長安左門、

右門の敷居にあたる門檻が撤去され、主要道路として長安街の東西往来が本格化した時期に当たる。

政治的な位置づけから天安門をみれば、明清の王朝期には新皇帝の即位など極めて重要な布告である「金鳳頒詔」¹³がその楼閣上で行われた。また、長安街の貫通を受けて可能になった天安門上からの閱兵式が一九一三年十月に臨時大總統袁世凱によって行われているが、この閱兵式や政治式典による權威や格式は学生らの大衆運動のモデル形成とは必ずしも交わらない。後の示威行動で舞台として活用されるのは天安門前の広場空間であり、楼閣の占拠を目指した運動も管見の限り見当たらないようだ。五四運動とこれに続く一九二〇年代の政治活動で天安門周辺の使用状況に着目した東京藝術大学、市川絃司の研究によれば、注目すべき事例として北京大学の教員、学生が一九一八年十一月十五日から二日間にわたり天安門前の広場で開催した「演説大会」が挙げられる。北洋政府の大總統徐世昌が紫禁城太和殿で第一次世界大戦の戦勝記念式典を実施したことに合わせた開催であり、わずか半年後に起きる五四運動と相当地な参加者が重なり、問題意識が継続されていたことも想像に難くない。市川は続く一九二〇年代の運動で天安門周辺の利用が進んだ原点はやはり五四運動にあると指摘しており、この点は当然の判断だと考えられる。

五四運動の学生デモはなぜ天安門前を集結地点としたのか。半年前の「演説会」が参加者の記憶に新しかったであろうことはひとまず置くとして、合理的な理由はデモが抗議文の手交を予定していた外国公使館の並ぶ東交民巷に隣接していたという、ごく常識的な利便性に求めることが妥当だろう。焼き討ち騒ぎとなった五月四日のデモに続き、五四運動は北京に限っても学生の街頭演説、ピラマキは連日行われたが、その後の活動で天安門での集結が確認される例は見当たらないようだ。市川の研究は五四運動二日目にあたる五月五日に文筆家周作人が目撃した光景をまとめた随筆「前門遇馬隊記」を引用して、天安門前の空間東側にあった戸部街付近で鎮圧に出動した騎馬警官隊と学生の衝突を記しておいるが、初日に抗議文の手交が米国公使館を除いて果たせなかったことをみれば、この衝突は東交民

巷への突入を図る学生とその阻止をめぐる警備陣との小競り合いと解することが自然であり、この時点で天安門前であることに格別の意味はなかったと考えられる。

以上、五四運動が後の学生らの運動に与えたモデルについて原型となった要素について概略をまとめた。これらの要素は、もとより五四運動の当事者が自覚的に実践したのではなく、その後の軍閥期をはじめとする大衆行動の回復の中で練り上げられ、さらには中国共産党が新民主主義革命の進展成果として確認することで固化されたのである。

三、五四運動モデルの反復的確認

五四運動が運動モデルとして練り上げられる過程として、一九二〇年代の学生を主体とした大衆運動が重要なプラクティスの機会となったことは多論を要さない。市川は五四運動後の一九二〇年代に北京で行われた学生、労働者、商工団体などの街頭での活動三十項目を挙げて天安門周辺の利用状況を検討しているが、このうち一九二七年の双十節（十月十日）に北京に在った奉天軍閥張作霖の閲兵式のケースは大衆運動とは性格が異なるため除外するとして、残る二十九項目のうち十九項目の街頭行動で天安門前を集結地点、または演説集会の会場として利用したことが明確になっている。デモの訴求内容をみると国民大会への批判など内政問題への移行が顕著であり、東交民巷の外国公使館区に隣接するという五四運動当時の対外的な要因は多くのケースで後退しつつも、天安門前が示威活動で頻繁に利用される場所として認知され始めたことが読み取れる。

それでも、北京の中央に位置するという利便性を超えて、政治的なトピクスとしての地位を天安門前の空間が獲得するためには、さらに認知を補強する表象（トータル）としての物語が欠かせない。この役割を果たした例としては、

一九二六年の「三一八惨案」が挙げられる。第一次国共合作の下で数千人の学生らが三月十八日に天安門前に集結し、「国民大会」を掲げる大規模政治集会に続き、段祺瑞ら北洋政府の首脳に面会を求め北京城内の國務院に詰めかけた結果、軍閥部隊の発砲で死傷者多数が出た事案である。中国共産党の代表は北方区執行委員会書記となっていた李大釗であり、流血地点こそ異なるものの、出発地となった天安門前を五四運動に続く政治の舞台として知らしめることとなった。事案の発端が北伐戦下の緊張状態に日本海軍艦が巻き込まれた偶発的な紛争（大沽事件）であり、義和団議定書に基づき八カ国政府が北洋政府に突きつけた外交通牒が抗議対象となったことで事案が「愛国主義」の範疇に落とし込まれたことも評価を高める役割を果たしている。

市川の研究は、都市機能としての広場について論じたポール・ズッカーの見解を引用し、広場の変化が建物の改築や破壊など「物理的な理由」と、広場への人の反応や解釈の変化など「心理的な理由」によることを挙げる¹⁴⁾。

天安門前の空間が政治的トピクスと認識される過程は、まさに「心理的な理由」の積み上げにはかならない。その過程は、五四運動による政治性の萌芽が「三一八惨案」を嚆矢とする一九二〇年代の基礎的経験の蓄積を経て、前述した「一二九抗日救亡運動」（一九三五年）で学生・大衆運動の段階が一応の完成をみたと筆者は考える。これは一九三七年七月に勃発した盧溝橋事件から一九四五年九月の第二次世界大戦終結まで北京が実質的に日本の占領及び親日政権の支配に置かれ、中国共産党の地下組織が注目すべき学生・大衆運動を発動し得なかったことも大きく影響しているが、戦後の動静に天安門がかかわった事例みると、第二次国共内戦期の一九四七年五月に共産党が組織した「反飢餓、反内戦、反迫害」を掲げる学生・大衆運動（五二〇事件）は北京にとどまらず全国レベルの運動規模で国民党政権を揺さぶった政治性は大きいといえ、北京でのデモに限ればすでに構築されていたパターンを踏襲した以上の特異性を見出すことはできない。

共産党政権下での天安門の政治性については、政権の成立と同時に、すなわち一九四九年十月一日に毛沢東が中華人民共和国の中央政府成立を宣言し、人民解放軍による最初の軍事パレードが行われた「開国大典」が新たな性格を与えた。それまでに獲得されたトポスの政治性がまさに五四運動を原型とした学生・大衆運動という「民による権威への挑戦」に集約されるのに対し、開国大典の挙行は「官による権威の宣揚」という対極的な意味を付与した。この権威性の下で、前述した天安門広場の大規模な拡幅造成が建国十周年にあたる一九五九年に国家事業として行われたのであり、ズッカーの主張する「物理的な理由」が天安門および周辺空間に加えられることとなった。本稿では都市空間の経時的な変遷を無視した名称の遡及的援用は避け、共産党政権による拡幅以後についてのみ「天安門広場」の名称を使う。天安門の樓閣は一九六九年十二月から翌年四月に行われた秘密工事によって完全に撤去され、現代建築基準に適合した原寸大のレプリカとして再建されたことが近年共産党自身により明らかにされたが、耐震設計やエレベーターの設置など毛沢東ら式典に参加する指導者の安全を考慮した施工は、まさに天安門および天安門広場の公的な権威性が高まったことへの裏付けでもあろう。

天安門広場を舞台とした共産党政権下での政治活動は、「官の権威」と「民の挑戦」の要素が時に絡み合い、時に対立する形で繰り返されて今日に至っている。対極にある二つの性格だが、そのいずれもが五四運動を起点とすることは強く認識すべきだろう。共産党政権の抱える矛盾やジレンマもまたここから生まれている。

中国の学生による政治運動として、共産党政権下で最大の規模となったのは、むしろ文化大革命における紅衛兵運動であった。これまでの文革研究で明らかのように、紅衛兵は対立する別の紅衛兵セクトをはじめ、古い思想などのいわゆる「四旧」、さらに打倒すべき対象とされた劉少奇ら「走資派」などに対してはラジカルな挑戦を厭わなかった半面、『人民日報』などの共同社説「五四運動五十年」（一九六九年五月四日付）が紅衛兵こそ五四運動の正統な系譜

に連なると位置付けたように、毛沢東を頂点とする権威には忠実であった。一九六六年に天安門広場で計七回行われた毛沢東による紅衛兵接見は、第二回（八月三十一日）を除き毎回百万人以上が参加した規模をもって天安門広場のトポスに政治的な記憶を積み重ねたが、「官の権威」による承認を求めた集会であったこと自体、五四運動以後の本来的なモデル、すなわち「民の挑戦」とは完全に異なる性格であったことを示している。

これに対して、次章で論じる一九八〇年代に発生した学生運動（いわゆる「学潮」）は、「反日」を掲げる当初の運動から民主化に目標を転換することで「民の挑戦」へと収斂し、その結果、一九八九年六月の天安門事件（第二次）でかつての北洋軍閥や、国民政府官憲による鎮圧が兇戯に等しくみえるまでの凄惨な武力弾圧を「人民の軍隊」によって蒙ることとなる。

この前段階に当たる一九七〇年代に目を向ければ、周恩来死去への追悼活動が鎮圧された一九七六年四月の天安門事件（第一次）と、七八年秋ごろから七九年三月まで北京・西単の「民主の壁」に張り出される壁新聞や非公認出版物を通じ活発な言論が展開された「北京の春」が中国民主化運動の変遷そのものを検討する上では重要となる。

しかし、本稿が目的とする五四運動がそれ以後の学生・大衆運動に残した影響の視点からみれば、七六年の天安門事件は文革派要人への反発は強かったにせよ、行動の目的と様態は周恩来の追悼活動から踏み出す間もなく短時間で民兵らに征圧され、その後は七八年の再評価までの過程が政治よって進められ、早期に名誉回復の決着をみた。「北京の春」については中国民主化運動の主要人物の一人となる魏京生がここから生まれたとはいえず、基本的に活動は言論表明の範囲にとどまり、鄧小平が実権を固めたタイミングで活動終息に追い込まれた。いずれも八〇年代の学生運動とは様相が異なっており、とりわけ「北京の春」は具体的な要求を掲げるデモ、集会を伴わない形態の特殊性のため、その意義や八〇年代への影響を認めつつも本稿では検討の対象からは除外した。

四、「愛国主義」の日中関係への投射

一九八〇年代の学生運動としては、三つの運動の波が挙げられる。すなわち、①一九八五年九月到北京で発生した中曽根康弘首相の靖国神社公式参拝（同年八月十五日）への抗議デモ、②一九八六年十二月に安徽省合肥の中国科技大学に始まり全国約二十都市百五十校に広がった自由・民主を訴える学内集会とデモ、③一九八九年四月の胡耀邦追悼に端を発し、六月四日の武力弾圧を迎えた天安門事件（以下、「第二次」の表記は省略）——が挙げられる。これ以後、純粹な形での学生運動は今日まで封じられており、一九九〇年代以降の米国、日本を標的とした排外的な街頭デモは八〇年代の運動と様相を大きく異にしたものである。

街頭、学内での示威活動のパタンから、五四運動のモデルとの類似性を俯瞰すると、上述した五四運動にみられた四点の特徴、すなわち「学生主導の運動」、「排外主張」、「愛国主義を掲げた有形力行使」、「天安門の利用」を概ね全て踏襲し得たのは、①のケースである。満州事変の発端である柳条湖事件の記念日（九月十八日）到北京大学、清華大学の学生ら千人以上が「日本軍国主義打倒」などを叫び、天安門広場をデモ行進したほか、当日の前後到北京大学で学内集会を繰り返して、北京の日本大使館への抗議書簡手交も学内討議で要求事項に上がっていた。¹⁶他方、スローガンには「愛国無罪」が掲げられており、当時党中央宣伝部長を務めた朱厚沢の回顧文によれば、国慶節にあたる一月一日に陝西省西安市に波及した数千人規模の学生デモでは、商店に掲げられた「日本製写真機材展示販売」の横断幕が焼き捨てられたという。¹⁷この運動は前月の終戦の日における首相の靖国神社公式参拝を契機としてとらえた行動であり、日本から見た場合のちの靖国問題に与えた中国の外交圧力に与する現象だったと解されている。

その理解は決して誤りとは言えない。ただ、運動が対外開放による日本製品の輸入増加で中国の対日貿易赤字が拡大したことへの不満という、本来は街頭デモになじみにくい事象までも問題として取り上げ、且つこれを「第二の中国侵略」とまで断じていた点は、運動の未熟さによるといふ解釈だけでは消化しきれない。参加者が数千人規模に達した点は日本がことさら排外攻撃の標的となり易いという五四運動以降のモデル分析を補強する好例ではあるが、他方この運動に続く八〇年代の学生運動では日本に照準を当てる排外的な主張が再び提起されることはなかった。これは如何なる理由か。

国営新華社通信出身の中国人ジャーナリスト楊繼繩によれば、デモの初日と同じ九月十八日から二十三日まで天安門広場に隣接する人民大会堂で開かれた中国共産党全国代表大会で、この学生デモの処理方針が討議され、「党委員会指導者が学校に深く入り込み学生と直接対話すべきである」⁽¹⁵⁾とする対話解決が胡耀邦の主導で決定された。この結果、警察などによる鎮圧も学生の検挙もなく事態は短期間に終息しており、学生らとしては「反日」を掲げることで党指導部の関心を引き寄せ、実際に孫平化ら当局が派遣した日本専門家との対話に漕ぎ着けている。八五年のデモが八〇年代後半の学生運動全体を束ねる共通の助走であったとみるならその効果は十分であり、着火剤としての「反日」の役割が八〇年代についてはこの最初の運動だけで達せられたとみることは続く民主化運動が描いた軌跡と矛盾しない。

事実、八五年のデモでリーダーを務めた当時北京大学物理系研究生の劉剛は、天安門事件から二十年後に筆者が亡命先の米国内で行ったインタビューの中で、靖国問題など「反日」を掲げたデモを実行した理由について、「あのデモは確かに日本批判を訴えていた。中国人がそうした感情を内に抱えていることは事実である。だが、それはあくまで表面的な話でもあった。日本批判をぶちまけることで、共産党政権に傷を負わせることができたのだ」⁽¹⁶⁾と述べてい

る。劉剛個人の軌跡をみても、続く八六年の学生運動で引き続き北京での指導役を務め、鎮圧後の八八年には北京大学を拠点に民主化サークルとなる「民主サロン」の活動にかかわり、八九年の天安門事件では警察の指名手配リストで三番目の主犯に挙げられて逮捕、投獄されている。八〇年代の中国民主化運動が「反日」体験を八五年に通過し、理論、行動の両面で学生運動のエネルギーを止揚する過程を自ら体験した人物の例である。

胡耀邦の総書記解任に至る②の一九八六年十二月の学生運動では、安徽省合肥の中国科学技術大学で地方選挙への不満が民主化要求を掲げた学内集会やデモとなり、上海など各地に飛び火した。天安門広場とのかかわりは逮捕者を出し運動の幕切れとなる八七年一月一日の北京でのデモだけだったが、この運動ではデモの外形的な特徴以上に、「民主」「科学」というより本質的な五四運動の精神が中国民主化運動の柱として明示された。旧ソ連の反体制学者にちなみ「中国のサハロフ」と呼ばれた天体物理学者、方励之が中国科技大の副校長の職を追われたのは運動が抑え込まれた八七年一月であるが、「ブルジョア自由化」⁽²⁰⁾に影響を与えたとして当局の批判を受けた八六年当時の言論をみると、五四運動への言及が有意に繰り返されている⁽²¹⁾。この解職を機に北京で民主化への傾斜をより鮮明にした方は、五四運動精神の評価と実行を書簡や寄稿、スピーチを通じて強めることとなった。

近現代中国の学生運動で出発点となった五四運動の系譜において、③に挙げた一九八九年の天安門事件に到って、五四精神の神髄である「民主」「科学」の要求と、政治的トポスとしての天安門広場が融合を遂げることとなった。学生運動の外的特徴に挙げた「反日」は八九年の運動で掲げられることはなかったが、政治体制改革を求め、自由と民主に傾倒する社会思潮とこれに参加する知識人の構成をみても①に挙げた八五年の事例に始まる八〇年代後半の民主化のうねりが連続性を有することは明らかである。学生を最も容易に街頭へ送り出す「反日」という着火剤を毎度使用する仕掛けは八〇年代後半の社会思潮において最早必要なかった。党内改革派や在野の民主化要求に対し「ブルジョ

「ア自由化」との論難を浴びせ、党のテーゼである「社会主義の道」「プロレタリア独裁」の堅持など「四つの基本原則」の下でその殲滅を決意した鄧小平や党内保守派にしても、一党独裁を否定する民主化思潮の連続性をむしろ早期に認識した。それ故に、この連続性を政治の最高レベルで断ち切る必要を認めたことが、改革派指導者の胡耀邦、趙紫陽を八七年、八九年にそれぞれ失脚に追い込む判断の基礎となったのである。政治体制改革が天安門事件を境に三十年に及び事実上凍結され、民主化への弾圧がむしろ激化してきたこの三十年間の中国の情勢は、自由、民主の訴えが連続性や社会への拡散性を獲得する以前に「断片」ないし「萌芽」のまま葬り去るといふ、天安門事件で共産党が得た教訓の冷酷なる実践でもあった。

ところで、天安門事件に至る学生、大衆運動が盛り上がるの最中にあつた一九八九年五月四日は五四運動七十周年の記念日であり、当日には自らの行動に五四運動を重ねる学生らが北京市内で十数万人規模のデモを展開した。連日の示威活動で掲げられた政府批判や民主化要求を糾合する理念として五四精神を取り込むことは蓋し当然の流れである。先行してこの点を意識していた方励之は、この七十年を記念した論考で、五四運動と連動して儒教による束縛からの解放を掲げた新文化運動の先駆性を高く評価しつつ、中国の改革の難しさを挙げて「五四から今まで七十年が過ぎたが、さらに何年を過ごせば、中国に転機が訪れるのか？この問題を思う度に焦慮、心痛、失望を禁じ得ないのである」と論じた。悲観的ともとれる論調はこの論考が胡耀邦の死去直前にあたる八九年四月四日に発表されたことも影響しているように、天安門事件の悲劇的な結末と、さらに今日に至る強権支配の継続を予見したかの悲観論は、方励之が二〇一二年四月に事実上の亡命先である米アリゾナ州で死去するまで修正されていない。

学生による五四精神導入の試みとしては、「民主サロン」の拠点となつた北京大学で発刊された雑誌『新五四』と、天安門事件の中心的な学生組織だった全国高校学生自治聯合会（高自聯）が発表した「新五四宣言」が確認できる。

『新五四』は学生リーダーの代表的な人物である北京大学歴史系一年の王丹らが、やはり胡耀邦死去より早い八九年四月五日にガリ版刷で創刊号を発行したもので、巻頭の「新五四宣言」では編集方針として「思想、言論の真の自由は天賦の人権にして神聖不可侵である。また多声的な声の存在は社会メカニズムが正しく成長するために必要な糧である⁽²³⁾」との視座を掲げた。前述の五四運動七十年を記念するデモ当日に高自聯が発表した「新五四宣言」は、「本日は我々は古き民族の象徴である天安門の前で、七十年前の先達に恥じるところはないと全国人民に宣言する」と述べた上、天安門広場での示威活動を「五四運動の継統と発展」と断言した⁽²⁴⁾。のちに「零八憲章」の発表など民主化運動への取り組みでノーベル平和賞を受賞する劉曉波は、高自聯の発表した宣言について「激情がほとばしり出ているだけで、空虚なスローガンが多いと失望した⁽²⁵⁾」という感想を残したとされる。それでもなお、同名の二つの宣言がいずれも学部学生らの手によるものであったことを思えば、宣言をより高度な理論に練り上げ、実践する時間を無慈悲な弾圧で奪われた悲劇に目を向けるべきであろう。また、その悲劇が他ならぬ劉曉波自身にも長期投獄と実質的な獄死という形で二〇一七年七月に降りかかったことは、まさに中国共産党政権による弾圧が五四運動に対する北洋軍閥の弾圧など足元にも及ばぬ徹底ぶりであることを証左である。

天安門事件以降、中国で民主化を掲げる学生運動は厳しく封じ込められている。中国での示威活動としては、土地収用反対闘争や年金支給をめぐる退役軍人の座り込みなど経済的、社会的要求による局地的な争議（いわゆる「群體性事件」）の中国各地での頻発や、新疆ウイグル自治区のイスラム系諸民族に代表される宗教・民族問題を背景とした抵抗活動を除けば、学生が集団で関与した大規模な街頭デモは外国を標的とするものに絞られる。主なものは、コンボ紛争下の一九九九年五月にベオグラード駐在の中国大使館が米軍機に「誤爆」された事案に対する北京・建國門外の米国大使館（当時）への大規模な学生らの反米デモと、日本政府の沖縄県尖閣諸島国有化への反発を機に起きた二

力沙汰を容認していたとの情報も広く報道された。こうした情報の真偽を逐一検証する方法はないが、同年十一月の第十八回中国共産党大会を経て総書記に就任した習近平の指導部が日中関係を国交正常化後最悪のレベルにまで引き下げた政治の方向性と完全に一致したことは濃厚な官製色という運動の特性を示す。

それぞれの反日事案に包含される官と民の要素は多寡が無論あったにせよ、日章旗の焼却や日本大使館の投石に始まり日系商店の略奪や果ては中国人ユーザーの日本車までも対象とした破壊や暴力の数々が、「愛国無罪」の叫びにより相当程度正当化され、公然と行われた事実に変わりはない。五四運動に参加した学生が同じ叫びのもとで交通総長曹汝霖の邸宅を襲撃した先例は、二十一世紀を迎えて繰り返されたのである。

五、五四運動精神の政治利用と中国共産党のジレンマ

五四運動から百年を経て、中国の政治、社会に残した当面のところ最も強く継承された遺産が「愛国無罪」を掲げての暴力的傾向であり、その標的には唯一ではないにせよ依然日本が取り上げられ易く、反日を掲げることが行動の激化と広がりにおいて最大効率の「燃焼度」をみせるという事実は否定し難いところであろう。歴代の中国政権、とりわけ国内の国民弾圧が与えた衝撃と、国外での冷戦終結やソ連崩壊により統治のレジマシーが大きく傷ついた江沢民以降の歴代共産党政権にとり、歴史問題で日本に論難を加えることは求心力を修復する上で有用であり、江沢民の下で一九九四年八月に共産党中央委員会が公布した「愛国主義教育実施要綱」はその柱となるものであった。

江沢民が愛国主義による国民統合に言及したのは、これより早く総書記就任後初めて迎えた一九九〇年五月の青年節、すなわち五四運動七十一年の記念演説である。この中で、江沢民は「現代中国にあって、愛国主義と社会主義は

本質的に統一されている」として社会主義体制の維持を愛国主義の発揚に託す論法を展開し、「新たな歴史的条件の下で愛国主義の伝統を継続的に発揚するためには、広く深く愛国主義教育を実施すべきである。こうした教育は少年児童の時から取り組むべきだ」と述べている。「愛国主義教育」に名を借りた中国の反日教育は、江沢民政権下で南京事件などをめぐる「歴史認識」が日中関係の課題として表面化した一九九〇年代後半になってその「実施要綱」が問題視されるに至ったが、江沢民の基本構想はすでにこの五四運動七十一年の演説に明示されていたことを忘れるべきでない。

江沢民演説で示された「愛国主義」の偏向した政治利用は、ちょうどその一年前の一九八九年五月に総書記在任中の趙紫陽が行った五四運動七十一年の記念演説⁽²⁸⁾と比較することで一目瞭然となる。ここでは趙も五四運動を「偉大な反帝反封建の愛国運動」としながらも、同時に「偉大な新文化運動、偉大な思想啓蒙と思想解放の運動だった」と述べ、「愛国、民主と科学」の継承と発展を均等に訴えている。むしろ、「民主がなく、科学がなければ、社会主義はなく、社会主義の現代化もない」とした社会主義の位置づけには、一年後に江沢民が試みた愛国主義へのすり替えなど微塵も紛れ込む余地はない。

五四精神の神髄を「愛国主義」のほぼ一点に求める恣意的な定義付けは、二〇一九年五月の五四運動百年にあたり習近平が行った記念演説でさらに拡大されるに至った。「白話」使用の提唱を通じて格式だらけの文語文で塗り固めた儒教支配の厚い壁に自由な思想の風穴を開けた新文化運動や、民主と科学という五四精神の近代的な特徴は、指導者の言説をはじめ中国共産党の公式な言語空間から天安門事件以降の三十年間で隅に追いやられ、党の支配に好都合な形での「愛国主義」だけが強調される歪んだ状況が続く。党の支配の範疇にとどまる限りは暴力を伴う「愛国無罪」も許容ないし黙認される半面、学生大衆のエネルギーが百年前の北洋政府への批判と同様に党の支配に矛先を向ける

可能性は悉く封じ込められている。集会、結社、信仰、報道出版、インターネット空間を含む言論や表現の自由が抑圧される中国社会の現状は、恰も趙紫陽が一九八九年の五四運動記念演説で民主や科学が封じられた社会の在り様として述べた「反民主、反科学的なものや、愚昧さらには野蛮なものが氾濫し横行するだろう」との予言に合致する。

初期の中国共産党メンバーが深くかかわった五四運動を称揚しつつも、実際には政治的な粉飾と恣意的な選別を施し、軍閥の弾圧が兇戯に思えるまでの強権的な抑圧で国民に向き合う現状は、五四運動の隊伍が掲げた理想に照らすならば中国共産党の統治が抱え込んだ政策哲学上の深刻なジレンマに違いない。このジレンマを根底から是正するためには、民主化を想定した政治体制改革の軌道に立ち戻るほかないと考えられるが、天安門事件以降三十年にわたり政治体制改革を封印して政権を引き継いだ党指導部がこうした認識を共有しているとは想像し難い。中国共産党支配の下で、指導部の都合のみを反映した五四運動精神の再構築と、あるべき民主化路線との乖離は、予見し得る将来においてさらに広がることが不可避と思える状況にある。

おわりに

本稿では、第一次世界大戦後の国際秩序構築と中国の権益回復をめぐる摩擦の下で起きた五四運動について、後の中国社会に引き継がれた学生・大衆運動のモデルという外形的な特性を示しつつ、「愛国主義」を運動参加者が共有することで示威行動は容易に反日性を帯びる傾向を明示した。中国における五四運動評価は、毛沢東の提起した新民主主義革命の理論を一步も離れず、社会主義体制への移行後も自らを中核と位置づける論拠に直結する。こうしてみれば、党が五四運動の公式評価を堅持することは必然である半面、五四運動精神の重要な柱である民主と科学に依拠す

る学生、知識人らの思想の自由を封じ込める現状が五四運動本来の在り様と激しく乖離することもまた避けられないのである。端的に言えば、上述のように、弾圧する側の中国共産党も、弾圧される側の中国民主化勢力も、それぞれが五四運動を評価し、五四精神の継承者を自負するというある種の奇観を呈しているのが現代中国の姿である。

こうした奇観の大きな特徴が、五四運動の精神的本質を愛国主義に集約させる中国共産党の試みであることは本稿でも論じたが、五四運動の遺産から「民主」を切り捨て、産業高度化や国防強化に資する先端技術に偏した「科学」のみを振興させている中国の国家政策に関しては、稿を改めて論じるべき課題であろう。民主なき強権体制に科学がひれ伏す状況は、狭隘な愛国主義がもたらす反日活動よりもさらに危険であり、その進行はまさに五四運動百年の今日、世界が目撃しているところである。五四運動七十年の記念演説で趙紫陽が愛国、民主、科学の三要素を並列させて訴えたように、この三要素の均衡を実現することが中国国民の福祉と国際秩序の安定に資することは疑いのないところである。

《註》

- (1) 毛沢東『五四運動』毛沢東選集(第二卷)〔外文出版社、一九七二年〕三二五頁
- (2) 武藤秀太郎『抗日』中国の起源〔筑摩選書、二〇一九年〕一八頁
- (3) 石川忠雄『中国共産党史研究』(慶應通信、一九六三年)四頁
- (4) 華崗『五四運動』(新文芸出版社、一九五二年)二〇八―二〇九頁
- (5) 毛沢東『青年運動の方向』毛沢東選集(第二卷)三二八頁
- (6) 同書、三三一頁
- (7) 武藤、二三七―二四三頁
- (8) J・K・フェアバンク(市古宙三訳)『中国(下)』(東京大学出版会、一九七三年)二五八頁

- (9) 同書、二五九頁
- (10) 「五四運動五十年」『人民日報』（一九六九年五月四日付）
- (11) 武藤、二四五―二四七頁
- (12) 皇城の南に位置する国門とされ、明清では「大明門」「大清門」と呼ばれた。「中華門」の名は中華民国から中華人民共和国に引き継がれたが、一九五〇年代の天安門広場の拡幅工事で撤去され、門の名も一切伝えられなかった。跡地には毛主席紀念堂が建つ。
- (13) 市川絃司「五四運動と一九二〇年代の大衆運動における天安門広場の使われ方に関する研究」『日本建築学会計画系論文集』二〇一八年三月、第八三巻第七四五号）五七三―五八二頁
- (14) 市川、五八〇頁
- (15) 「重建天安門」(二〇一六年)〈<http://www.zgdsww.org.cn/BIG5/n1/2016/0406/244522-28253859.html>〉(二〇一九年八月一日閲覧) など複数の中国共産党中央部局や機関紙、一般サイトで取り上げられている
- (16) 「北京で反中曾根デモ」『朝日新聞』(一九八五年九月十九日付朝刊)
- (17) 「朱厚沢憶一九八五年胡耀邦平息北京学潮」(二〇一五年)〈<http://culture.dnews.com/history/news/2015-10-07/59686330.html>〉(二〇一九年八月六日閲覧)
- (18) 楊繼繩『中国改革年代の政治闘争』(Excellent Culture Press、二〇〇四年十一月) 三〇二頁
- (19) 「遙かなる天安門⑥、愛国の危ういエネルギー」『産経新聞』(二〇〇九年六月一日)
- (20) 原文は「資産階級自由化」。共産党中央顧問委員会主任だった鄧小平が一九八六年の学生運動にあたりブルジョア自由化思潮の防遏を求め、政治改革に重点を置く胡耀邦、趙紫陽ら改革派との溝を広げる根源となった
- (21) 一例として、「談政治体制改革」『方励之文集(第二巻)』(方励之文集編集出版委員会、二〇一七年六月) 二二三頁
- (22) 方励之「従北京天文台看中国民主進程——紀念五四七〇年」〈<http://beijingspring.com/bj2/2009/240/2009326162245.htm>〉(二〇一九年八月十五日閲覧)
- (23) 「新五四」宣言」『新五四』〈http://www.tiananmenmuzhi.com/2015/04/blog-post_4.html〉(二〇一九年八月十五日閲覧)

- (24) 「新五四宣言」(http://www.tiananmenduzhi.com/2015/05/blog-post_2.html) (二〇一九年八月十五日閲覧)
- (25) 余傑(劉燕子編、劉、横澤泰夫訳)『劉曉波伝』(集広舎、二〇一八年) 一四四頁
- (26) 「二〇〇〇円もらってデモ参加」『産経新聞』(二〇二二年九月二十一日付朝刊)
- (27) 「江沢民、『愛国主義と我が国の知識分子の使命』について演説」『人民日報』(一九九〇年五月四日付)
- (28) 「建設と改革の新時代に五四精神をさらに発揚しよう——趙紫陽、首都青年の五四運動を記念する七十周年大会での講話」『人民日報』(一九八九年五月四日付)

(原稿受付 二〇一九年一〇月三一日)

印中・日印関係と中国の覇権主義

——チベット人としての視点から——

ハマ・ギャルポ

要旨 国際社会におけるインドの存在感が徐々に高まりつつある。人口一三億人を超え、経済面でも著しい成長を続けるインドは、近い将来、「世界の工場」と称される中国を追い越すと見られている。インドは日本にとっても極めて重要なパートナーである。日印関係の歴史は古く、特に近年では二〇〇〇年八月に森喜朗首相とヴァジバイ首相との間で「二一世紀における日印グローバル・パートナーシップ」を発出、その後、徐々に深化を遂げて二〇〇六年一二月に「日印戦略的グローバル・パートナーシップ」、さらに内容が具体化していき、二〇一四年九月のモディ首相来日に際して安倍晋三首相と「日印特別戦略的グローバル・パートナーシップ」を発した。この間、首相間の年次相互訪問を筆頭に、安全保障分野においても防衛大臣間、あるいは国家安全保障局間で定期協議が開催されており、日印合同の軍事演習も行われた。中国が進める「一带一路」構想は、明らかに経済・軍事面での習近平政権の覇権主義傾向と密接に繋がっている。インド洋沿岸諸国の港湾開発を支援する「真珠の首飾り」戦略も人民解放軍の足場を置くことで海上交通路を確保しインド洋を自らの勢力下に収めようとするものである。インド、そして日本は、そんな中国とどう向き合い、どう対峙すべきなのか。歴史的切り口から論じてみたい。

キーワード…覇権主義、チベット、日印関係、自由で開かれたインド・太平洋

はじめに——インドが中国を追い越す可能性——

近年、中国を凌ぐ勢いでインドの国際社会における存在感が高まりつつある。インド、中国いずれも人口が爆発的に多いことで知られ、現段階では中国が世界第一位の約一三億九〇〇万人、インドが第二位の一三億四〇〇万人だが、国連の推計によると二〇二七年前後にはインドが中国を抜き、人口世界一となる見通しである。^① 経済規模では、中国が世界第二位、インドが第七位と開きがあるが、潜在的には、そう遠くないうちにインドが中国を追い越すとの見方もある。

これまで中国は製造業を中心に「世界の工場」として著しい経済発展を遂げてきたが、そのポジションも間もなくインドに奪われるだろう。インドのモディ首相は政権発足間もない二〇一四年九月に「メイク・イン・インドイア (Make in India)」というキャッチフレーズを掲げ、インドを「ものづくり」の拠点にしようと訴えた。実際、例えば日本の自動車産業では、インドに工場を移転している企業も多く、中でもスズキは大成功を収めている。

言うまでもなく、中国もインドも古代文明から続く大国である。特に中国は唐の僧侶・玄奘三蔵（三蔵法師）のように仏教を始めとして多くの文化を「天竺」から受け入れてきた。そのため、日本人が自国の文化の源を古代中国に求めることに対して劣等感を抱くのと同じように、中国人もインドに劣等感を持つ傾向が残っている。逆にインドも、過去に繰り返し中国から領土侵犯を受けており、特に一九六二年一〇月の中国によるヒマラヤ越えの軍事侵入は大きなトラウマとして残っている。一九九八年五月の核実験の際も、当時のヴァジパイ首相は、これを自衛のためとした上で、中国の脅威が動機だったと明言し、^② 同じくフェルナンデス国防大臣も中国を「仮想敵国ナンバーワン」とした。

それは基本的に今も変わりはない。

近年においても、中国のインドに対する挑発が続く。印中国境沿いに道路やダムを次々と建設し、自然の川の流れに変更を加えて水力発電所を立てている。さらに、高地に強い戦車を導入して軍事演習を頻繁に実行し、羊飼ひ、民兵を先発隊として迷い込んだように見せかけてインド領内に送り込んでいる。

一方、日本においても近年の中国による透明性を欠いた軍事力の増強、特に積極的な海洋進出は、安全保障上の大きなリスクとなっている。尖閣諸島にしても、日本固有の領土であり、国際法上、領土問題は存在しないにも関わらず、中国は自らが捏造した歴史的根拠に基づいて領土権を主張し、周辺海域では頻繁に中国公船による領海侵犯が続いている。

とりわけ「能ある鷹は爪を隠す」が如く、虎視眈々と力を蓄えてきた中国は、習近平国家主席が登場して以降、その野心を隠すことなく、アメリカに代わって世界の覇権国になることを高らかに宣言している。インド、そして日本は今後、中国の覇権主義とどう向き合い、対峙すべきなのか。かつて、中国によってチベットという故国を奪われたチベット人の立場から考えてみたい。

一、印中間の緩衝地帯だったチベット

インドと中国は、幾度となく小競り合いを演じてきたが、イギリス領インド帝国、清朝の頃は衝突することはなかった。それは、この二つの国の中間にチベットという緩衝地帯が存在したからである。ロシア、中国、そしてインドを植民地支配していたイギリスは、チベットの地政学的重要性に鑑み、それぞれの思惑が複雑に絡み合う中で、チベッ

トは一七世紀から鎖国政策を採り、それを維持し、独立を保つことができた。

今日における「インド連邦共和国」と「中華人民共和国」は、いずれも新しい国である。インドは一九四七年八月一日に約二〇〇年の長きに及ぶイギリスの植民地支配から脱し、「インド連邦共和国」として新たなスタートを切る。これを機に、イギリスに代わって「新生インド」がチベットと深い関りを持つようになった。

一方の中国は一九四六年六月、毛沢東率いる中国共産党軍と蔣介石率いる中国国民党軍による国共内戦が勃発し、最終的に中国共産党軍が勝利を収め、一九四九年一〇月一日、北京を首都とする「中華人民共和国」ができ、敗北した蔣介石は「中華民国」を台湾に移転させた。インドの舵取り役を担うことになったのはネルー首相で、中国の方は毛沢東が実権を牛耳り、周恩来が実務処理に当たることになった。

だが、この二つの新国家誕生と同時に主権国家・チベットは独立を失うことになった。「中華人民共和国」成立間もなく、突如して中国共産党が「チベットは中国の一部であり、チベット人を外国の帝国主義者より解放するためにチベットめざして人民解放軍が進軍する」と発表したのである。³⁾そして、その言葉通り、チベットとの国境付近に人民解放軍を送り込んで攻撃訓練・準備を開始した。「帝国主義者」と言っても、長い間、鎖国政策を採ってきたチベットには当時、「帝国主義者」どころか外国人は数人しかいなかった。当然、これに対し、チベット政府は「チベットは中国の一部であったことは一度もなく、またチベットを支配する外敵勢力などそもそも存在していない以上、外国の帝国主義者よりチベットを解放する必要などない」との抗議声明を出し、同時に国境防備を固めようとした。⁴⁾しかし、この年の一〇月には四万人近い人民解放軍がチベット東部に押し寄せ、抵抗するチベット軍を瞬く間に制圧してしまう。

こうした事態にチベット政府は国連、アメリカ、イギリス、ネパール、そしてインドに対しても救済を求めた。インド政府は「この侵略は中国の益にならず、平和にも貢献しない」とし、サルダール・パテル副首相兼内務大臣も

「伝統的に平和を愛するチベットの民に対して武力を行使するのは遺憾な行為である。世界にはチベットほど平和を愛する国はない」としてチベットの独立を認めるべきと主張した。⁵⁾ さらに、ラージェーンドラ・プラサード大統領もインド議会で次のように述べた。⁶⁾

わが政府は偉大なる隣国、中国との間に友好関係を保ちつづけてきた。それゆえ中国政府が、平和的交渉手段がひらけているにもかかわらず、チベットに対し軍事作戦をとらざるを得なかったことを我々は非常に遺憾に思う。チベットはインドの隣国であるだけでなく、何世紀もの昔より文化その他の深い絆を維持してきた。それゆえインドはチベットで発生している出来事に関心を抱く必要があり、またこの平和の国の独立が保たれることを希望するものである。

しかし、「時すでに遅し」であった。ネルー首相に至ってはクリシュナ・メノン外務大臣のような容共主義者のアドバイスにまで耳を傾けた。もちろん、それは中国政府の外交戦術によるものである。後のネルー首相のダライ・ラマ法王と難民に対する支援を見る限り、決してチベットを見捨てようとは思っていなかったはずだが、優柔不断な性格故に右往左往する羽目になったのだろうと筆者は推測する。

そして一九五一年五月、中国は圧倒的な軍事力をバックに極めて不平等な一七条協定（中央人民政府とチベット地方政府のチベット平和解放に関する協約）を強要したのである。頼れる国のないチベットはラサから北京に使節団を派遣し対応しようとするも、一行は北京で拘束状態に遭い、仮に拒否すればラサに侵攻すると恫喝されてしまう。使節団はチベット政府から全権委任を受けていたわけではなかったため、公印を持っていなかった。それにも関わらず中

国は、使節団にチベット政府との連絡すらさせず、公印を偽造して無理やり一七条協定に調印させたのである。当然、これは国際法上、無効である。締結と同時に効力を発した一七条協定の主たる内容は次の通りである。

第一条 チベット人民は団結して、帝国主義侵略勢力をチベットから駆逐し、チベット人民は中華人民共和国の祖国の大家族の中に戻る。

第四条 チベットの現行政治制度に対しては、中央は変更を加えない。ダライ・ラマの固有の地位および職権にも中央は変更を加えない。各級官吏は従来どおりの職に就く。

第七条 中国人民政治協商会議共同綱領が規定する宗教信仰自由の政策を実行し、チベット人民の宗教信仰と風俗習慣を尊重し、ラマ寺廟を保護する。寺廟の収入には中央は変更を加えない。

第八条 チベット軍は逐次人民解放軍に改編し、中華人民共和国国防武装兵力の一部とする。

第九条 チベットの実際状況に基づき、チベット民族の言語、文字および学校教育を逐次発展させる。

第一〇条 チベットの実際状況に基づき、チベットの農・牧畜・商工業を逐次発展させ、人民の生活を改善する。

第一一条 チベットに関する各種の改革は、中央は強制しない。チベット地方政府はみずから進んで改革を進め、人民が改革の要求を提出した場合、チベットの指導者と協議する方法によってこれを解決する。

第一三条 チベットに進駐する人民解放軍は、前記各項の政策を遵守する。同時に取引は公正にし、人民の針一本、糸一本といえども取らない。

中国政府を「中央」、チベット政府を「地方政府」、中国を「祖国」としていることには違和感を覚えたものの、当

時は、中国を「宗主国」程度としか受け止めなかった人も少なくなかったようである。これは言わば香港より先に中国が企てたチベットにおける「一国二制度」である。しかし、結局、ここに記された項目は悉く破られたばかりか全く逆のことをされた。

一方、中国は、チベットに対するインドの力を排除すべく、様々な措置を講じていった。結局、インドも中国との外交関係を重視せざるを得なくなり、一九五四年四月、インド政府と中国政府は「中華人民共和国とインド共和国の中国チベット地方とインド間の通商・交通に関する協定」を結び、六月の周恩来のインド訪問に際しては、その前文にある①領土・主権の相互尊重、②相互不可侵、③相互内政不干涉、④平等互恵、⑤平和共存の「平和五原則」を再確認する。インドと中国の蜜月関係は、こうしてスタートした。それは逆に言えばチベットにとって悲劇の始まりでもあった。

平和五原則は、その後、印中間の友好促進におけるシンボリックな存在になっていった。やがてビルマのウー・ヌ、ベトナムのホーチミン、さらにインドネシアのスカルノ、エジプトのナセル、ユーゴーのチトといった戦後世界のリーダーたちも、これに共鳴し、一九五五年四月にインドネシアのバンドンで開催されたバンドン会議（第一回アジア・アフリカ会議）でも、「バンドン十原則」に、この平和五原則の精神が引き継がれた。

しかし、これらの約束を悉く無視したのは中国であった。チベット人から搾取しているのは何の生産性も持たない僧侶たちであるとして彼らを糾弾し、地主、豪族、貴族を対象に打倒キャンペーンを実施して、「人民の敵」とした。こうして徐々にダライ・ラマ法王を頂点とするチベットの社会体制を破壊していった。これに憤ったチベット人たちは人民解放軍に抵抗するようになり、ついにラサの民衆が立ち上がる。一九五九年三月一〇日のことである。当時のラサの人口の凡そ半分に当たる三万人もの人々が、ダライ・ラマ法王の夏期の離宮であるノル布林カに集結し、「チ

ベット独立」⁽⁶⁾、そして「中国軍はチベットから出て行け」とシユプレヒコールを挙げ続けた。圧倒的な軍事力を有する人民解放軍と民衆、そしてチベット軍との睨み合いが続く中、二〇日、「血塗られた金曜日」と呼ばれる大虐殺が始まった。人民解放軍は一斉にノルブリンカに向け砲撃し始め、民衆もろとも吹き飛ばし、同時にセラ、ガンデン、デプンの三大寺院も破壊し、僅か三日間で一人から一万五〇〇〇人もチベット人が犠牲となった。

人民解放軍の攻撃はダライ・ラマ法王の命をも顧みないものだったが、何とかインドへの出国に成功し、チベット亡命政府を樹立する。この時、八万人ものチベット人がダライ・ラマ法王に従ってチベットを後にした。ダライ・ラマ法王の政治亡命し、庇護の要請を受けたネルー首相は、ようやく事の重大さを認識したようである。インドへの入国と滞在を許可する以下のような電文を送った。⁽⁷⁾

わが閣僚たちとともに、私はあなた方を歓迎致します。そして、あなたが、インドに無事到着されましたことをお慶び申し上げます。私たちは、喜んで猓下、ご家族並びに随員団にインド滞留のための必要な便宜をはかります。猓下を心から尊敬しているインド国民は、猓下に対して敬意の念を捧げます。

これにより「ヒンドゥー・チニイ・バイバイ（インドと中国は兄弟）」とまで言われた印中蜜月時代は終わりを告げるのであった。その後も殺戮、破壊、強奪が繰り返され、一二〇万人以上もチベット人が命を奪われ、七〇〇〇カ所にも及ぶ寺院が破壊された。⁽⁸⁾

国連の下部機関は、このような行為を「計画的・組織的虐殺」と認定し、国連総会でも複数回、非難決議が可決されているが、中国政府は、これを「紙屑」扱いにした。チベットでは六〇年以上が経った今でも中国政府による人権

弾圧が繰り返されている。集会や表現、信仰の自由を抑圧し、二四時間体制で人々を監視している。鄧小平時代に緩和されたチベット語の教育や使用も制限されている。学校の運動会でチベット語の放送がなくなり、僧院が取り壊され、中国共産党が僧院を運営してダライ・ラマ法王の代わりに習近平主席の写真を拝むよう指導されているといった情報が頻繁に筆者のところに伝わってくる。さらに、ここ十数年の間に一五〇名以上ものチベット人が、中国政府に抗議するため自ら灯油を被って焼身自殺を図り、未だ多くの無辜の民が「政治犯」として獄中生活を送っている。

一方、中国はインドにも侵入し、これまで三回に亘って印中間で戦火を交える争いが起こっている。後にネルー首相は、仮にチベットが独立を維持していれば印中間の軍事的衝突もなかったはずだと口々に反省の弁を述べている。

二、中国による覇権主義の波及

香港に先駆けたチベットにおける第一弾の「一国二制度」は極めて悲惨な状態を招き幻と消えた。そして今、香港の「一国二制度」も同じ運命に直面している。香港返還までの中国との交渉において、当時、最高実力者であった鄧小平中国共産党中央軍事委員会主席はイギリスのサッチャー首相を恫喝し、「その気になれば中国はその日のうちに香港に入り、占領することもできる」とまで言⁹⁾って、半ば無理やりに一九八四年二月一九日、「英中連合声明」を発した。そこでは「中華人民共和国政府は、香港地区（香港島、九竜、「新界」を含む。以下香港と称する）の祖国への復帰が全中国人民の共通の願いであり、中華人民共和国政府が一九九七年七月一日から香港に対し主権行使を回復することを決定したこと」と「連合王国政府は、連合王国政府が一九九七年七月一日に、香港を中華人民共和国に返還すること」に加え、中国は香港を「特別行政区」とし、その根拠法となる「香港特別行政区基本法」を五〇年間、即ち

二〇四七年までは変えず、既存の司法制度を始め現行システムを維持することを約束した。しかし、実際は、香港の中国化は凄まじい勢いで進み、「一国二制度」は形骸化しつつある。二〇一四年九月から二ヵ月半に亘って繰り広げられた「雨傘革命」、そして二〇一九年四月に立法会に提出された「逃亡犯条例修正案」に端を発する香港のデモは、香港の自由と民主主義、人権が脅威に晒されている証である。香港市民が「香港の存亡のために戦う」と決起するのは当然である⁽¹⁾。一九九七年七月、中国への香港返還式典に出席した後、来日したサッチャー元首相は「できれば香港は手放したくなかった。(香港の中国への返還を取り決めた中英共同声明に) 調印したのは正しかったのか、と時々自問する」と、その心情を語っている⁽²⁾。後悔の念がひしひしと伝わってくる。

今やイギリスには、かつての「大英帝国」ほどの力がないことは明白である。イギリスから覇権を奪ったアメリカも、今日では中国と同じ土俵で戦う存在になっている。そもそも冷戦構造の中、対ソ戦略の一環として中国に対し、あらゆる面で協力し、膨張させたアメリカ自身にも責任がある。中国共産党の体質と野望を見抜けなかったことが、今の中国の傲慢さと過信を生んだのではないだろうか。それは日本も同じである。

かつて日中平和友好条約を結ぶ際、ソ連を覇権主義国と見做す中国は日本に対して「反覇権条項」の明記を日本に求めた。この時、日本は最終的には、その危険性を理解し条文において「両締約国は、そのいずれも、アジア・太平洋地域においても又は他のいずれの地域においても覇権を求めるときではなく、また、このような覇権を確立しようとする他のいかなる国又は国の集団による試みにも反対することを表明する」との文言を挿入することを了解した。しかし、今や中国は自らが覇権主義国となり南シナ海、東シナ海、西太平洋からインド洋に向けて、着々と侵攻を企んでいる。この矛盾に何ら恥じることも言い訳することもない。

今、中国は「中華民族の偉大なる復興」をスローガンに掲げ、二〇四九年までに、これを達成しようとしている。

筆者は幼少の頃から、中国に侵略されたチベット人の一人として、長く中国に関心を持ち、いや持たざるを得ない人生を歩んできた。ここで改めて感じるのは、中国の根本問題は、やはり漢民族の中に潜在的に内在している中華思想にあるということである。彼らには中華思想に基づく「世界覇権」の幻想がある。辛亥革命を起こした孫文以来、清朝の頃と同じ縮図を持つ「中華帝国」を築くという大きな目標が脈々と受け継がれていることは間違いない。この目標は第三者から見れば、途方もない誇大妄想のように受け止められるかもしれない。しかし、それは今の習近平政権が進める「一带一路」構想の内容を見れば、決して単なる誇大妄想ではないことは明らかである。

そもそも、この「一带一路」構想は二〇一四年一月のAPEC（アジア太平洋経済協力会議）で習近平主席が提唱、世界に向けて発表したもので、中国西部から中央アジア経由でヨーロッパを結ぶ「陸」の「シルクロード経済ベルト（一带一路）」、中国沿岸部から東南アジア、インド、アラビア半島沿岸部、アフリカ東岸までを結ぶ「海」の「二一世紀海上シルクロード（一路）」の二つのラインを軸とする。これが仮に現実のものとなれば、「一带一路」に該当する国は六〇数カ国にも及び、中国がアジアからアフリカ、ヨーロッパに亘る巨大経済圏を確立することになる。中国は、陸と海のシルクロード地域への道路、鉄道、港湾といった社会インフラの整備を支援することで、当該国の経済水準を底上げすると同時に交通網の形成によって貿易円滑化を図り、地域経済の統合を推進するとの「美名」の下、対象となる国々への政治的パワーを持つことを目論んでいる。つまり、「一带一路」構想は国際社会全体の「公共財」ではなく、中国自身の国際社会における優位性確立のためのツールなのである。

「一带一路」構想では、①政策面でのコミュニケーションを図る、②道路の相互通行を行う、③貿易の円滑化を図る、④通貨の流通を強化する、⑤国民の心を互いに通い合わせるといふ「互連互通」（相互接続）が提案されている。これは一見すると、経済交流の促進を趣旨としているかのように読めるが、そんな単純なものでは決してない。中で

も①と⑤は、事実上、中国の覇権主義に世界の国々が屈することを意味する。「陸」のシルクロードでは、人民解放軍が自由に移動できる鉄道や道路、「海」のシルクロードでは中国海軍が展開し得る港湾を建設していくことになれば、それは中華思想の具現化、中国の「世界覇権」が「一带一路」構想によって作られていくと見るのが自然であろう。しかも、筆者の故郷であるチベット、そしてウイグル（東トルキスタン）、南モンゴルといった中国が制圧している地域も「一带一路」構想の要所となっている。

その意味において、中国がアジアのみならず国際社会全体を覆い包もうとしている今、日本が手を携えるべきはインドである。確かに中国は世界の超大国になりつつあり、アジアのリーダーであるかのような振る舞いを見せているが、アジア、いや世界でも最も成熟した民主主義国はどこかと言えば、それは間違いなく日本とインドである。地政学的にもアジアの南西部に位置するインド、東に位置する日本が連携・連帯を図り、その輪の中に東南アジアの国々を含めれば、アジア全体の安定と平和に大きく寄与するものと考ええる。

三、戦後の日印関係と現在

(1) 岸首相とネルー首相

では、ここで日本とインドの歴史的関係について触れておきたい。インドは昔から親日国として知られている。戦後、日本においてインドの重要性を真っ先に認識したのは岸信介首相だった。一九五七年五月、就任間もなく、岸首相は東南アジア六カ国歴訪の旅に出た。訪問した国は、ビルマ（ミャンマー）、インド、パキスタン、セイロン（スリランカ）、タイ、中華民国（台湾）である。この頃、岸首相は日米安保条約の改定を目指していた。東南アジア六カ国

歴訪は、改定をアメリカ側に提起するための環境整備するための一環だった。岸首相は「アジアに平和と繁栄をもたらすことが世界平和に貢献する所以であり、同じアジアに位置する国家、民族として日本はアジア外交を積極的に展開しなければならぬ。(中略)アジアにおける日本の地位をつくり上げる、すなわちアジアの中心は日本であること浮き彫りにさせる」と意気込んでいた。¹²⁾

インドを訪れた岸首相はネルー首相と会談した。当時、インドは中立主義外交を掲げていた。世界はアメリカを中心とする自由主義陣営とソ連を中心とする共産・社会主義陣営とに別れた冷戦たけなわの状態にあった。そのような時期にネルー首相はアメリカにもソ連にも肩入れしないというスタンスを採っていた。ネルー首相は岸首相にインドの基本方針について「一国の基本政策は、その国のおかれている周囲の情勢と立場によって決定される。インドはイギリスと長い因縁があるほか、ソビエトや中共とも長大な国境で接している。このためインドが独立を維持してゆくためには、自由、共産どちらかの陣営にも偏しない、軍事的なタイアップをしない中立政策をとらざるを得ない。ただし中立は、思想的にはありえない。自由か反自由か、という場合に、どちらでもないということはあるのだ。私は、思想的には自由の立場をはっきりとる」と説明した。¹³⁾日米関係に重きを置く岸首相の考えにネルー首相は何ら異論を唱えず、会談は友好的に行われた。

岸首相がインドに到着した翌日、ニューデリー郊外の野外広場で「岸総理歓迎国民大会」が開かれた。集まった大衆の前にネルー首相は次のように演説した。些か長いが、これは日印関係がいかに緊密であるかを示す極めて重要な演説なので、岸首相の著書『二〇世紀のリーダーたち』(サンケイ出版、一九八二年)から引用したい。¹⁴⁾

「君たちは日本という国を知っているか。インドから見るとずっと東のほうの、太平洋の中の四つの島を中心と

した小さい島国で、インドのような大きなところではない、その総理が、今日来られている。自分はその総理を心から歓迎している」

「私の子供のときに日露戦争というものがあつた。そのころのロシアは世界で一番強い陸軍を持っていたが、日本はアジアのちっぽけな国だつた。この二つの国が戦争することになつたが、どっちが勝つかは戦う前に決まっているようなもので、世界中が、日本はひとたまりもなくつぶされてしまふだろうと思つていた。ところが、戦争してみると日本が連戦連勝、遂に勝つたのだ」

「英国からこのインドが独立するということは、できないことだと思つていた。それは、アジア人はヨーロッパ人にとてまかなわれないと思つていたからだ。いくらわれわれが頑張つても、こういう顔色をしているものは白人にかなわれないで、インド独立などといつてもできないのだということを、残念ながら思つていた。ところが、そんなときに日本がロシアをやつつけた。あのちっぽけな日本が世界一の陸軍国のロシアをやつつけたのだ。おれたちは日本より国も広いし人間も多い。おれたちだつて決意いかん、努力いかんではやれないはずがない」

「必ずインドは独立できる、と思うようになった。それから私は、私の一生をインド独立運動に捧げ、何度も監獄に入れられたけれども決してくじけず、とうとうインドを独立させた。そのお手本は日本だ」

「日本中が焼け野原になつたにもかかわらず、その戦争がすんで一〇年そこそこしかたないのに立派に復興し、科学技術も西洋にくらべてすこしもひけをとらないようになった。あらゆる面で私たちが参考にしてインドの建設をしなければならないのだ。そういう国の総理大臣をいま、お迎えしているのである」

イギリスに隷従し、屈辱と搾取に甘んじていたインドにとって日露戦争における日本の勝利は大きな励みとなり、

それがネルー首相の独立に向けたエネルギーとなったこと、さらに先の大戦で原子爆弾を落とされながらも、見事に再起した日本を見習うよう目の前のインドの人々に奮起を促したのである。この演説に岸首相は甚く感激したという。この時のエピソードは岸首相の孫・安倍晋三首相もインド訪問の際にスピーチの中で紹介している。しかも、紙面の関係上、割愛したが、演説の中でネルー首相は第二次世界大戦の末期の一九四五年八月に、広島（六日）、長崎（九日）にアメリカが投下した二発の原爆についても触れている。余り日本では知られていないが、インドでは八月六日になると、その犠牲者を追悼するため、国会において黙とうが捧げられる。世界広しと言えど、当事国たる日本を除き、黙祷を行っている国はインドだけである。その年の秋、今度はネルー首相の日本訪問も実現した。

（2）インドの核実験と森首相の訪印

岸首相に次いで、インドとの関係を重視したのが中曽根康弘首相であったが、二一世紀目前になると、小渕恵三首相も日印関係強化を訴えるようになった。小渕首相の盟友・野呂田芳成元防衛庁長官は、長らくチベットの支援活動にも取り組んだが、ヴァジパイ政権のフェルナンデス国防大臣とは特に親しかった。小渕首相は、一九九八年五月のインドの核実験により冷却化した日印関係を修復するためにインド訪問を考えた。インドの核実験は一九七四年五月以来のことで、この時は中国のインドへの侵入に対する対抗措置として実行したものであった。核実験は五月一日に三回、一三日に二回行われた。場所は前回と同じラジャスタン州のパキスタン国境に近いタール砂漠であった。日本を始め、フランスを除く欧米諸国はインドに対して経済制裁措置を採った。日本は世界で唯一の被爆国として激しく抗議し、ODA（政府開発援助）を停止した。

当時、日印間の協力・発展に向け献身的に東奔西走したのが平林博駐インド特命全権大使であった。平林大使は、

その誠実な人柄からヴァジバイ首相は勿論、特にフェルナンデス国防大臣からの信頼が厚かった。フェルナンデス国防大臣は大の親日家で、執務室には広島原爆ドームの写真を飾るほど、「日本人と日本政府の立場」を十分に理解していた。二〇一九年一月二十九日のフェルナンデス元国防大臣の逝去に際し、平林元大使は「ジョージ・フェルナンデス元インド国防大臣を偲んで」と題する追悼文を日印協会が発行する『月刊インド』二〇一九年二・三月号に寄せている。⁽¹⁵⁾

駐インド大使として着任した二ヵ月後の一九九八年五月、インドは核実験を強行しました。核実験の立役者の一人でしたが、本来は核兵器反対論であり、また「超」のつく親日家でした。わが国はこれに抗議し、新規の政府開発援助（ODA）も停止しました。核実験に抗議する筆者に対し、フェルナンデス大臣曰く、「インドの核実験は中国の核に対する抑止力を示すために已むに已まねず行つたものであり、本来は核兵器には大反対である。日本が唯一の核兵器被災国として抗議する気持ちは十分理解するので、米欧など諸外国の経済制裁などには反発するが、貴大使の抗議や日本政府による政府開発援助（ODA）の停止措置については甘んじて受ける」

以上のように述べたという。平林大使も「抗議は日印友好関係を損なう意図によるものではなく、核実験の広がり⁽¹⁶⁾を阻止するためであり、また唯一の被災国としての原則的立場や感情を知つてもらうためである」と繰り返し訴えた。そんな中、核実験後のインドとの関係修復に努めようとしたのが、小淵首相だった。インドが核実験をした当時は橋本龍太郎政権で、小淵首相は外務大臣だった。そのため当然、インドに対して抗議したものの、橋本政権の後を継いで小淵政権ができると、真っ先に訪印の検討を開始した。しかし、小淵首相は志半ばで脳梗塞に倒れ、内閣総辞

職に至り、後に鬼籍に入る。その遺志を継いだのが後任の森喜朗首相であった。

森首相は小渕前首相の思いを胸に二〇〇〇年八月、パキスタン、インド、ネパール、バングラデシュの順で南アジアを訪問した。この訪問は「各国との間の政治、経済、文化、人的交流等広範な分野での友好協力関係を増進することを目的とする」もので、特に「国際社会の中で戦略的な重要性を増しつつあるインドとの関係を強化し、二一世紀に向けた新たな関係を構築することを主眼」としたものだ¹⁷⁾。森首相は、まずインドのIT産業の中心地であるカルナタカ州の州都・バンガロールを訪れた。沿道には多くの人々で溢れ、森首相を熱烈歓迎し、デリーではヴァジパイ首相との会談はもちろん、ナラヤナン大統領、カント副大統領、野党であるインド国民会議のソニア・ガンディー党首を尊敬訪問し、インド商工会議所連盟では演説会にも臨んだ。ヴァジパイ首相とは、「二一世紀における日印グローバル・パートナーシップ」宣言を发出し、これによりODAのうち無償援助が復活し、有償援助も約一年後に再開された。

(3) 安倍首相とインド

二〇〇一年一月二月、今度はヴァジパイ首相が日本に来た。インドの首相の訪日は実に九年ぶりである。日本は森首相から小泉純一郎首相に交代したが日印関係は良好で、小泉・ヴァジパイ間で「グローバル・パートナーシップ」推進のための「共同宣言」が発せられた。二〇〇五年四月には小泉首相がインドを訪れた。インドではインド人民党から国民会議派に政権移行していた。だが、やはり日印関係は順調で、シン首相との間で「グローバル・パートナーシップ」は「アジア新時代における日印パートナーシップ―日印グローバル・パートナーシップの戦略的方向性」に格上げされた。さらに①対話と交流の拡充、②包括的な経済関係の構築、③安全保障対話・協力の拡充、④科学技術

協力、⑤文化・学術交流、人と人との交流の強化、⑥アジア新時代の幕を開ける協力、⑦国連その他の国際機関での協力、⑧国際的課題への対処の八項目に亘る「日印グローバル・パートナーシップ強化のための八項目の取組」の実施に合意が成された。

二〇〇六年一二月、続いてシン首相が来日し、今度は安倍晋三首相と「戦略的グローバル・パートナーシップ」に向けた「共同声明」を發出し、政治・安全保障、経済、科学技術、国民交流、地域的・国際的協力の分野における具体的取り組みに合意がされたが、特に画期的だったのが、毎年相互に日印双方の首相が相手国を訪問することが決まったことである。このような約束をしたのは日本にとってインドが初めてだった。安倍首相は、インドの地政学的重要性について長年に亘って訴え続けてきた。第一次安倍政権発足直前に著した『美しい国へ』（文藝春秋）でもオーストラリアやASEAN（東南アジア諸国連合）と同じくインドについても「インドとの関係をもっと強化することは、日本の国益にとってもきわめて重要」と記している^⑧。二〇〇七年八月、退任間際だったが、安倍首相がインドを訪問した。滞在中、安倍首相は「二つの海の交わり」という有名な演説をインド国会で行った。安倍首相は太平洋とインド洋を「自由の海、繁栄の海」と捉えて「一つのダイナミックな結合」を唱え、「インド洋と太平洋という二つの海が交わり、新しい『拡大アジア』が形をなしつつある今、このほぼ両端に位置する民主主義の両国は、国民各層あらゆるレベルで友情を深めていかねばならないと、私は信じております」と訴え、最後に次のように述べた。

私の祖父・岸信介は、いまからちょうど五〇年前、日本の総理大臣として初めて貴国を訪問しました。時のネルー首相は数万人の民衆を集めた野外集会に岸を連れ出し、「この人が自分の尊敬する国日本から来た首相である」と力強い紹介をしたのだと、私は祖父の膝下、聞かされました。敗戦国の指導者として、よほど嬉しかったに違

いありません。また岸は、日本政府として戦後最初のODAを実施した首相です。まだ貧しかった日本は、名誉にかけてもODAを出したいと考えました。この時それを受けてくれた国が、貴国、インドでありました。このことも、祖父は忘れておりませんでした。私は皆様が、日本に原爆が落とされた日、必ず決まって祈りを捧げてくれていることを知っています。

祖父・岸首相の訪印時に開かれた「岸総理歓迎国民大会」においてネルー首相が行った演説のエピソードを紹介したのである。安倍首相の演説が終わるとインドの国会議員が全員総立ちとなり、拍手が鳴り響いたという。その後、安倍首相は退陣するが、二〇一二年一二月に首相に再び咲くと、再びインドとの関係強化に乗り出した。

二〇一四年九月、モディ首相が来日した際、安倍首相との間で、さらに日印間の精神的絆を深めていくことを念頭に「特別」の語が加えられ、第一次安倍政権の時に発出した「戦略的グローバル・パートナーシップ」を「特別戦略的グローバル・パートナーシップ」へと昇格させた。平林元大使は「形容詞が三つも付いた関係は、世界でもないであろう」と高く評価している。¹⁹⁾

おわりに——これからの日印関係——

中国は今、「真珠の首飾り」戦略として、パキスタンやスリランカ、ミャンマーといった国々の港湾設備に積極的な支援を行い、そこへ人民解放軍の足場を置くことで海上交通路を確保してインド洋を自らの勢力下に収めようとしている。これは当然、「一带一路」とも重なる。これに対してインドは海軍力の向上と、日本、アメリカとの連携を目指

そうとしている。

安倍首相のインド国会における「二つの海の交わり」と題する演説は、単に日本とインドとの歴史的、文化的繋がりを踏まえた友好的関係を強調しただけでなく、安全保障面での協力を唱えたものでもあり、それは、二〇一六年八月にケニアで行われた第六回アフリカ開発会議で安倍首相が披露した「自由で開かれたインド・太平洋」構想へと発展した。この時、安倍首相は世界に向かって次のように訴えた。

アジアの海とインド洋を越え、ナイロビに来ると、アジアとアフリカをつなぐのは、海の道だとよくわかります。世界に安定、繁栄を与えるのは、自由で開かれた二つの大洋、二つの大陸の結合が生む、偉大な躍動にはなりません。日本は、太平洋とインド洋、アジアとアフリカの交わりを、力や威圧と無縁で、自由と、法の支配、市場経済を重んじる場として育て、豊かにする責任をにないます。両大陸をつなぐ海を、平和な、ルールの支配する海とするため、アフリカの皆さまと一緒に働きたい。それが日本の願いです。大洋を渡る風は、私たちの目を未来に向けます。サブライ・チェーンはもう、アジアとアフリカに、あたかも巨大な橋を架け、産業の知恵を伝えつつある。アジアはいまや、他のどこよりも多く、民主主義人口を抱えています。アジアで根づいた民主主義、法の支配、市場経済のもとでの成長、それらの生んだ自信と責任意識が、優しい風とともにアフリカ全土を包むこと。それが私の願いです。アジアからアフリカに及ぶ一帯を、成長と繁栄の大動脈にしようではありませんか。

安倍首相はアメリカのトランプ大統領就任直後から「自由で開かれたインド太平洋」構想を口にしてきた。アメリカも、この概念を受け入れ二〇一八年頃から具体的政策の中に盛り込まれている。実際、この年の八月にポンペオ国

務長官が東南アジア諸国を回った際に、日本と進める「自由で開かれたインド太平洋」構想を具体化するためのインフラや安全保障分野での投資計画を発表した。この構想は当然、インドも大いに歓迎した。二〇一九年六月のG20大阪サミットに際しては、安倍首相、トランプ大統領、モディ首相との間で「自由で開かれたインド太平洋」構想の実現に向けて連帯していくことでも一致した。ドイツやイギリス、さらにASEANにも積極的参加を求めており、その勢いは少しずつ広がりがつつある。

ただし、日本においては、特に国民レベルで日本とインドとの関係を強めていこうという動きは鈍い。多くの日本人にとってインドは、依然として「近くて遠い国」なのではないだろうか。内閣府の「外交に関する世論調査」(二〇一七年一〇月)でも、「インドに親しみを感じるか」と聞いたところ、「親しみを感じる」とする者の割合が四四・〇%、「親しみを感じる」八・六%+「どちらかという親しみを感じる」三五・四%、「親しみを感じない」とする者の割合が四七・四%、「どちらかという親しみを感じない」二七・〇%+「親しみを感じない」二〇・四%という結果だった。ただ一方で「今後の日本とインドとの関係の発展は、両国や、アジア及び太平洋地域にとって重要だと思うか」との問いに対しては「重要だと思う」とする者の割合が七一・七%、「重要だと思う」二八・六%+「まあ重要だと思う」四三・二%、「重要だと思わない」とする者の割合が一八・九%、「あまり重要だと思わない」一四・三%+「重要だと思わない」四・七%⁽²⁰⁾となっている。今後は国民間の草の根交流についても充実させていく必要があるだろう。

一方で日本の経済界においてはインドへの誤解や偏見も存在した。「カースト制度が残存し、近代的な経済交流が難しい」とか「連邦制で、地域によって習慣も文化も違い、自治意識も強く、国家間の合意がなかなか地域で反映されない」、中には「もしインドとの交流を強めた場合、その復讐として中国市場から追い出されるのではないか」といっ

た声まで筆者は聞かされた。⁽²⁾ 日本の経済界は、このように異常なまでに中国を気にする傾向がある。確かに中国に進出している企業にとつては、ある程度のリスクは覚悟しなければならない。しかし、逆に言えば外国の企業が出ていくことによる中国の経済的打撃の方が遙かに大きいのであって、日本の企業が委縮する必要はない。

中国の覇権主義は止まることを知らない。「二帯一路」構想は以前と比べ、多少、鈍化しているようにも見えるが、停止はしていない。こうした中国の暴走を食い止めるためにも、かつて、日本がインドの独立を支持したように、再び今の日本がインドと協力し、アジアの自由と平和のためにタッグを組むことが必要なのではないだろうか。

《註》

- (1) 「人口ピーク『二一〇〇年に一〇九億人』インド・中国減少へ 国連推計」『読売新聞』(二〇一九年六月一九日朝刊)。
- (2) *"Suo Motu Statement by Prime Minister Shri Atal Bihari Vajpayee in Parliament," available on Government of India*, 27 May 1998.
- (3) W・D・シャカッパ著、貞兼綾子監修、三浦順子訳『チベット政治史』(亜細亜大学アジア研究所、一九九二年)、三六八頁。
- (4) 同右。
- (5) 同右書、三七一〜三七二頁。
- (6) 同右書、三七三頁。
- (7) ダライ・ラマ法王日本代表部事務所ホームページ〈<http://www.tibethouse.jp/cta/world/international/19590310.html>〉二〇一九年一〇月一〇日閲覧。
- (8) 詳細はペマ・ギャルポ『犠牲者二二〇万人——祖国を中国に奪われたチベット人が語る侵略に気づいていない日本人』(ハート出版、二〇一八年)、五八〜六〇頁参照。
- (9) マーガレット・サッチャー、石塚雅彦訳『サッチャー回顧録』上巻(日本経済新聞社、一九九三年)、三三二頁。

- (10) "Hong Kong fights for its survival", *The New York Times*, June. 4, 2019.
- (11) 「香港手放したくなかった」サッチャーさん都内で講演「共産嫌い」も健在「読売新聞」一九九七年七月五日朝刊。
- (12) 岸信介「岸信介回顧録——保守合同と安保改定」(廣済堂出版、一九八三年)、三二二頁。
- (13) 岸信介「二〇世紀のリーダーたち」(サンケイ出版、一九八二年)、一二五頁。
- (14) 同右書、一二七～一三〇頁。
- (15) 平林博「ジョージ・フェルナンデス元インド国防大臣を偲んで」『月刊インド』二〇一九年二・三月号(日印協会、二〇一九年)、一一～一二頁。
- (16) 平林博「最後の超大国インド——元大使が見た親日国のすべて」(日経BP社、二〇一七年)、一四四頁。
- (17) 外務省ホームページ〈https://www.mofa.go.jp/mofaj/kaidan/kiroku/s_mori/arc_00/asia4_00/gh.html〉二〇一九年一〇月二二日閲覧。
- (18) 安倍晋三「美しい国へ」(文藝春秋、二〇〇六年)、一五九頁。
- (19) 平林博「最後の超大国インド」、前掲書、一五三頁。
- (20) 内閣府ホームページ〈<https://survey.gov-online.go.jp/h29/h29-gaikou/index.html>〉二〇一九年一〇月一九日閲覧。
- (21) ペマ・ギャルポ、前掲書、二一一頁。

参考文献一覧

【和文】

- 新潮社コラム・P・J・アブドゥル、ラジヤン・Y・S、島田卓監修『インド二〇二〇——世界大国へのビジョン』(日本経済新聞出版社、二〇〇七年)
- 石平『習近平の終身独裁で始まる中国の大暗黒時代』(徳間書店、二〇一七年)。
- 田村秀男『検証米中貿易戦争』(マガジンランド、二〇一八年)。
- 福島香織『習近平の敗北——紅い帝国・中国の危機』(ワニブックス、二〇一九年)。
- 宮崎正弘『日本が危ない! 一帯一路の罠——マスコミが報道しない中国の世界戦略』(ハート出版、二〇一九年)。

【英文】

- Bertil Lintner, *The Costliest Pearl: China's Struggle for India's Ocean*, Context, 2019.
- Bruno Macaes, *Belt and Road: A Chinese World Order*, Hurst, 2019.
- David S. G. Goodman, *Class in Contemporary China*, Polity, 2014.
- Harsh V. Pant (edited), *China Ascendant: Its Rise and Implications*, HarperCollins Publishers India, 2019.
- Elizabeth C. Economy, *The third revolution : Xi Jinping and the new Chinese state*, Oxford University Press, 2018.
- Sulmaan Wasif Khan, *Haunted by Chaos: China's Grand Strategy from Mao Zedong to Xi Jinping*, Harvard University Press, 2018.
- Tom Miller, *China's Asian Dream: Empire Building Along the New Silk Road*, Zed Books, 2017.
- Yang Yue, Li Fujian (edited), *The Belt and Road Initiative: ASEAN Countries' Perspectives*, World Scientific Publishing Company, 2019.

(原稿受付 二〇一九年一〇月三十一日)

(6) 投稿者は、編集委員会の査読を経て、修正・加筆などが済み次第、完成原稿他を、研究所が毎年定めた日までに、研究支援課に提出すること。

6. 校正

掲載が認められた投稿原稿の校正については、投稿者が初校および再校を行い、編集委員会と所長が三校を行う。

この際、投稿者が行う校正は、最小限の字句に限り、版組後の書き換え、追補は認めない。

校正は、所長の指示に従い、迅速に行う。校正が、研究所が定めた期日までに行われない場合は、紀要に掲載できないこともある。

7. その他

本執筆要領に規定されていない事項については、編集委員会の議を以て、所長が決定する。

8. 改廃

この要領の改廃は、研究所運営会議の議を経て、所長が決定する。

附 則

この要領は、平成29年4月1日から施行する。

付記：「その他」の区分・定義について

①	調査報告：	専門領域に関する調査。
②	資 料：	原稿区分の範疇以外で教育・研究上有用であると考えられるもの。
③	記 録：	研究所が主催する講演等の記録を掲載するもの。

以上

重して脚注，後注とも可能とする。

また，引用・典拠の表示は，日本語で一般的な方式に従うものとする。

- (6) 原稿区分は，「拓殖大学国際日本文化研究所紀要投稿規則」に記載されている種別のいずれかとするが，「その他」の区分，定義については付記のとおりとする。
- (7) 投稿原稿の受理日は，研究支援課に到着した日とする。
- (8) 完成した原稿1部とコンピューターの機種・使用ソフトを明記した電子媒体（以下，「完成原稿他」という。）を編集委員会宛に提出し，投稿者は投稿原稿（データ）の写しを保管する。
- (9) 上記分量を超えた投稿原稿は，編集委員会で分割掲載等の制限をおこなうこともある。

投稿者の希望で，紀要の複数号にわたって，同一タイトルで投稿することはできない。

ただし，編集委員会が許可した場合に限り，同一タイトルの原稿を何回かに分けて投稿することができる。その場合は，最初の稿で全体像と回数を明示しなければならない。

上記以外の様式等にて，投稿原稿の提出をする場合にも，編集委員会と協議する。

4. 投稿原稿表紙ならび投稿原稿の提出

紀要に投稿を認められた研究所員は，完成投稿原稿と一緒に「拓殖大学 国際日本文化研究投稿原稿表紙」を研究所が毎年定めた日までに，研究支援課に提出する。

5. 原稿の審査・変更・再提出

- (1) 投稿原稿の採否は，編集委員会の指名した査読者の査読結果に基づいて，編集委員会が決定する。
編集委員会は，原稿の区分の変更を投稿者に求める場合もある。
- (2) 提出された投稿原稿は，編集委員会の許可なしに変更してはならない。
- (3) 編集委員会は，投稿者に若干の訂正あるいは書き直しを要請することができる。
- (4) 編集委員会は，紀要に掲載しない事を決定した場合は，所長名の文書でその旨を執筆者に傳達する。
- (5) 他の刊行物に既に発表された，もしくは投稿中の原稿は，紀要に投稿することができない。

拓殖大学国際日本文化研究所
『拓殖大学 国際日本文化研究』 執筆要領

1. 発行回数

紀要『拓殖大学 国際日本文化研究』（以下、「紀要」という）は、原則として年1回、年度末に発行する。

2. 執筆予定表の提出

紀要に投稿を希望する研究所専任教員ならびに兼担兼任研究員（以下、「研究所員」という。）は、拓殖大学 国際日本文化研究執筆予定表（以下、「執筆予定表」という。）を、研究所が毎年定めた日までに、学務部研究支援課（以下、「研究支援課」という）に提出する。

3. 投稿原稿

(1) 分量・様式

投稿原稿の分量ならびに様式は、本文と注及び図・表を含め、原則として、以下のとおりとする。

①	論文	40,000字（1行40字×36行で27頁）以内	} A4縦版・縦書
②	上記以外のもの	20,000字（1行40字×36行で14頁）以内	

(2) 記以外の様式にて、投稿原稿の提出する場合には、研究所編集委員会（以下、「編集委員会」という。）と協議する。

(3) 使用言語

投稿原稿の使用言語は日本語、数字はアラビア数字を用いる。

ただし、日本語以外の言語での執筆を希望する場合は、事前に編集委員会に書面にて申し出て、許可を受ける。

その場合、許可を受けた投稿者は、必ず外国語に通じた人の入念な校閲を受けたものに限る。

(4) 図・表・数式の表示

(a) 図・表の使用は、必要最小限にし、それぞれに通し番号と図・表名を付けて、本文中に挿入位置と原稿用紙上に枠で大きさを指定する。図・表も分量に含める。

(b) 図および表は、コンピューター等を使って、きれいに作成すること。

(c) 数式は、コンピューター等のソフトを用いて正確に表現すること。

(5) 注・参考文献

注は、本文中に（右肩にパーレンで）通し番号とし、執筆者の意向を尊

(リポジトリへの公開の停止及び削除)

第8条 投稿者よりリポジトリへの公開の停止及び削除の申し出があった場合
または編集委員会がリポジトリへの公開の停止及び削除が必要と判断し
た場合には、リポジトリへの公開の停止及び削除をおこなうことができ
る。

(その他)

第9条 本投稿規則に規定されていない事柄については、編集委員会の議を以
て決定する。

(改廃)

第10条 この規則の改廃は、研究所運営会議の議を経て所長が決定する。

附則

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

(執筆要領および投稿原稿)

第5条 投稿原稿は、拓殖大学国際日本文化研究所紀要『拓殖大学 国際日本文化研究』執筆要領の指示に従って作成する。

- 2 投稿原稿は、図・表を含め、原則として返却しない。
- 3 学会等の刊行物に公表した原稿あるいは他の学会誌等に投稿中の原稿は、紀要に投稿することはできない（二重投稿の禁止）。

(原稿区分他)

第6条 投稿原稿区分は、次の表のとおり定める。

(1) 論文	研究の課題、方法、結果、含意（考察）技術、表現について明確であり、独創性および学術的価値のある研究成果をまとめたもの。
(2) 研究ノート	研究の中間報告で、将来、論文になりうるもの（論文の形式に準じる）。新しい方法の提示、新しい知見の速報などを含む。
(3) 抄録	国際日本文化研究所研究助成要領第9項(2)に該当するもの。
(4) その他	上記区分のいずれにも当てはまらない原稿（公開講座記録等）については、編集委員会において取り扱いを判断する。また、編集委員会が必要と認めた場合には、新たな種類の原稿を掲載することができる。

- 2 投稿原稿区分は、投稿者が選定する。ただし、紀要への掲載にあたっては、査読結果に基づいて、編集委員会の議を以て、投稿者に掲載の可否等を通知する。
- 3 紀要への投稿が決定した場合には、投稿者は600字以内で要旨を作成し、投稿した原稿のキーワードを3～5個選定する。ただし、要旨には、図・表や文献の使用あるいは引用は、認めない。
- 4 研究所研究助成を受けた研究所員の研究成果発表（原稿）の投稿原稿区分は、原則として論文とする。
- 5 研究所研究助成を受けた研究所員が、既に学会等で発表した研究成果（原稿）は、抄録として掲載することができる。

(投稿料他)

第7条 投稿者には、一切の原稿料を支払わない。

- 2 投稿者には、紀要3部を贈呈する。
- 3 投稿者が研究所員の場合には、掲載の抜き刷りを50部まで無料で贈呈する。50部を超えて希望する場合は、超過分について有料とする。

拓殖大学国際日本文化研究所紀要投稿規則

(目的)

第1条 拓殖大学（以下、「本学」という。）に附置する、国際日本文化研究所（以下、「研究所」という。）が刊行する紀要には、多様な研究成果及び学術情報の発表の場を提供し、研究活動の促進に供することを目的とする。

(紀要他)

第2条 研究所の紀要は、国際日本文化研究所紀要『拓殖大学 国際日本文化研究』という。

2 研究所長は、次の事項について毎年度決定する。

- (1) 紀要の『執筆予定表』の提出日
- (2) 投稿する原稿（以下、「投稿原稿」という。）及び紀要の『投稿原稿表紙』の提出日
- (3) 投稿原稿の査読等の日程

(投稿資格)

第3条 紀要の投稿者（共著の場合、投稿者のうち少なくとも1名）は、原則として研究所附属の専任教員、兼任研究員および兼任研究員（以下「研究所員」という。）とする。

2 研究所の編集委員会が認める場合には、研究所員以外も投稿することができる。

(著作権)

第4条 投稿者は、紀要に掲載された著作物が、本学機関リポジトリ（以下「リポジトリ」という。）において公開されることおよび当該著作物の著作権のうち複製権・公衆送信権の権利行使を研究所に委託することを許諾しなければならない。

2 共同執筆として紀要に掲載する場合には、共同執筆者全員がリポジトリにおいて公開されることおよび当該著作物の著作権のうち複製権・公衆送信権の権利行使を研究所に委託することについて承諾し、投稿代表者に承諾書を提出しなければならない。投稿代表者は、共同執筆者全員の承諾書を投稿する原稿と一緒に研究所に提出しなければならない。

執筆者紹介（目次掲載順）

長谷部 茂（はせべ・しげる）

国際日本文化研究所教授 中国哲学, 東洋史

ワシーリー・モロジャコフ

国際日本文化研究所教授 日本近現代史, 国際関係史

ポダルコ・ピョートル

青山学院大学国際政治経済学部教授 歴史学, 言語文化学

山本 秀也（やまもと・ひでや）

国際医療福祉大学 現代中国研究, 国際関係

ペマ・ギャルポ

国際日本文化研究所教授 南アジア, 印中関係

拓殖大学 国際日本文化研究 第3号

2020年3月19日 印刷

2020年3月25日 発行

編集兼発行人 拓殖大学国際日本文化研究所長 澤田次郎

発行所 拓殖大学国際日本文化研究所

〒112-8585 東京都文京区小日向3丁目4番地14号

Tel. 03-3947-7595

印刷所 株式会社 外為印刷

ISSN No.2433-6904

Journal of the Research Institute for Global Japanese Studies No. 3
Contents

〈Articles〉

Sutady on the Training of International
Human Resources in the Meiji Era :
Forcus on Takushoku Univesity..... HASEBE Shigeru (1)

Japanese Colonial and Continental Policy as Seen by
French Intellectuals (3) :
“Chinese Incident” and After MOLODIAKOV Vassili (45)

Acceptance of Russians in Japan:
Some Historical and Cultural Aspects of
Russo-Japanese Relations During Last 100 years PODALKO Petr (67)

Reflection of May Fourth Movement on Today's Japan-China Relations
..... YAMAMOTO Hideya (89)

〈Study Note〉

INDO-CHINA, JAPAN-INDIA Relations and
China's Hegemonism, a TIBETAN'S Perspective
..... PEMA Gyalpo (119)